

前期基本計画各施策の取組内容と課題

政策1 賑わいと活力を創出する地域産業づくり

施策項目 01 商業・サービス業

国・県の動向
・新型コロナウイルス感染症の影響による危機的な経済状況の中、国はポストコロナの持続的な成長につながる投資を加速するため、グリーン化、デジタル化、地方の所得向上、子ども・子育て支援を実現する投資を重点的に促進する方針を、「経済財政運営と改革の基本方針 2021(骨太の方針 2021)」で打ち出しました。 ・県は国・県等が実施する産業施策を一発検索できるウェブサイト「わかやま企業応援ナビ」を平成 29(2017)年 12 月にオープンしました。新型コロナウイルス感染症に関する事業者向け支援策情報をはじめ約 270 種類の施策(令和 3 年度)を掲載し、創業気運の醸成や人脈形成、資金調達など官民一体となった「オールわかやま」体制の構築を目指しています。
市の現状と課題
・新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言等が全国に発出されたことで、令和 2 年 4 月～6 月を中心に市内商工業者の売上は減少しました。本市では新型コロナウイルス感染症に対する感染予防を含めた経済対策として3度に渡りクーポン券を発行し、また、キャッシュレスキャンペーン(令和4年9月)を行うなど市内消費の喚起に努めました。また市内事業者に対しては消毒液やマスク、パーティションなどの購入のために衛生環境関連消耗品整備奨励金(令和2年、3年)として補助を行う一方、売上回復のために需要回復助成金(令和2年)により支援も行いました。また、事業継続支援給付金(令和3年、4年)による支援も行いました。 ・しかし、新型コロナウイルスの感染症の感染の波が繰り返し起こるなど、特に飲食店などを中心とした店舗では若干回復しているものの継続した売上の回復には至っていません。
関連する基礎調査データ
・本市の総人口は平成 12(2000)年の 70,469 人をピークとして減少に転じ、令和2(2020)年には 60,818 人となっています。将来人口推計では令和17(2035)年に人口が 50,000 人を下回り、令和 27(2045)年には 41,620 人と、平成 27(2015)年と比較して 20,000 人以上減少する推計となっています。 ・こうした人口動態を背景に、立地する事業所数は減少傾向で推移しており、平成 28(2016)年には 2,517 か所となっています。従業者数は、平成 16(2004)年から平成 21(2009)年にかけて増加傾向で推移していましたが、それ以降は増減を繰り返しながら 20,000 人前後で推移しています。 ・産業大分類別では事業所数、従業者数ともに卸売業、小売業が最も多くなっています。 ・卸売業の事業所数は減少傾向にありましたが、平成 26(2014)年より増加が続いており、小売業の事業所数は減少傾向にあります。 ・市内総生産は増加傾向で推移しており、平成 30(2018)年度には約 1,587 億円となっています。 ・平成 27(2015)年時点の第3次産業の生産(付加価値額)は 1,205 億円で、従業者一人当たりでは 774 万円となっています。一人当たり付加価値額の全国順位では 637 位となっています。生産規模・労働生産性ともに、第3次産業が最も大きいことがわかります。 ・地域経済循環分析から支出をみると、民間消費額 1,331 億円のうち、118 億円が市外で消費されており、消費全体の約1割が流出していることがわかります。ベッドタウンの特性上、和歌山市や大阪市などに消費が吸収されていることが想定されます。
関連するアンケート結果
・住民対象調査によると、橋本市が行っている政策のうち「商工業・地場産業」について重要度は 37 施策中 14 位で平均値を上回っている一方、満足度は 37 施策中 34 位で平均値を下回っています。また、回答者の定住意向について、住み続けたい場合と住み続けたくない場合の差が最も大きい項目は、「商工業・地場産業」となっています。 ・住み続けたくないと思う理由については、「買い物や日常生活が不便だから」が 56.0%と最も高く、次いで「通勤・通学など、交通が不便だから」が 50.0%、「飲食店や娯楽施設が少ないから」が 44.0%となっています。

【資料 3】

- ・小中学生対象調査によると、住み続けたくないと思う理由については、「都会で生活したいから」が 57.6%と最も高く、次いで「大学や働ける場所があまりないから」が 41.0%、「交通(バスや電車)が不便だから」「買い物などふだんの生活に不便だから」が 33.3%となっています。
- ・また、橋本市について、ふだんの暮らしで感じていることについて、『思わない(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合算)』をみると、「まちににぎわいや活気がある」が 39.1%と最も高く、次いで「歴史や伝統が感じられる」が 38.2%、「公園などの遊び場が充実している」が 31.6%となっています。
- ・これからの橋本市がどのような「まち」であってほしいと思うかについて、「特に思う」が最も高いのは、「犯罪や交通事故の少ない安全なまち」の 75.6%で、次いで「環境にやさしいまち」74.1%、「水や緑が豊かなまち」73.5%、「買い物などふだんの生活に便利なまち」73.0%となっています。
- ・市長になったらしてみたいこと(自由記述)のうち、分野別では「買い物などふだんの生活に便利なまち」が 119 件と最も多く、次いで「にぎわいや活気のあるまち」が 88 件、「環境にやさしいまち」が 72 件となっています。

取組成果

①魅力あふれる店舗、商業・サービス業の充実

- ・創業希望者に対しては商工会議所、商工団体と連携した支援により地場産品の販売や地元の食材を活用したメニューの作成など地域に密着した店舗づくりを行いました。

②商業環境の充実

- ・大規模小売店舗の進出にあたっては関係各課と情報を共有することで周辺住民の生活環境を配慮するよう事業者等に要請することができました。
- ・紀ノ光台での移住創業の補助金を活用した新規創業の店舗が数件開業しており、市内外を問わず広い地域からの来客に繋がっています。

③商業・サービス業充実のための各種制度の充実

- ・コロナ禍において衛生環境関連消耗品整備奨励金と需要回復助成金により支援を行ったことで一定の支出減の効果がありました。これらの情報提供にあたっては広報、ホームページだけでなく商工団体のDM、SNS、クーポン券参加団体への個別通知など繰り返し行い各種制度の情報が漏れなくいきわたりました。

④商業イベントの充実

- ・コロナ禍でイベントが実施できていません。

施策評価の結果

- ・少子高齢化が進み事業主の高齢化も進んでいるなか、新規創業や事業承継支援に継続的に取り組んでいきたいと考えています。また、デジタル化等の新たな事業経営の波にも対応していけるよう支援に取り組んでいきます。(総合評価:C)

外部評価の結果・意見

【施策の進捗状況:C(やや悪い)】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、サマーボールやまっせ橋本などのイベントが開催できていない。
※まっせはしもとについては、令和4年11月5日、6日で開催予定
- ・創業支援の独自セミナーができていない。

【協働の適切性:B(一部見直しの余地あり)】

- ・商工会議所、商工会等と連携し、基盤強化を図る必要がある。

【施策方針の適正性:A(適切である)】

- ・妥当である。

【施策や事業に対する意見・アドバイス】

- ・新規創業時には情報収集や相談など支援が必要。コロナ禍でもオンライン相談等支援する必要がある。
- ・事業主の高齢化が進む中、新規創業、デジタル化などの新たな経営への対応は難しい面もある。ニーズを把握し、支援内容を検討してはどうか。
- ・橋本駅前もそうだが、林間田園都市駅前の活性化も重要。

施策の課題

①魅力あふれる店舗、商業・サービス業の充実

【課題】

- ・安定した経営を続けるためには販路や労務等について学ぶ必要があるが、現在市独自でセミナーを実施できていないため十分な知識を持たず開業してしまう場合がある。
- ・住民対象調査や小中学生対象調査では、住み続けたくないと思う理由として「買い物や日常生活が不便だから」「飲食店や娯楽施設が少ないから」などが上位を占め、定住意向を左右する重要なポイントになっていることを示唆しています。消費全体の約1割が市外に流出している現状を打破し、むしろ市外からの買い物客等の流入を起こすような商業機能の充実を促進する必要があります。買い物支援、外出支援については関係部署協議を行い、早急に具体的な対策案を示すように準備している。
- ・林間田園都市駅、橋本駅など通勤拠点となっている駅前地区では、通勤者などにとって利便性の高い職業・サービス業が提供できるように商業機能の充実を推進する必要があります。

【方針】

- ・特定創業事業計画に沿った型でのセミナーを実施することにより、安定した経営を続けることができる優良な事業者を発掘する。特に駅前地区などでの創業希望者や雇用の創出につながる創業に対して支援を強化する。

②商業環境の充実

【課題】

- ・新規創業が増加しているものの、キッチンカーやWEBを活用した創業が増加しており空き家や空き店舗を活用した創業が減少している。今後は和歌山県の地域課題解決型の補助金を活用した空き家や空き店舗を活用した創業の推進が課題。
- ・駅前や市内商店では、観光需要など新たな機能を取り入れて、空き家・空き店舗の利活用の促進に努める必要があります。

【方針】

- ・橋本駅前など空き店舗が増加している場所での創業に対して商工団体と協力した支援を強化する。

③商業・サービス業充実のための各種制度の充実

【課題】

- ・コロナの流行の波が断続的にきており、一旦落ち着き売上が回復の兆しを見せても、長続きしないため継続的な支援が求められている。その中で国、県、市と類似の補助制度があることから、事業者によっては複雑化しており申請する機会をのがす場合もある。
- ・社会ニーズに応じた創業・起業しやすい環境整備や情報提供を、国・県や関連団体と連携しながら促進する必要があります。

【方針】

- ・今後国からの支援金の給付状況をみながら市として補助制度などの検討を行う。情報提供にあたっては市からの支援はもちろん国や県の支援制度についても積極的な発信を行う。

④商業イベントの充実

【課題】

- ・コロナ禍によるイベント実施の見極めが必要。

【方針】

- ・商工団体と協力したイベント開催などについてコロナの感染状況と国の方針を見つつ計画を作成し、安全な実施に取り組む。

★共通

- ・ポストコロナ社会への適応が求められる中、キャッシュレス決済や EC サイト、テレワークの導入など、新たなビジネスモデルへの転換に取り組む事業者を支援する必要があります。

【資料 3】

・事業承継が円滑に進まず小売業・サービス業の事業規模縮小や廃業による地域経済の衰退が危惧されます。
経営改善に対する意識改革や産業振興に向けた対策が必要です。

施策項目 01-2 工業・地場産業

国・県の動向
・新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大のみならず、近年、我が国製造業のサプライチェーンのリスクとなる「不確実性」は高まる一方です。加えて、世界各国でカーボンニュートラルやデジタルトランスフォーメーション(DX)の取組が急速に進展しており対応が急がれます。 ・県はウェブサイト「ものづくり和歌山」(日本語、英語、中国語)を開設し、ニットやパイルをはじめとする繊維や皮革等の素材関連産業、漆器、家庭用品、家具、建具等の生活関連産業、さらには化学や機械金属などの最先端技術を生かした産業等、県内の伝統と革新のものづくりを紹介し、ビジネスチャンスの拡大を図っています。
市の現状と課題
・企業誘致が進むにつれ橋本市内で就業する人口が増加しています。反面若い世代の県外への流出もあり、必ずしも働き手が充足されている状況にはありません。 ・へら竿やパイル織物などの伝統産業では、後継者の育成が喫緊の課題となっていることから市の委託事業を活用した後継者育成の準備を進めており、今後コロナ禍が終わり人の移動が活発になった時点で積極的な取り組みが必要な状況となっています。
関連する基礎調査データ
・製造品出荷額等の推移をみると、平成 25(2013)年までほぼ横ばいで推移していましたが、平成 26(2014)年以降年々増加しています。一方で、近隣地域及び類似自治体平均と比較すると低い水準となっています。 ・市内製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移をみると、平成 21(2009)年から令和元(2019)年の 10 年間で従業者数は約 1.7 倍、製造品出荷額等は 2.2 倍に増えています。内訳として、本市の主要産業である繊維工業の従業者数及び製造品出荷額等が増加しているほか、化学工業や輸送用機械器具製造業も増加傾向で推移している一方、木材・木製品製造業や鉄鋼業、業務用機械器具製造業の従業者数及び製造品出荷額等が減少傾向にあります。 ・平成 27(2015)年時点の第2次産業の生産(付加価値額)は 247 億円で、従業者一人当たりでは 668 万円となっています。一人当たり付加価値額の全国順位では 1,110 位となっています。
関連するアンケート結果
・住民対象調査によると、橋本市が行っている政策のうち「商工業・地場産業」について重要度は 37 施策中 14 位で平均を上回っている一方、満足度は 37 施策中 34 位で平均を下回っています。また、回答者の定住意向別で住み続けたい場合と住み続けたくない場合の差が最も大きい項目は、「商工業・地場産業」となっています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述を分野別の件数でみると、「地域公共交通」に次いで「商工業・地場産業」が多く、そのなかで商業施設等の誘致や駅前再開発などに関する意見や要望がみられました。
取組成果
①工業の振興 ・先端設備等導入計画に基づく税優遇により生産性向上を目指した設備導入が増加しています。 ・企業の要望に応じ県や市の各種優遇制度を合わせて案内することで制度の活用を推進しています。 ②地場産業の経営基盤の強化 ・高野口パイル織物については、東京原宿、両国で開催されている展示会(ぷわぷわ)に販路開拓への協力として参加。また紀州へら竿については後継者育成にむけた体制の整備(匠工房の整備など)をすすめました。 ③はしもと製品のブランド化の推進 ・展示会への出展や新商品開発等に係る事業者支援により、はしもと製品の販路開拓につながっています。 ・ふるさと橋本応援寄附金の活用拡充により、はしもと製品のPR及び販路開拓につながっています。 ・民間事業者と連携したプロモーション動画の配信、加工品の開発販売、イベント企画等への商品提案等により、はしもと製品のPRを推進しています。 ・都市圏料理店との協賛による料理フェアにより、はしもと製品のPRを推進しています。
施策評価の結果
・各商工団体との連携を図りながらデジタルやグリーンといった時代の波に事業者が乗り遅れないように補

助制度の情報提供等の支援に取り組んでいきます。また、地場産業の後継者育成等の課題にも合わせて産地団体の支援に取り組みます。加えて、地域産品の稼ぐ力を高める事業者支援にも継続的に取り組んでいきます。(総合評価:C)

外部評価の結果・意見

【施策の進捗状況:C (やや悪い)】

・コロナの影響を踏まえた事業者支援が必要。

【協働の適切性:C (見直しの余地あり)】

・地元高校など後継者育成に向け、教育との連携、協働が重要。

【施策方針の適正性:B (一部見直しの余地あり)】

・シティプロモーションについて、セールスポイントを整理して、適切な手法で PR していく必要がある。

※令和4年度においてシティプロモーション事業の見直しを、民間活力を利用し行っている。

【施策や事業に対する意見・アドバイス】

・ブランド化や情報発信について経済推進部内で方向性が見えにくいので、整理する必要がある。

・大学等でのリカレント教育は県もタイアップしているので、活用しては。

・IT サテライトオフィスや IT 企業を誘致しては。

施策の課題

①工業の振興

【課題】

・令和5年3月31日まで延長となったが、それ以降設備投資の機運が損なわれる可能性があり、特に小規模の事業者では現在もコロナ禍により設備投資を控える傾向にあります。

【方針】

・企業誘致に合わせて各種優遇制度を案内し、企業の誘致だけでなくデジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルを含めた設備投資についても推進できるよう取り組みをすすめます。

②地場産業の経営基盤の強化

【課題】

・少子高齢化がすすむ現状では地場産業に興味を持つ若者が減少しており、後継者の確保が難しい。

・中小企業経営者の高齢化や後継者不足が社会的な課題となっており、将来の事業承継に不安を抱える事業者に対し、支援する必要があります。

【方針】

紀州へら竿は一定の経験期間を要するが、その間の収入が見込めないため今後後継者候補を確保するためには国や県などの補助金を活用し金銭的な負担を軽減できる仕組みを検討し受け入れ体制を整える。

③はしもと産品のブランド化の推進

【課題】

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、オンライン活用に大きく傾いたことを受け、魅力発信や販売手法の変化が必要となっています。

・事業者、生産者支援について、オンライン化を含め多くの事業者が活用できるような制度設計が必要となっています。

・商品開発、メニュー開発、販路開拓など、市独自での取り組みには限界があるため、民間事業者とのさらなる連携が必要となっています。

・はしもとブランドの推進においては、はしもと産品の良さを知っていただくための各種の取り組みや情報発信により、一定数のリピーター、ファンの獲得は進みつつありますが、まだ認知度向上が不十分な状況です。他の産地等との差別化が図れるよう、引き続き新商品の開発や既存商品の付加価値の向上を図る必要があ

ります。また、魅力発信から販売につながる出口づくりの強化も併せて必要となっています。

【方針】

・ライブコマース事業、テレビ企画、SNSなど各種情報発信により、はしもと産品の認知度向上、リピーター確保、新たなファン獲得を目指します。また、事業者が新たに地域産品(商品)開発を行うことや、魅力発信から販売につながる販売出口作り(多様な販売チャンネル支援)を行うことで、地域産品での「稼ぐ力」を高めます。

・ IT サテライトオフィスや IT 企業の誘致を図る必要があります。

施策項目 02 農林業

国・県の動向
・令和 2(2020)年度のカロリーベースの日本の食料自給率は過去最低水準の 37.2%でした。国は令和 12(2030)年度までには食料自給率を 45%に高める目標を掲げていますが、食料・農林水産業は、自然災害や気候変動に伴う影響、生産者の減少等による生産基盤の脆弱化や農山漁村の地域コミュニティの衰退等の課題に直面しています。 ・国は食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための「みどりの食料システム戦略」の検討を開始し、令和3(2021)年3月に中間取りまとめを公表しました。また、令和2(2020)年 12 月に「総合的な TPP 等関連政策大綱」を改訂し、強い農林水産業の構築、経営安定・安定供給の備えに資する施策等を推進することとしています。 ・県は「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和 2(2020)年 3 月改訂)の中で農林水産業の振興について戦略目標値(2024 年度)と長期目標値(2026 年度)を置いた進捗管理目標を設定して達成を目指しています。
市の現状と課題
・コロナ禍の影響により、長計の策定年度に対する農家の平均所得の上昇については単純に図ることはできませんが、就農支援による新規就農者の確保や、高野山麓精進野菜の取組み、橋本ふるさと便等の各種農業施策、農業振興条例の策定による農家支援制度の充実等により、農家の意識は徐々に良い方向に変化してきています。
関連する基礎調査データ
・農家戸数は年々減少しており、平成 27(2015)年には 1,895 戸となっています。農家戸数の減少とあわせて耕作放棄地も増加しており、平成 27(2015)年には平成 22(2010)年の約 1.2 倍に増加しています。 ・本市の農業産出額は平成 28 年度を境として減少傾向で推移しており、令和元年度時点で 35 億8千万円となっています。農産物別で農業産出額をみると、果実の農業産出額、鶏の農業産出額が減少傾向で推移しています。 ・平成 27(2015)年時点の生産(付加価値額)をみると、第1次産業の生産額は 29 億円で、従業者一人当たりでは 176 万円となっています。一人当たり付加価値額の全国順位(全国 1,741 市区町村中)では 1,354 位となっています。 ・本市の林野面積及び経営耕地面積は年々減少傾向にあり、平成 27(2015)年には林野面積は 7,241ha、経営耕地面積は 825ha となっています。 ・経営耕地面積の増減を比較すると、本市の経営耕地面積は平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で 12.3% 減少しており、類似自治体平均の倍近い速度になっていることがわかります。また、耕作地放棄率も近隣市・類似自治体と比較して高い値となっています。
関連するアンケート結果
・住民対象調査によると、橋本市が行っている政策のうち「農林業の振興」について重要度は 37 施策中 21 位と平均値に近く、満足度は 37 施策中 31 位で平均を下回っています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、農林業の振興について、農業従事者の育成、休耕田の有効利用などの意見がありました。
取組成果
①魅力ある農業の振興 ・白ゴマや紫蘇等を意欲的な農業者に販路とともに紹介しました。高野山麓精進野菜の取組みにより、農産物の産地化、ブランド化を実施しました。 ②生産基盤の整備の推進 ・紀州てまり等県推奨品種の導入を推進するため、補助制度の構築を行いました。新たな資材導入による土づくりの奨励により、生産基盤の再構築を図りました。JA、県と連携し、農地中間管理機構の積極的活用を行いました。 ③農村環境の整備 ・地元要望を受け、農道、用水路等の修繕補修をおこない、また、ため池関連法の成立に伴い、令和 3 年度よ

り、ため池劣化状況調査、豪雨耐性評価を実施し、快適で安全な農村環境づくりに努めました。

④担い手の確保と育成

- ・就農支援サイトの構築を行いました。高野山麓精進野菜など栽培講習会を行い、制度の充実を図りました。
- ・また、兼業農家支援の一環として、地元農家を講師として招き野菜栽培講習会を実施しました。

⑤林業基盤の整備

- ・森林環境譲与税の活用方針を制定し、林業人材の確保、森林の持つ多面的機能の必要性等のPR、間伐や作業道開設に対する市単独の補助事業等を制定した。

⑥森林資源の利活用の推進と適切な維持管理

- ・森林環境譲与税の活用方針を制定し、林業人材の確保、森林の持つ多面的機能の必要性等のPR、間伐や作業道開設に対する市単独の補助事業等を制定しました。

施策全体の結果

- ・満足度と重要度の2点のみで施策を評価すると、経済関連事業はどうしても低くなってしまう。(民間の活力が主体であるため)何かもう一つ指標を加えないと、今後の施策に反映しづらいように思われる。

(総合評価:A)

外部評価の結果・意見

【施策の進捗状況:A(良い)】

- ・高野山麓精進野菜など消費動向など生産者と協議する場を設けるなど、所得につなげる取組みを行えている。

【協働の適切性:B(一部見直しの余地あり)】

- ・市民協働部部分が抽象的で分かりにくい。具体的に示していく必要がある。

【施策方針の適正性:B(一部見直しの余地あり)】

- ・高野山、高野山ブランドの活用。
- ・施策の方針の適正性を測る指標の追加が必要。

シティプロモーションについて、セールスポイントを整理して、適切な手法でPRしていく必要がある。

【施策や事業に対する意見・アドバイス】

- ・橋本ふるさと便は利便性高くて良かった。
- ・農業高校との連携は重要。また、林業など小、中学生向けの学習も重要。
- ・紀の川での水産業の可能性も目を向けて。
- ・地場産材の利用や、高野山麓精進野菜は隣接する大阪府への販路開拓、宣伝を進めては。

施策の課題

①魅力ある農業の振興

【課題】

- ・高野山麓精進野菜の取り組みを、農家に理解いただき、拡大することについて地道なPRに加え、販路開拓先(ホテル、飲食店、宿坊等)を確保し、農家が安心できる生産体制の確保が必要。
- ・農商工連携による6次産業化や観光との組み合わせ等も視野に入れた稼げる農業のあり方に挑戦する必要があります。
- ・地場産材の利用や、高野山麓精進野菜は隣接する大阪府への販路開拓、宣伝を促進する必要があります。

【方針】

- ・高野山宿坊、市内スーパーや飲食店への営業活動により、販路開拓を行う一方で、生産農作物については、重点品目を設定し、量産することで、生産力の向上に努める。大阪・関西万博への出展を目指し、SDGsを意識した取り組みとして、取り組みの認知を上げる。

②生産基盤の整備の推進

【課題】

- ・農家へのPRにより、取り組みに参加いただく方を増やす必要がある。

【方針】

- ・関係機関と連携しながら、制度周知を行い、取り組み農家を増加させる。

③農村環境の整備

【課題】

- ・農業従事者の減少に伴う、用水路、ため池の管理者の負担の増加があり、防災上の観点から、不要ため池の縮小、廃止が急がれる。
- ・災害や気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化に努め、農地や農業用施設が持つ多面的機能を保全する必要があります。

【方針】

- ・引き続き農道、用水路等の修繕補修をおこない、ため池の劣化状況調査、豪雨耐性評価をおこなうと共に、新たにため池耐震評価をおこない、その結果をもとに補修修繕、または廃止縮小を推進する。

④担い手の確保と育成

【課題】

- ・取組農家の確保に苦慮している。

【方針】

- ・本市農業振興及び農村振興のため、農業に対する興味を市民に対して持っていただくため、農作物の栽培講習会を行うとともに就農相談により引き続き新規就農者の確保に努める。

⑤林業基盤の整備

【課題】

- ・制度周知を行う必要がある。現在、林家が0に近づいている状況であり、人材育成は急務である。

【方針】

- ・森林環境譲与税及び森林環境税を活用しながら、本市に合致した林業行政の方向性を、次世代の担い手を確保しつつ、構築する必要がある。

⑥森林資源の利活用の推進と適切な維持管理

【課題】

- ・制度周知を行う必要がある。現在、林家が0に近づいている状況であり、人材育成は急務である。
- ・耕作放棄地は年々増加し、農家の高齢化は依然高いままであることから、JA、県、農業者、市と関係機関が同じ方向をめざしつつ、計画的に施策を実行することが急務です。

【方針】

- ・森林環境譲与税及び森林環境税を活用しながら、本市に合致した林業行政の方向性を、次世代の担い手を確保しつつ、構築する必要がある。
- ・林業については、森林経営管理法施行及び森林環境譲与税創設により、市において今後の方針を策定し、林業人材の確保や市産材の活用など積極的に行っていくこととしています。

施策項目 03 観光

国・県の動向
・令和 2(2020)年の訪日外国人旅行者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、対前年比 87.1%減の 412 万人となりました。また日本人国内旅行消費額は、宿泊旅行と日帰り旅行の合計で対前年比 54.5%減となりました。 ・観光業は約 900 万人が従事し、地方を支える産業であることを踏まえ、国はポストコロナの観光立国実現に官民一丸で取り組むことを「経済財政運営と改革の基本方針 2021(骨太の方針 2021)」等で打ち出しています。 ・県は平成 29(2017)年度より、全国の自治体に先駆けて「ワーケーション」の取組を開始し、IT サテライトオフィスの誘致などにも力を入れています。
市の現状と課題
・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、イベント等実施できない事業もありました。また、人流抑制に伴い本市を訪れる観光客も減少しています。 ・このようななか、2020年6月に日本遺産「葛城修験」が登録されたことで、本市及び関係市町村の新たなコンテンツとして期待できます。また、黒河道の魅力を動画配信する取り組みも始めています。 ・観光振興アドバイザーを著名サイクリストに委嘱しサイクリングでの誘客にも取り組んでいます。
関連する基礎調査データ
・やどり温泉いやしの湯や杉村公園など豊かな自然と調和した施設などの観光資源を有し、平成 28(2016)年 10 月に高野参詣道「黒河道」が世界遺産に登録されました。 ・観光客の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2(2020)年をのぞき、平成 28(2016)年以降 130 万人台で推移しています。 ・内訳をみると日帰客が大半を占めています。一方、宿泊客は平成 29(2017)年をピークとして減少傾向で推移しており、令和2(2020)年は 52,879 人となっています。
関連するアンケート結果
・市民対象調査によると、橋本市が行っている政策のうち「観光事業」について満足度は 37 施策中 35 位、重要度は 37 施策中 31 位と、いずれも平均値を下回っています。 ・ウィズコロナの環境下でも、やってみたいこと・挑戦したいこと・もっと力を入れていきたいことについては、「旅行」が 44.9%と最も高くなっています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「観光の目玉」づくりを求める意見が複数みられました。
取組成果
①観光資源の活用 ・世界遺産「黒河道」魅力を関係者が語る動画配信の取り組みや、DMOによる和菓子作りなどの体験メニューの構築も行われました。また、観光振興アドバイザー監修によるサイクリングコースの設定や花めぐりコースの設定を行いました。 ②観光客の受け入れ態勢の整備 ・外国人観光客受入環境整備として多言語案内表示や和歌山フリーWi-Fi を活用した取り組みを行いました。また、県の有償観光ガイド認証制度や多言語電話通訳サービスについて宿泊施設、観光ボランティアガイドに情報提供を行い受入体制の強化を図りました。 ③観光プロモーションの推進 ・高野山に訪れようとする観光客に対しプロモーション活動を行うことにより本市の認知度向上、来訪需要の喚起、将来の誘客、域内消費の増加に繋げる取り組みを行いました。 ④観光交流型の商業サービスの構築 ・紀州へら竿後継者育成施設「匠工房」での体験受け入れや南海電鉄での宣伝を行いました。また、DMOでは就学(教育)教育旅行の受入などに取り組みました。
施策評価の結果
・新型コロナウイルス感染症の拡大により観光関連事業は大きな影響を受けています。インバウンド需要が消失するなか、お客様のニーズが多様になっていくなか、身の丈に応じた観光地域づくりに地道に取り組んで

いきます。(総合評価:C)
外部評価の結果・意見
【施策の進捗状況:C (やや悪い)】 ・新型コロナウイルス感染症の影響があり、進捗が遅れている。今後ウィズコロナの対応が必要。 【協働の適切性:C (見直しの余地あり)】 ・DMO である高野山麓ツーリズムビューローとの連携強化が必要。高野山の DMO との連携も重要。 【施策方針の適正性:B (一部見直しの余地あり)】 ・高野山にないものを提供できるように、資源を活用できる取組みが必要。 【施策や事業に対する意見・アドバイス】 ・ワーケーションを誘致、推進してはどうか。 ・観光地域づくりの方向性が見えない。
施策の課題
①観光資源の活用 【課題】 ・既存の観光資源だけでなく、DMO等による体験メニューの更なる充実に取り組む必要がある。 ・インバウンド需要の回復が不透明な中、1つの地域に滞在し、文化や暮らしを体感しじっくり楽しむ「滞在型観光」が注目されており、交流人口を取り込むために新たな観光の在り方について検討していくことが求められます。 ・市民意識調査では、ウィズコロナ的环境下でも「旅行」への意欲が高いことがうかがえます。「マイクロツーリズム」など市民を想定した観光コンテンツの開発にも注力する必要があります。 【方針】 ・新型コロナウイルス感染症の状況が不透明なかであるが、既存の観光資源とともに日本遺産「葛城修験」の活用やサイクリングへの取り組みを強化する。 ②観光客の受け入れ態勢の整備 【課題】 ・コロナ禍の中、また、コロナが落ち着いた時に向け、従来の受入れ整備だけでなく効果的な取り組みが必要である ・新型コロナウイルス感染症により大幅に減少した観光需要の回復や地域経済の活性化に向けて、官民一体となって新たな観光スタイルを構築する必要があります。 【方針】 ・新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極め、本市に点在する観光資源の魅力強化を図るためSNS等を活用したデジタルプロモーションによる情報発信に取り組む。また、観光関連事業者等に対しても観光客受入体制の情報発信や情報収集を行う。 ③観光プロモーションの推進 【課題】 ・コンテンツの受入整備やツアー実施に向けたプロモーション不足である。 【方針】 ・ファムツアーを実施し色んな観点からのコンテンツの指摘、改善などを把握したうえで観光関連事業者に対しセミナーなどの取り組みを行う。また、ツアー実施にむけて大手旅行会社にプロモーションを実施する。 ④観光交流型の商業サービスの構築 【課題】 ・体験メニューの更なる充実とともに販路開拓にも取り組むことが必要である。

【方針】

- ・体験メニューの造成に引き続き取り組むとともに、観光商品を自ら造成、販売できるような事業者の育成支援の取り組みを中長期的に検討する必要がある。

★共通

- ・本市は、年間 150 万人以上の観光客が訪れる高野山へのルート上に位置しますが、道の駅など観光バス・マイカーで利用しやすい施設がなく、通過地点となりがちです。滞在する観光客の「買う」「食べる」のニーズを満たす、商品・サービスを提供できる事業者の誘致等を推進する必要があります。
- ・ワーケーションの誘致について検討する必要があります。

政策2 雇用の創出と就労環境づくり

施策項目 04 雇用、就労、労働環境

国・県の動向 ・国は、成長性の高い分野への人材の円滑な移動を促進するため、デジタル人材の強化・ジョブ型転換による働き方改革、女性活躍、若者の抜てき、外国人材の戦略的活用など人材への投資と制度改革を大胆に行う「ヒューマン・ニューディール」政策を打ち出しています。 ・また、ウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した働き方として、適切な労務管理下における良質なテレワークの導入・実施を進めていくことができるよう、雇用型テレワーク、自営型テレワークそれぞれのガイドラインを周知しています。 ・県は「和歌山県雇用促進アクションプログラム」を毎年策定し、コロナ不況下における雇用対策、UIターン就職の促進、働き方改革の推進などを示しています。
市の現状と課題 ・橋本市での就職を支援するため市ホームページに就職情報サイト「橋本で働こう」を開設、市内企業の紹介と採用情報を掲載しており、就職希望者はもちろん、橋本市への移住を考える人などからも問い合わせがあるなど多くの方が閲覧しています。 ・和歌山県と協力し就職フェアを開催するなど、若者の地元就職への支援やUIターン就職への支援を引き続き行っています。 ・新規起業を検討する人に対して補助金や創業のために知識を習得するセミナーや相談の場を設けていますが、コロナによりセミナーの開催が難しい状況にあります。
関連する基礎調査データ ・産業大分類別に従業者の割合をみると、卸売業、小売業が 22.7%と最も高く、次いで医療、福祉が 21.1%、製造業が 14.0%、宿泊業、飲食サービス業が 10.4%となっています。これら4産業で従業者数の約7割を占めており、本市の雇用吸収産業となっていることがわかります。 ・産業中分類別の従業者数をみると、社会保険・社会福祉・介護事業が 2,121 人と最も多く、次いで医療業が 1,806 人、飲食料品小売業が 1,556 人、飲食店が 1,483 人、その他の小売業が 1,203 人となっています。医療、福祉の内訳をみると、社会保険・社会福祉・介護事業が 54.0%と和歌山県・全国の割合を上回っています。また、卸売業、小売業の内訳をみると、飲食料品店小売業が 36.8%、その他の小売業が 28.5%と和歌山県・全国の割合を上回っています。 ・橋本市に住む就業者・通学者の半数以上は市内で通勤通学しており、次いで大阪市の割合が高く 11.1%となっています。近隣市と比較すると、紀の川市の市内通勤通学率は本市と同程度となっていますが、五條市は本市より高く、河内長野市や岩出市は本市より低くなっています。本市の昼夜間人口比率は 84.7%で、県内でも特に低くなっています。 ・地域経済循環分析から分配(所得)をみると、市内生産から橋本市内の住民に分配された雇用者所得は 822 億円であり、加えて市外からは 437 億円が流入しています。これは、市内の住民が、市外へ通勤して得ている所得があることを意味しており、雇用者所得全体の約 35%となっています。一人当たり雇用者所得は 198 万円で、全国順位では 835 位と中間に位置しています。
関連するアンケート結果 ・市民対象調査によると、橋本市が行っている政策のうち「雇用、就労、労働環境の整備」について重要度は 37 施策中 3 位である一方、満足度は 37 施策中 36 位になっています。ちなみに、重要度では「危機管理・災害対策事業」が最も高く、次いで「消防・救急」、「雇用、就労、労働環境の整備」「健康づくり支援と医療体制」となっています。満足度が最も低かったのは、「地域公共交通」でした。また、満足度について、定住意向別で住み続けたい場合と住み続けたくない場合の差が最も大きい項目は「商工業・地場産業」で、次いで「雇用、就労、労働環境の整備」となっています。男女別では男性で重要度が最も高いのは、「雇用、就労、労働環境の整備」となっています。 ・コロナ禍における在宅勤務や時差出勤などの柔軟な働き方については、「変わっていない」が 67.0%と最も高く、次いで「少し増えた・少し活発になった」が 6.7%、「増えた・活動が活発になった」が 4.2%となっています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「橋本市で就職を考えている大学四年生です。就職口が公務員と医療系、パートしか無いように感じています」など働く場の拡大やUターン促進策の充実などを求める意見

がみられました。

- ・小中学生対象調査によると、住み続けたくないと思う理由については、「都会で生活したいから」が 57.6%と最も高く、次いで「大学や働ける場所があまりないから」が 41.0%、「交通(バスや電車)が不便だから」「買い物などふだんの生活に不便だから」が 33.3%となっています。

取組成果

①就労の場づくりの推進

- ・企業誘致が進むにつれて橋本市内での就職先が増加しています。誘致企業を中心に多くの市内事業所では求人が多くなっており、市内高校などにとっては就職先の選択肢が増加しています。

②就労環境の改善

- ・就職相談会などで繰り返し勧誘を行ったことで、橋本市の求人情報ホームページ「橋本で働こう」の掲載企業が年々増加しています。

③創業・起業環境の整備促進

- ・新規創業の事業者は年々増加しています。

新規創業(移住含む):平成 30 年度 3 件 平成 31 年度 5 件 令和 2 年度 9 件 令和3年度9件

④就労に関連する各種機関との連携の強化

- ・和歌山県と共同で高校生むけ企業ガイダンスを実施しました。

その他就職フェアでは新規就業者や中途就業者の雇用を支援しました。

施策評価の結果

- ・引き続き企業誘致による雇用の場の創出に注力するとともに、ハローワークや県と連携して市内企業への就職支援にも継続的に取り組みます。(総合評価:C)

外部評価の結果・意見

【施策の進捗状況:C (やや悪い)】

- ・新型コロナウイルスの影響があり、創業セミナーや就職セミナー等開催できていない。

【協働の適切性:B (一部見直しの余地あり)】

- ・ハローワーク、県と連携した情報発信の強化が必要。

【施策方針の適正性:B (一部見直しの余地あり)】

- ・地元での就業してもらう取組みの強化。

【施策や事業に対する意見・アドバイス】

- ・就労等の労働政策を推進する体制が必要。
- ・ニーズとシーズのマッチングが課題。
- ・施策の重要度は高いが、満足度が低い改善が必要。

施策の課題

①就労の場づくりの推進

【課題】

- ・新型コロナの影響により既存産業である繊維工業の業績不振が続いており、雇用控えなどにより技術継承の問題などが生じている。
- ・市民対象調査では、政策重要度の上位に「雇用、就労、労働環境の整備」が挙がっており、とくに男性では最も高くなっています。定住意向を左右する要素としても重要であることがうかがえ、優先度の高い施策課題であるとの認識で取り組むことが求められます。
- ・大阪府や和歌山市などの都心部に就職を希望する若者が多いことから、従業員の雇用・人材確保に課題を抱えている事業者が多く存在します。その要因として、都心部と比較して、市内事業者の労働条件が整っていないことが考えられるため、労働条件の整備が求められます。

【方針】

- ・以前と異なり高校生の地元就職希望が増加していることから、今後和歌山県などとも協力した高校生をはじめとした若い人材の既存企業を中心とした地元就職の支援をすすめる。

②就労環境の改善

【課題】

・製造業の求人が増加しているが、求職者の多い事務職などは少なく、アンマッチングが生じている。

【方針】

・「橋本で働こう」の掲載企業を増やすことで、市ホームページを閲覧する幅広い人の目にとまり、少しでも就職実績が増加するよう努めます。その他各種補助制度、制度変更の周知など引き続き実施していきます。

③創業・起業環境の整備促進

【課題】

・新型コロナによりセミナーの開催が難しく、財務や労務などの項目について十分な知識がなく創業するケースもあり、事業の継続に支障をきたす場合もある。

【方針】

・新型コロナにより解雇や早期退職で起業を考える人が増えている。今後創業した事業を継続するためには、一定以上の知識が必要であることから、セミナーの受講を要件として創業支援を進めていく。

④就労に関連する各種機関との連携の強化

【課題】

・新型コロナにより以前実施したような就業希望者向けのセミナーなどを開催できていない。

【方針】

・障がい者の雇用をはじめ年齢や適性に応じた就業機会を提供できるようハローワークと連携した情報発信と、セミナー開催への協力を行う。

★共通

・成人式における情報提供など市内企業への就職増加にむけて取り組みをひろげていく必要があります。

施策項目 05 企業誘致

国・県の動向
・コロナ禍で大都市圏の密を回避するための潮流として、「テレワーク」、「地方移住」、「ワーケーション」といったニューノーマルな働き方が広がりました。 ・県はビジネス環境の良さと安全で快適な生活環境の強みを活かした「アフターコロナ時代の New Work×Life Style」を提案しています。また、「地域未来投資促進法」に基づく和歌山県基本計画を策定し、平成 29（2017）年 9 月に国から第 1 号認定を受けました。事業者が工場等の新設・増設や設備投資を行う際、一定の要件を満たした場合は税の優遇等による支援を行います。
市の現状と課題
・橋本市では、現在、49 社の企業と協定を締結し、そのうち、42 社が紀北橋本エコヒルズを始め市内で操業を開始しています。誘致が進み企業へ紹介可能な用地がないため、新たな工業団地として「あやの台北部用地（第1次事業）」の造成を令和 2 年度より着手しています。造成工事中ですが、令和 2 年 10 月より申込を開始し、既に 2 区画が申込済となっています。今後も造成工事の早期完成、早期分譲完了に向け、工業団地の造成及び誘致活動を進めていきます。 ・令和 3 年度当初は、新型コロナウイルス感染症感染拡大により造成工事を約 2 ヶ月中止したり、事業区域内で想定以上の軟弱地盤が確認されたりしたことにより造成工事の進捗等に影響が出ています。
関連する基礎調査データ
・製造品出荷額等は企業誘致による工場増加の効果もあり、平成 21（2009）年から令和元（2019）年にかけて約 2.2 倍になりましたが、近年伸びが鈍化しています。また、総額では近隣 4 市平均の約半分、比較対象 30 市平均の 2 割弱と低い水準にとどまっています。
関連するアンケート結果
・市民対象調査によると、橋本市が行っている政策のうち「企業誘致の促進」について重要度は 37 施策中 17 位で平均値を上回っている一方、満足度は 37 施策中 30 位で平均値を下回っています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「企業誘致で働く場所が増えたことは良いことだが、まだまだ全国に比べ賃金が安い。雇用水準を上げて行ってほしい」「京奈和道など道路網も整備されてきたため、積極的に企業誘致を進めるべき」といった意見がみられました。
取組成果
①企業用地等基盤整備の推進 ・令和2年度より、新たな工業団地である「あやの台北部用地」の造成工事に着手しています。 ・現在造成中の工業団地は、周辺環境等に配慮し、住宅地との間に緩衝体となる緑地を設置した団地周辺部に緑地を残すなど環境に配慮した工業団地とします。 ②企業誘致活動の促進 ・関西圏の製造業・物流関連業等を中心に積極的な企業訪問等を実施し、令和 2 年度は延べ 334 社の企業と接触し、3 社の企業誘致に成功しました。 ・現在、造成工事中の「あやの台北部用地」についても8区画申込済みとなっています。 ・その他、令和元年度に IT 企業の立地を促すため、IT 企業等情報関連業に特化した奨励金制度を創設し誘致活動に努めました。 ③関係機関との連携による企業立地環境の支援の充実 ・令和 2 年度奨励金交付件数：28 件。＊令和元年、令和 3 年度に企業進出の後押しとなるよう奨励金の内容を改正しました。 ・奨励金制度とは別に税優遇制度（固定資産税の課税免除等）を創設し企業の設備投資を促しました。＊平成 30 年度には、生産性向上特別措置法（現：中小企業等経営強化法）に基づく優遇制度創設。） ・令和 2 年度、本市周辺高校 3 校（紀北工業高校、伊都中央高校、紀北農芸高校）にて企業ガイダンスを開催しました。 ・令和 3 年度は、和歌山県と連携し「応募前企業ガイダンス」を開催しました。 ・令和 2 年度より国、和歌山県及び紀北橋本エコヒルズで操業する企業と共に官民連携 BCP 策定業務を開始しました。事業を通じ、企業間同士での連携の必要性について認識を深めました。

施策評価の結果
【総合評価の理由】 ・既存工業団地等へ進出した企業が順次操業を開始したため、目標である「地元雇用者数」、「誘致企業件数」は目標を達成しています。また、現在造成工事中であるが既に「あやの台北部用地」2区画が申込済となりおり想定どおりの効果が出ています。しかし、現状、既存工業団地は完売となり企業誘致用地が枯渇しているため、今後、目標を達成するには新たな企業の受け皿となるあやの台北部用地を早期に完成させる必要があります。(総合評価:B) 【後期基本計画に向けて】 ・あやの台北部用地の早期完成、早期分譲完了。また、誘致企業の操業後のアフターフォロー(従業員確保の支援や設備投資のサポート等)に取り組めます。
外部評価の結果・意見
【施策の進捗状況:A(良い)】 ・誘致企業数、誘致企業の従業員数は良好。 【協働の適切性:A(適切である)】 ・県、高等学校、ハローワーク等との連携を行うとともに、誘致企業での地元雇用も増加している。 【施策方針の適正性:B(一部見直しの余地あり)】 ・今後の企業誘致にあたり、現状分析するとともに、企業が求める環境の整備を検討してはどうか。
施策の課題
①企業用地等基盤整備の推進 【課題】 ・新型コロナウイルスの影響により約 2 ヶ月の工事中止や事業区域内で確認された想定以上の軟弱地盤への対応による事業への影響。 ・京奈和自動車道など道路のネットワークの利便性を活かした工場等と物流業の相乗効果を目指した産業拠点の形成を図る必要があります。 【方針】 ・工業団地早期完成に向け、施工業者のスケジュール管理の徹底や関係機関との連携を図ります。 ・工事の進捗等広報紙、HP 等活用し情報提供を行います。 ②企業誘致活動の促進 【課題】 ・あやの台北部用地(工業団地)の早期完成及び残り区画(13 区画)の早期企業選定。 ・企業誘致活動については、コロナ発生前の経済状況に戻りつつあり、企業からの問い合わせが増加しているので、時宜を逃すことのないよう誘致活動に取り組む必要があります。 【方針】 ・あやの台北部用地の早期完成、早期分譲完了。あやの台北部用地への誘致に注力していますが、今後は、転入者や大卒者の雇用が期待できるIT企業等の誘致活動にも努めます。 ③関係機関との連携による企業立地環境の支援の充実 【課題】 ・企業の従業員不足。 ・工業団地内の企業の横の繋がり。 【方針】 ・引き続き、和歌山県等と連携を図り企業ガイダンス等を開催し企業の従業員確保の支援を行います。また、国、和歌山県と共に紀北橋本エコヒルズで取り組んでいる官民連携 BCP 策定業務を契機に連絡協議会の設立に取り組めます。

政策3 充実した情報整備と魅力的なまちづくり

施策項目 06 シティセールス

国・県の動向
・新型コロナウイルス感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化により、地方への大きな人の流れの創出や新たな地方創生の展開と東京一極集中是正への期待が高まっています。 ・国は、地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化するほか、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進します。また、関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組を後押しします。
市の現状と課題
・H30～R2 年の 3 年間で、新築住宅取得補助金の実績は合計 122 件、384 人の転入があり、うち 4 割が U ターンとなっています。また、公式 Instagram では #kakeru_hashi を共通ハッシュタグとして市民自らが橋本市の魅力について発信し、また市を訪れた人達も本市の魅力を発信してくれています。
関連する基礎調査データ
・自然動態(出生・死亡による増減)では、平成 13(2001)年をのぞき、死亡者が出生者を上回る自然減、社会動態(転入・転出による増減)では平成 12(2000)年より一貫して、転出数が転入数を上回る社会減で推移しています。また、近年の社会動態の傾向については、10～20 歳代の転出超過及び 30 歳代の転入超過が顕著になっています。 ・転出入ともに和歌山市やかつらぎ町、河内長野市、堺市などの近隣市町村や、通勤・通学率の高い大阪市が上位となっています。五條市からの転入者数が、同市への転出者数と比較して多くなっています。また、堺市への転出者数も、同市からの転入者数と比較して多くなっています。
関連するアンケート結果
・市民対象調査によると、橋本市が行っている政策のうち「移住定住の促進」について満足度は 37 施策中 33 位、重要度は 37 施策中 22 位でいずれも平均値を下回っています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「移住定住の促進」に関して、「新しい住宅地を市内全般に増やし、低価格で提供し、人口をある程度維持・増加するようにしていかなければならない」「市で結婚相談等を進めるなど、若い人が住みよい街に」「30 代までの人が『和歌山県で 1 番住みたい市』になるようなまちづくりをしてほしい」などの意見がみられました。
取組成果
①シティセールスの推進 ・橋本市シティセールス基本方針のもと、定住人口の増加を目的とし、大阪通勤圏内の子育て世代、東京圏からの地元企業で働きたい人をターゲットとし、SNS、インターネットバナーや子育て雑誌など橋本市の住みやすさ、環境等を PR しました。 ・公式 Instagram の共通 # を通じて、市内外の方が本市の良さを発信しており、R3.12 時点共通 # 8,855 件となっています。また信愛女子短期大学の学生が市内のフィールドワークを通じて、若者目線でまちの良さをインスタグラムで発信しています。 ②移住定住の促進 ・移住相談会やフェア、体験会など主催で開催したり、仕事と家を見つける課題を解決できるよう「暮らし & しごとフェア」を開催しました。個別対応としては、オーダーメイドまち案内等を通じて移住者に橋本暮らしを紹介しています。移住ホームページの閲覧数、相談件数等増加傾向にあり、移住者も H28 年度より 5 年間で 30 世帯 68 人となり、定着率も 96%となっています。 ・市外からの転入者に対し、新築及び空き家を購入または賃貸する際に補助金交付により移住定住促進を図っています。
施策評価の結果
・シティプロモーション戦略を策定し本市の知名度向上を図るとともに、定住人口の確保につなげるプロモーションに取り組みます。(総合評価:C)
施策の課題
①シティセールスの推進

【課題】

- ・市民と企業と共に取り組むシティプロモーションの必要性、その方向性や進め方をまとめる必要がある。
- ・シティセールスを進めるため、伝えたいメッセージを明確にした上で、「橋本」らしさを表現する統一した方向性のもと情報発信を行うとともに、対象とする年齢層やエリアなどの属性により発信の手法を変えるなど、戦略的な情報発信を行う必要があります。

【方針】

- ・シティプロモーション戦略を作成し、住民のまちへの愛着の形成によるまちの売り込みや自治体の知名度の向上を目指す。

②移住定住の促進

【課題】

- ・効果的にターゲットに届くようデータ分析を行う必要がある。
- ・住宅支援や空き家の利活用を促進し、移住定住促進を図る必要があります。
- ・自然豊かな環境にありながら都市部へのアクセスが良好であり、市内で生活しながら通勤・通学が可能な点が本市の強みであるといえます。この強みを生かし、転出超過の若い世代を市内に引き留めつつ、ファミリー層の転入促進に取り組むことが重要となります。

【方針】

- ・シティプロモーション戦略を作成し、定住人口確保のため U ターンを促すプロモーションを行う。

★共通

- ・橋本市移住応援サイト「はしっこ暮らし」などを通じて、本市の魅力を発信するとともに、ワンストップでの移住相談や地域と協力した移住・定住支援の取り組みを推進する必要があります。橋本市の認知度についてはまだまだ低く、定住人口、交流人口ともターゲットをしばらく本市の魅力発信をしていく必要があります。

施策項目 07 情報コミュニケーション

国・県の動向
- デジタル化の進展により利便性が上昇する反面、フェイクニュースなども瞬時に流通することで社会的混乱を招くほか、情報操作や世論誘導、プライバシーの侵害への懸念もより深刻となっています。情報の真偽を見極めるリテラシーの向上が求められるほか、「地理的・経済的・身体的制約の有無にかかわらず、あらゆる人や団体が必要な時に必要なだけデジタルを利用できる環境を確保し、「誰一人取り残さない」デジタル化を進めることが求められています。 - 国は、令和4(2022)年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指しています。また、DXの基盤である5Gの整備計画を税制支援も通じて加速し、地域カバー率を令和5(2023)年度末に 98% まで高めるとともに、ローカル5Gの開発実証等を進めます。デジタル庁は、個人情報保護と両立する形で地方自治体保有データも含む行政データ提供のワンストップ化の仕組みを構築します。
市の現状と課題
現在の情報発信は、ホームページや SNS などインターネットの利用が主流となっており、市ホームページのアクセス数も年々増加しています。ネットを利用することで、広範囲に効率的な広報活動ができ、なおかつ市民などの受け取り側も容易に情報収集を行うことができます。
関連する基礎調査データ
- 橋本市では、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機(マルチコピー機)から住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付を受けることができるサービスを実施しています - オンライン申請件数(庁内に設置していたマルチコピー機(令和元年4月～9月)での申請件数を含む) 令和元年度:4,927 件(印鑑証明 2,471 件、住民票 2,456 件) 令和2年度:6,150 件(印鑑証明 2,958 件、住民票 3,192 件) 令和3年度:8,334 件(印鑑証明 3,848 件、住民票 4,486 件) - 市ホームページ年間閲覧数 令和元年度:3,173,676 回 令和2年度:4,509,961 回 令和3年度:4,577,305 回)
関連するアンケート結果
- 市民対象調査によると、橋本市が行っている政策のうち「市民に身近でわかりやすい広報」について満足度は 37 施策中 10 位で平均値を上回っており、重要度は 37 施策中 22 位で平均値を下回っています。 - また、コロナ禍で増えた(活動が活発になった)ものやこと、減った(活動が縮小した)ものやことについては、『増えた(「増えた・活動が活発になった」と「少し増えた・少し活発になった」の合算)』をみると、「スマートフォンやパソコンにふれる機会」が 51.5%で最も高く、次いで「支出」が 27.5%、「インターネット上の交流」が 22.4%となっています。「スマートフォンやパソコンにふれる機会」については、概ね年齢が上がるにつれて『増えた』が低くなっています。「インターネット上の交流」について年齢別にみると、20 歳代では『増えた』がその他の年齢と比べて高くなっています。 - 橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「市民に身近でわかりやすい広報」に関連して「毎月の広報があるが、決定された事項など、SNS を通じてでも瞬時に発信する事なども市民と市政とのつながりが密になる」「各種支援体制や補助関係、問い合わせをしないと分からない。広報とかにもっと頻繁に掲載して欲しい」などの意見がみられました。
取組成果
①広報活動の充実 「広報はしもと」の作成やホームページにおける情報発信、あんぜん情報24時による情報配信を行いました。 ②広聴活動の充実 「市長への手紙」への回答、市民と市長の輝けはしもとトークの開催に取り組みました。 ③魅力情報発信の強化 - 広報はしもとへの特集記事の掲載、フェイスブックを利用した情報発信(インスタグラム、ラインアットはシティセールス推進課所管)、魅力発信動画の配信に取り組みました。 ④情報発信に関する人材育成および民間活力の導入 - 大阪芸術大学との連携による広報作成、いきいき学園写真クラブとの連携によるフェイスブック記事作成に取り組みました。
施策評価の結果

・広報はしもとなど、これまでの情報発信媒体による広報活動を継続しつつ、インターネット上のさまざまな媒体を利用した広報に注力します。特に動画など訴求性のある記事の作成について、職員のスキルアップの取組みに努めます。(総合評価:B)

施策の課題

①広報活動の充実

【課題】

- ・市ホームページは開設から8年が経過しており、全体的に古さが目立っている。動画による情報発信については、各課職員の動画作成スキル向上が必要となる。
- ・市ホームページの「情報が古い」または「情報がない」という状態で閲覧されることは非常に致命的であり、常に最新の情報となるよう更新を怠らないことが必要となります。

【方針】

- ・「広報はしもと」については、令和2年度末に編集ソフトを導入したことで、レイアウトの自由度が増した。R3年度で操作を習熟し、レイアウトの向上に努めたい。ホームページは、掲載情報が古くならないよう、ホームページ等のリアルタイムな更新への周知を行う。また、電子窓口の実装に併せ、トップページのリニューアルを行う。今後もあらゆる媒体を利用して情報発信に努める。

②広聴活動の充実

【課題】

- ・広聴の場への参加団体が年々少なくなっている。苦情や要望も含めて、市の施策への前向きな意見を聞かせていただく機会の確保が必要。
- ・タウンミーティング、出前講座、住民説明会など、広く市民から意見を聴取する機会を設け、まちづくりへの市民参画を引き続き促進する必要があります。

【方針】

- ・様々な機会を通じて参加の呼びかけを行うなど、市民からの意見聴取の場を確保する。

③魅力情報発信の強化

【課題】

- ・広報特集は例年同じ施策の記事が多くなっている。
- ・フェイスブックは RSS 記事(ホームページからの連携記事)がほとんどとなっている。

【方針】

- ・各課担当との連携を密にし、それぞれの長所を生かした魅力発信に努める。広報はしもとの特集記事は、周知が必要なものについて各課と協議し、積極的に記事にしてもらうよう働きかける。フェイスブックについては写真付き記事の掲載を増やし、アクセス数の向上を目指す。

④情報発信に関する人材育成および民間活力の導入

【課題】

- ・情報発信の必要性の認識や発信のためのスキルなど、職員の意識改革や人材育成が必要。素材の提供者が固定化している。新たな団体や個人等への拡大が必要。
- ・市民に向けた情報発信を強化するとともに、SNS などを活用した情報発信を市民自らができるように促進する必要があります。

【方針】

- ・携わっている業務の情報発信の必要性についての意識改革に努める。官民連携について各課と情報共有し、新たな連携先を模索する。

★共通

- ・すべての市民がネット上で情報を得ているわけではなく、特に高齢者や障がい者などの情報弱者が情報収集することができる機会・媒体を確保することはこれからも必要であり、「誰一人取り残さない」情報発信に努

める必要があります。

政策4 安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり

施策項目 08 危機管理・災害

国・県の動向
・気候変動の影響等により激甚化・頻発化する風水害・土砂災害への対策や、切迫化する大規模地震災害への備え、インフラ老朽化等への対応など、危機管理、防災・減災への取組が求められています。 ・国は「国土強靱化基本計画」(平成 30(2018)年 12 月閣議決定)に基づき、プログラムごとに主要施策等を取りまとめた年次計画を作成し、定量的な指標により進捗を管理しています。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和3年度～7年度)を策定し、推進しています。 ・さらに、改正都市再生特別措置法等に基づき、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制を徹底するなど、災害に強く安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。 ・県は「地域防災計画」(令和 3 年 2 月修正)などを作成し防災・減災に取り組んでいるほか、「和歌山県防災ナビ」アプリなどを提供しています。
市の現状と課題
・風水害や土砂災害や地震など様々な自然災害に見舞われるリスクが高まっているが、迅速に避難支援が行える対策が不十分である。
関連する基礎調査データ
関連するアンケート結果
・市民対象調査によると、橋本市が行っている政策のうち「危機管理・災害対策事業」について重要度は 37 施策中 1 位で最も高く、満足度は 37 施策中 19 位で平均値をやや上回っています。 ・なお、重要度では「危機管理・災害対策事業」に次いで、「消防・救急」、「雇用、就労、労働環境の整備」「健康づくり支援と医療体制」となっています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「災害が起きた時など助け合ったり、安否確認等スムーズに出来たり、防犯面を考えると、地域の方々と『顔見知り』になっておくことが大切かと思う」「防災アプリの普及促進」「災害放送が全く聞き取れないため、情報発信になっていない」などの意見がみられました。 ・小中学生対象調査によると、「地震や台風の心配が少ないと思うか」という問いに対し、については、「どちらかといえばそう思う」が 41.3%と最も高く、次いで「そう思う」が 29.9%、「どちらかといえばそう思わない」が 20.1%となっています。
取組成果
①災害予防対策の充実 ・地区別のハザードマップを作成して全戸配布し、防災意識の高揚を図りました。 ・避難行動要支援者に関する制度や情報を共有するため、各地区民生委員定例会での災害時要配慮者登録制度説明についての説明や、健康福祉部と連携した協議をすすめることができました。 ②防災組織の強化 ・自主防災組織連絡協議会と連携して、避難所別運営マニュアルの作成を進めてきました。 ・自主防災会が活発に活動できるよう自主防災組織補助金交付要綱を改正し、資機材等の再整備にも補助するよう財政面での支援を行いました。 ③災害応急対策の充実 ・災害備蓄計画を策定し、迅速かつ計画的な備蓄を進めています。 ④土砂災害・水害対策の充実 ・河川の浸水想定及び土砂災害のハザードマップを全戸配布し、浸水・土砂災害時の早期避難に対する意識の向上を図りました。 ・地域住民自らの的確な避難判断・避難行動につなげるため、大谷川に危機管理型水位計を設置しました。
施策評価の結果
・防災行政無線の更新にむけて、市民に確実に防災情報を届けることができる手段の確立を目指します。また、災害時に自主防災会に迅速に対応いただけるよう、平常時から活発な活動ができるような取り組みを進

めます。(総合評価:C)

施策の課題**①災害予防対策の充実****【課題】**

- ・避難行動要支援者の個別計画作成に向けた制度設計が不十分で民生委員や自主防災会、福祉専門職など関係者との連携体制がとれていない。
- ・避難行動要支援者などの情報共有を図るとともに、避難方法の確認、体制づくりに一層努める必要がある。
- ・市民対象調査の政策重要度では「危機管理・災害対策事業」が最も高くなっています。地域のつながりが希薄化する中で災害時の対応を危惧する意見もあった。避難所運営組織などの防災訓練などを通じて、市民の防災意識の高揚や自主防災会の活動促進を一層図る必要がある。

【方針】

- ・要支援者システムの導入を見据え、既存の災害時要配慮者登録申請書の見直しを行うとともに、避難行動要支援者の個別避難計画作成方針を決定し、個別避難計画の策定を開始する。

②防災組織の強化**【課題】**

- ・活発な活動をしている自主防災会が限られている。

【方針】

- ・自主防災会が活発に活動するための資機材等の再整備に対して財政面での支援を行うとともに、積極的に自主防災連絡協議会とともに地域に入り、防災講座の開催や訓練の実施を自主防災会に促す。

③災害応急対策の充実**【課題】**

- ・防災行政無線は聞こえづらい・うるさいと両方の意見があり、また老朽化が進んでいるため、更新する必要がある。

【方針】

- ・防災行政無線の更新事業を行い、市民に確実に防災情報を届けることができる手段の確立を目指す。

④土砂災害・水害対策の充実**【課題】**

- ・災害時に積極的に避難してもらえるよう地域の機運を高めることが必要。
- ・災害時における避難所での感染症対策など感染リスクを踏まえた避難についての検討が必要。

【方針】

- ・マイ・タイムラインの作成を各地区で行い、避難判断のサポートツールとして活用し、「逃げ遅れゼロ」を目指す。
- ・在宅避難や分散避難など避難所以外への避難や、避難所における感染症対策の徹底。

★共通

- ・自然災害に加えて、経験したことのない新型コロナウイルス感染症パンデミックなど多様化する危機事象に対し迅速な対応するためにも、危機管理対応力の向上が課題となっています。
- ・災害時における避難所での感染症対策と併せて、在宅避難や分散避難など感染リスクを踏まえた避難についての検討を呼びかける必要があります。

施策項目 09 消防・救急

国・県の動向
・熱海市土石流災害等、近年の災害を踏まえた対応、緊急消防援助隊・常備消防等の充実強化、消防団や自主防災組織等の充実強化、消防防災分野の DX の推進など、消防防災力の充実強化に取り組んでいく必要があります。 ・また、近年救急利用の増加に救急医療体制が十分に対応できず、救急患者が円滑に受け入れられない事案が発生しています。 ・県は消防機関と医療機関の連携体制を強化するとともに、搬送先医療機関の選定困難事案の発生をなくし、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制の構築を目指し、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」(平成 24(2012)年 7 月改訂)を策定しています。
市の現状と課題
・特殊化する災害に即した対応が求められる現状にあって、これまで以上に充実した消防活動にかかる施設整備並びに装備品整備が必要であり、緊急消防援助隊や県防災航空隊との連携向上が求められます。 ・一般家庭防火訪問等の住宅用火災警報器の設置推進及び防火・防災意識の向上が引き続き必要です。 ・突発的な感染症の拡大にも即時対応できる、体制維持について継続的な課題です。
関連する基礎調査データ
・本市の火災発生件数は概ね 20～30 件前後で推移しています。平成 30(2018)年は 23 件発生しており、そのうち建物が 11 件となっています。出火率(人口一万人当たりの火災発生件数)は伊都圏域より低く、和歌山県と同程度となっています。 ・本市の救急出動件数は増加傾向にあります。令和元(2019)年には 2,345 件となっており、そのうち急病が半数以上を占めています。
関連するアンケート結果
・市民対象調査によると、橋本市が行っている政策のうち「消防・救急」について満足度は 37 施策中 2 位、重要度も 37 施策中 2 位といずれも高くなっています。ちなみに満足度では「健康づくり支援と医療体制」が最も高く、次いで「消防・救急」、「妊娠・出産・育児環境」、重要度では「危機管理・災害対策事業」が最も高く、次いで「消防・救急」、「雇用、就労、労働環境の整備」「健康づくり支援と医療体制」となっています。
取組成果
①消防体制の充実 ・消防力の整備指針に基づいた施設の整備により、消防本部及び消防団の施設強化が進められました。 ②救急救助体制の充実 ・高規格救急車及び高度救命資器材の計画的な整備並びに救急救命士養成により、適正なサービスを提供することができました。 ③火災予防の啓発 ・一般家庭への防火訪問並びに火災予防運動、文化財防火デー及び危険物安全週間を通じて防火・防災意識の向上を図ることができました。
施策評価の結果
・多様化する災害に円滑に対応することが可能な万全な体制維持のため、消防設備の充実と火災予防啓発を併せて実施し、消防・救急体制の確立を目指します。(総合評価:B)
施策の課題
①消防体制の充実 【課題】 ・消防体制の充実に伴う施設等の整備には高額な費用が発生します。必要性及びその効果を見極め整備調達に努める必要がある。 ・特殊化する災害に即した対応が求められる現状にあって、これまで以上に充実した消防活動にかかる施設整備並びに装備品整備が必要であり、緊急消防援助隊や県防災航空隊との連携向上を目指します。 ・消防力の充実のために、高度な技術及び知識を習得し、さらに有益な高度救命用資器材の調達に努めるとともに、医療機関との連携を図ることに併せて市民への救命講習の実施機会の拡充が必要です。

- ・消防団は、地域防災の要であることから、団員の確保や知識・技術の向上に努めつつ、団施設の計画的整備を行い、消防署と連携した消防体制の確立を図る必要があります。

【方針】

- ・耐震性防火水槽新設、消防団車両の更新及び消防団納庫建替について、必要性に応じた計画に基づき施行する。

②救急救助体制の充実

【課題】

- ・突発的な感染症の拡大に対する、資器材の調達に難渋することのない体制構築が必要である。
- ・救急需要が年々増大しているなか、救急車や救急医療は限りある資源であることを啓発し、適正な救急車の使い方について広報していく必要があります。
- ・市民対象調査では市の政策の満足度・重要度とも「消防・救急」が 2 位となっています。地震や異常気象等による自然災害への懸念が増しているなか、万全な消防救急体制の整備に引き続き取り組む必要があります。

【方針】

- ・市民及び関係機関との連携を継続し、救命率の向上を図る。

③火災予防の啓発

【課題】

- ・防火訪問については、留守であることが多いため効果的な実施方法を検討する必要がある。
- ・一般家庭防火訪問等の広報を通じて、住宅用火災警報器の設置推進及び防火・防災意識の向上を図ります。

【方針】

- ・増加傾向にある、危険物施設への適切な保安検査を継続的に実施する必要がある。

施策項目10 交通安全・防犯

国・県の動向
・国の「第 11 次交通安全基本計画」(令和 3～7 年度)では、「①世界一安全な道路交通の実現を目指し、24 時間死者数を 2,000 人以下(※30 日以内死者数 2,400 人)、②重傷者数 22,000 人以下」を目標としています。 ・「第 11 次和歌山県交通安全計画」(令和3～7年度)では、「①交通事故死者数 17 人以下、②重傷者数 313 人以下(令和2年は死者数 18 人、重傷者数 314 人)」を目標としています。
市の現状と課題
・通学児童等の交通安全を確保するため、市交通指導員をはじめ市民ボランティア等による早朝啓発や見守り活動を実施しています。 ・関係団体と協力した啓発活動や市民の自主防犯活動を推進しており、交通事故や犯罪件数は減少傾向にあります。
関連する基礎調査データ
・刑法犯認知件数は、平成 26(2014)年以降減少傾向となっています。令和減(2019)年の人口千人あたりの刑法犯認知件数は 2.4 件であり、和歌山県、伊都圏域を下回る件数となっています。 ・本市の交通事故発生件数は年々減少傾向となっており、令和元(2019)年の事故件数は 98 件と 100 件を下回っています。また、令和元(2019)年の人口一万人あたりの交通事故発生件数は 15.5 件であり、和歌山県、伊都圏域を下回る件数となっています。
関連するアンケート結果
・市民対象調査によると、橋本市が行っている政策のうち「交通安全・防犯」について満足度は 37 施策中 4 位、重要度は 37 施策中 11 位といずれも平均値を上回っています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、通学路などに信号やガードレールの設置を要望する意見がみられました。また、「市内の高齢者の危ない運転をよく見るが、運転免許証をずっと持って大丈夫なのか？車しか移動できずに仕方なく乗る高齢者がいるなら、それに代わるバス・タクシーの利用をもっと促すべき」という意見もありました。 ・小中学生対象調査によると、これからの橋本市がどのような「まち」であってほしいと思うかについて、「特に思う」が最も高いのは、「犯罪や交通事故の少ない安全なまち」の 75.6%で、次いで「環境にやさしいまち」74.1%、「水や緑が豊かなまち」73.5%、「買い物などふだんの生活に便利なまち」73.0%となっています。
取組成果
①各種交通安全運動の推進 ・通学・通勤時間帯における街頭指導、児童に対する交通安全教育、その他啓発活動を実施し、交通法規の遵守と交通事故抑止を図りました。 ②交通安全の啓発と交通法規の遵守 ・通学・通勤時間帯における街頭指導、児童に対する交通安全教育、その他啓発活動を実施し、交通法規の遵守と交通事故抑止を図りました。 ③地域ぐるみの防犯活動の推進 ・地区における被害防止講座、自主防犯パトロールなど地域における防犯活動を実施し、被害防止、犯罪抑止を図りました。 ④啓発活動の実施による防犯意識の高揚の推進 ・街頭啓発活動のほか、地区における啓発活動、その他広報啓発を実施し、防犯意識の高揚を図りました。
施策評価の結果
・継続実施することで、交通事故・犯罪件数の減少に繋げ、安全・安心なまちづくりを推進します。 (総合評価:B)
施策の課題
①各種交通安全運動の推進 【課題】

- ・今後、高齢化の進展による高齢者事故、時代やブームに起因するスマホやサイクリングに絡む交通事故の増加が懸念されます。

【方針】

- ・継続して推進します。交通安全を取り巻く情勢に合わせた効果的な活動を実施します。

②交通安全の啓発と交通法規の遵守

【課題】

- ・交通事故は年々減少していますが、飲酒運転根絶には至っていません。また、JAFの調査で和歌山県は横断歩道での不停止がワースト1位となるなど、課題が残っています。また、ブームとなっている自転車利用者の交通ルール遵守も課題です。

【方針】

- ・継続して推進します。交通安全を取り巻く情勢に合わせた効果的な活動を実施します。

③地域ぐるみの防犯活動の推進

【課題】

- ・犯罪件数は減少しているが、消費者トラブルや特殊詐欺被害は依然発生しており、新たな手口にも警戒が必要である。

【方針】

- ・継続して推進する。

④啓発活動の実施による防犯意識の高揚の推進

【課題】

- ・犯罪件数は減少していますが、未だ街頭犯罪や特殊詐欺の発生があります。

【方針】

- ・継続して推進します。タイムリーな情報を発信するなど効果的な活動を実施します。

★共通

- ・市民の高齢化が進むなか、高齢者の事故防止対策等にいっそう取り組む必要があります。
- ・通学路などの子どもの移動経路における安全確保の取組みについて、交通量に対して配置が十分でないところもあり、人員確保と適正配置が必要となっています。
- ・交通事故の防止に向け、効果的な交通安全施設の設置や交通安全啓発等、関係機関と連携したハード、ソフトの両面からの交通安全対策を推進する必要があります。

施策項目11 消費生活

国・県の動向 ・新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、一部の生活必需品の買占めやインターネット上での不確かな情報の投稿、消費者の不安につけ込んだ悪質商法の発生など消費生活に影響を及ぼす様々な問題が発生しました。 ・国の「第4期消費者基本計画」(令和 2～6 年度)は、地域社会から孤立した高齢者・障がい者・若年者の増加や、成年年齢の引き下げ、「新しい生活様式」の定着などに伴う消費者トラブルの防止を徹底するための政策面・制度面からの対応を示しています。また、食品ロスの削減、環境保全への取組など、持続可能な社会の実現に向けた社会的課題を解決する観点から、消費者と事業者との協働による取組の必要性を指摘しています。 ・県では、「第二次和歌山県消費者教育推進計画」(平成 30 年度から 5 年間)に基づいて、「自立した消費者」の育成を目指し、消費者教育・啓発に取り組んでいます。
市の現状と課題 ・安心・安全な消費生活の確保のため消費者安全法により、どこに住んでいても質の高い消費生活相談を受けられる体制が求められており、消費生活センターを設置し消費者被害の防止、救済に努めています。消費者教育推進法により、消費者が自らの選択に責任を持ち社会に主体的に参画する「消費者市民社会」の実現に向けて、年齢に応じた消費者教育の推進に努めています。 ・インターネットの普及、長引くコロナ禍における社会情勢の変化、人々の生活様式の多様化に加え、新しい制度や仕組みが増え、消費者教育の重要性が増しています。 ・高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方などの消費者被害を防ぐため、消費者安全確保地域協議会(高齢者等見守りネットワーク)を立ち上げました。地域の介護予防・生活支援サービスなどを担う事業主体などと情報共有や連携を行うための生活支援協議体に、「消費者被害防止」の視点を加えたものです。
関連する基礎調査データ
関連するアンケート結果 ・市民対象調査によると、橋本市が行っている政策のうち「消費者普及啓発、トラブル相談体制」について満足度は 37 施策中 24 位、重要度は 37 施策中 34 位といずれも平均値を下回っています。
取組成果 ①消費者問題への対応の充実 ・国が求める社会課題への解決への消費者の参画のための啓発(エシカル消費の推進)を展開し、市民の意識醸成に寄与しました。 ②消費者の自主的活動の推進 ・自主的に地域で消費者啓発ができる人材養成講座を実施し受講者は延べ 197 人となりました。講座受講者のグループ化を図り、会員 40 人が消費生活センターと連携し地域での啓発活動を中心に活動しています。 ③生活情報誌システムの整備 ・情報紙「くらし応援ニュース」(月刊)、消費生活センターだより(季刊)の発行に加え、SNS(Line)での情報発信を行い、消費者トラブルの防止活動に寄与しています。コロナ禍にあって対面啓発が困難となったので SNS の活用を試行しています。 ④消費生活相談の充実 ・県内の市町村で2つ目の消費生活センターを設置し、市民の消費生活相談に対応することで消費生活の安心安全に寄与しています。
施策評価の結果 ・消費者被害は生命・身体と財産の被害です。誰しもが被害に遭うわけではありませんが、誰もがトラブルに巻き込まれ被害者になる可能性があります。特に財産被害はその人の生活に直結します。市民生活の安心・安全の確保のためには、被害に遭わないための取組と被害に遭った時に無償で相談できる窓口、被害救済のための支援を行う公的機関の充実が必要です。(総合評価:A)
施策の課題

①消費者問題への対応の充実

【課題】

- ・エシカル消費の理解が徐々に浸透してきている状況ではありますが、まだまだ十分とは言えません。

【方針】

- ・さまざまな社会の課題解決への取組に消費者が果たす役割への理解を広げるため、多様な立場の人たちと連携しながら、様々な機会を活かし消費者教育・啓発を実施します。

②消費者の自主的活動の推進

【課題】

- ・人材養成講座受講者は居住地域に偏りがあります。受講者の年齢層が高く、若年層に参加を広げる必要があります。
- ・SDGs達成のためには消費者の果たす役割が大きく影響することから、自立した消費者の育成・支援の継続が必要です。

【方針】

- ・様々な人が消費者トラブルに関心をもち、自分にできる見守り活動への参加を促す人材養成講座を継続します。養成した人材の活動の機会を確保し、続けて活動する意欲や意識付けにつなげていきます。

③生活情報誌システムの整備

【課題】

- ・地域での見守り活動に活かすツールとして認識はされてきていますが、まだ全市的とまでいきません。必要な人に必要な情報が届けられる仕組みが必要です。

【方針】

- ・消費者トラブルへの注意喚起や消費者教育のための情報発信を対象者に合ったツール、内容で届けられるよう工夫し定着・定例化していきます。個人だけでなく、医療機関や郵便局などとの連携を拡大し、より多くの人への啓発に努めます。

④消費生活相談の充実

【課題】

- ・ライフスタイルの多様化に伴い、電話、来訪以外の相談を受ける体制づくりが必要です。安定した相談体制の維持には相談員の確保が重要です。
- ・コロナ禍において、双方向の消費者教育(出前講座・授業等)の実施や対面での相談事業実施が難しいため、必要な人に必要な情報を届ける手段や相談業務の安定継続実施が課題です。

【方針】

- ・様々な相談に対応できるよう相談員等の資質向上に努めます。相談窓口の周知を図るとともに、誰でも相談できる体制の構築を目指します。

★共通

- ・誰ひとり消費者被害に遭わない、遭わせないために、さまざまな立場の人や事業者などが連携し、市民の消費者被害の未然防止・拡大防止を市内全域で進める必要があります。

施策項目12 地域公共交通

国・県の動向
・地域公共交通の代表格である乗合バスについて見ると、コロナ禍以前の令和元(2019)年において、全国の実業者のうち約 7 割が赤字であり、特に地方圏の実業者は約 9 割が赤字でした。コロナ禍以前から人口減少等の影響により厳しい経営環境だったところ、コロナ禍により、その状況が加速しています。 ・国は改正地域公共交通活性化再生法に基づく輸送サービスの確保・充実や、独占禁止法特例法に基づいて地方バスの会社間連携の促進、MaaS の全国普及等を進めることにより、高齢者等の移動手段の確保や、観光による地域振興を図る方針です。 ・県は令和 2(2020)年度から市町村の実情に即した交通体系の構築について支援を行う「地域生活交通確保支援事業」を開始しています。
市の現状と課題
・コミュニティバス・デマンドタクシーは、令和 2 年 1 月に再編を実施し、買い物や通院に合わせたルートへの変更、駅や商業施設への乗り入れ等の利便性向上と、民間路線バスとの競合解消を図りました。 ・令和 2 年 4 月以降、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発出、外出自粛の要請が全国的に行われたこと等の影響は否めず、民間路線バス事業者が運行する橋本駅発着の 3 路線廃止が決定的となるなど、公共交通にとっては非常に厳しい状況が続いています。
関連する基礎調査データ
・鉄道は南海高野線とJR和歌山線が橋本駅で交差しています。南海電鉄の駅乗降客数は、御幸辻駅をのぞいたすべての駅で減少傾向となっています。JR西日本の駅乗降客数をみても、本市の中心である橋本駅や高野口駅では南海電鉄と同様に減少傾向となっています。 ・本市ではコミュニティバスと南海りんかいバスが運行されており、コミュニティバスの 3 ルートは橋本駅へ連結しています。
関連するアンケート結果
・市民対象調査によると、橋本市が行っている政策のうち「地域公共交通」について満足度は 37 施策中 37 位と最も低い一方、重要度は 37 施策中 15 位と平均値を上回っています。 ・コロナ禍における公共交通機関の利用については、「減った・活動が縮小した」が 43.3%と最も高く、次いで「変わっていない」が 32.6%、「少し減った・少し縮小した」が 17.8%となっています。年齢別にみると、40 歳代では「減った」「少し減った・少し縮小した」と「減った・活動が縮小した」の合算が、その他の年齢と比べて高くなっています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述を分野別にみると、「地域公共交通」が 29 件と最も多く、次いで「商工業・地場産業」が 25 件、「高齢者にとっての暮らしやすさ」が 24 件となっています。「地域公共交通」については、コミュニティバスに関する意見が多くみられました。 ・小中学生対象調査によると、住み続けたくないと思う理由については、「都会で生活したいから」が 57.6%と最も高く、次いで「大学や働ける場所があまりないから」が 41.0%、「交通(バスや電車)が不便だから」「買い物などふだんの生活に不便だから」が 33.3%となっています。
取組成果
①公共交通によるネットワークの充実 ・橋本市の公共交通網を末永く維持することを目的に、令和 2 年 1 月に公共交通網の再編を実施し、課題であった無料送迎バスと路線バスの競合解消を行うとともに、需要の少ないエリアにコミュニティバスの代替交通としてデマンド交通を導入しました。 ②公共交通サービスの充実 ・令和 2 年 1 月に実施した公共交通網の再編により、買い物や通院に合わせたルートへの変更、駅や商業施設への乗り入れなど、利便性向上に取り組み、実現可能な範囲で一定のサービス体制を確保しました。 ③公共交通結節点の整備 ・令和 2 年 1 月に実施した公共交通網の再編により、目的地(起点、終点)を明確にすることで、走行距離を短縮することができました。また、主要駅等に結節点(乗り継ぎ拠点)を置くことにより、利用者の乗り継ぎによる移動の拡大に繋がりました。
施策評価の結果

・令和 2 年 1 月の再編により、路線バスとの競合解消やカバー率の上昇など一定の成果を挙げましたが、交通網全体の利便性については未だ多くの課題を抱えています。高齢化が進むにつれ免許返納による交通弱者や買い物難民が増加することが予想されることから、あらゆる交通手段を含めた上で、持続可能な公共交通網を形成することが必要です。今後も市民や交通事業者との連携を図るとともに、意見の吸い上げを積極的に行い、利用者のニーズに合わせたサービスや路線、運行形態の検討を行います。(総合評価:C)

施策の課題

①公共交通によるネットワークの充実

【課題】

・令和 3 年 11 月に実施した乗降調査では、コミュニティバスを小型化して運行回数を増やして欲しい、他の交通機関との接続をよくして欲しい等の意見が寄せられています。今後も市民要望や未カバー地域への対応等引き続き検討が必要です。

【方針】

・持続可能な公共交通網を形成するため、市民や交通事業者との連携をいっそう強くするとともに、利用者のニーズに合わせた運行形態や路線の見直しを行います。また、令和 5 年 4 月をめどに「橋本市地域公共交通計画」を策定し、自家用有償旅客輸送等あらゆる手段を含めた交通網の形成について検討を進めます。

②公共交通サービスの充実

【課題】

・再編から 2 年が経つ現在もコミュニティバス・デマンドタクシーの利用者は市民のうちごく一部であり、「利用の仕方がわからない」「運行回数が少なく利用しづらい」といった意見に対し対応策を検討する必要があります。

【方針】

・乗降実態調査や地域懇談会を通して利用者が求めるサービスや課題を洗い出し、実現可能な範囲で対応していきます。また、交通事業者との連携により市内の公共交通が一目でわかるマップの作成や公共交通の利用促進に向けたプロモーションを実施します。また、アフターコロナを見据え、観光振興策等と連携した観光客の移動支援や観光ニーズの創出を図ります。

③公共交通結節点の整備

【課題】

・利用者の一部から「目的地に行く便はあるが帰りの便がない」「デマンドタクシーからコミュニティバスにうまく乗り継げない」などの声があるため、課題解消に向けた取り組みが必要です。

【方針】

・デマンドタクシーの増便や一部運行路線の見直しにより、利便性の向上を図ります。

★共通

・限られた予算の中で、高齢化とともに高まる公共交通への市民ニーズへの対応が求められています。

施策項目13 土地利用・市街地・景観

国・県の動向
・近年の都市政策においては、都市の集積のメリットを維持・発揮させるために、都市圏レベルで都市機能の高度化を図る取組が大きな柱の一つとなっています。コンパクト・プラス・ネットワークはその代表的な施策であり、都市機能の一定エリアへの誘導と公共交通ネットワークの形成を促進する取組が、全国の 500 以上の都市で進められています。 ・国は、魅力的なまちづくりを推進する観点から、居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出する取組をおこなう市町村を法律・予算・税制等のパッケージで支援するため「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」を令和2(2020)年 9 月に一部施行しました。
市の現状と課題
人口減少、少子高齢化が加速し、また環境意識が高まっています。
関連する基礎調査データ
・土地の地目別面積をみると、森林が 64.8%、田畑が 13.2%、宅地が 9.9%となっており、森林の占める割合が高くなっています。平成 25(2013)年から平成 28(2016)年にかけて森林が減少傾向にある中、水面河川水路は増加傾向となっています。 ・人口集中地区人口密度については減少傾向で推移しており、平成 22(2010)年には 31.0 人/ha となっていますが、平成 27(2015)年以降は人口集中地区の基準を満たしていません。
関連するアンケート結果
・市民対象調査によると、橋本市が行っている政策のうち「計画的な土地利用、景観の保全」について満足度は 37 施策中 25 位、重要度は 37 施策中 30 位といずれも平均値を下回っています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、駅前の再開発や空き家や土地利用の促進などを求める意見がみられました。
取組成果
①土地利用の規制誘導による秩序あるまちづくり ・都市計画マスタープランの策定に着手し、委員会を 2 回開催することで、策定に向けた基本的考え方について意思統一を図ることができました。 ・都市計画マスタープランの策定過程で、今後検討が必要なことの一つとして、高野口都市計画区域における用途地域の指定について問題提起ができました。 ②良好な市街地景観、田園景観、緑の景観の保全 ・秩序ある景観を形成するため、適正な和歌山県屋外広告物条例の運用に努めました。また、パトロールにより簡易広告物の撤去を実施しました。 ・良好な景観形成に関する理解を深めるため、市広報により屋外広告物条例の周知を行いました。 ・大規模開発事業などにおいては、まちづくり事前協議を活用し、景観条例に基づく届出を行うよう指導しました。 ・市営住宅伏原団地の改修工事に際して、景観条例の通知制度を適用し、周囲の景観と調和する外壁となるよう塗装しました。 ③住環境整備の総合的・計画的な推進 ・まちづくり条例の事前協議により、地域の実情に応じた事業となるよう地元住民への説明などの指導をおこないました。 ・中心市街地土地区画整理事業の換地処分について和歌山県の認可を受け、R3年度に換地処分公告を行う予定であり、防災機能や住環境の改善が期待できます。 ④都市活動の拠点となるエリアの充実 ・橋本駅周辺利便施設のサービスを効果的に受けられるよう中心市街地土地区画整理事業で生じた市の土地を売却し入居を促しました。 ⑤特定機能の集積をいかすエリアの形成 ・大規模未利用地地区を産業用途として活用するに際し、近隣住宅地への住環境の影響を抑える必要があるため、新たに特別用途地区を設定するための基礎協議を実施しました。

⑥地籍調査事業の推進

- ・年度ごとの調査面積の目標を達成することができ、結果、土地の境界・面積等が明確化され、固定資産税の増収に繋がりました。

施策評価の結果

- ・持続可能な都市マネジメントの一環として、継続した取組を実施していく必要がある。また、拠点の集約的整備、橋本駅前整備の方針について、横断的な取組によりハード面、ソフト面における具体的方針の検討が必要。(総合評価:C)

施策の課題

①土地利用の規制誘導による秩序あるまちづくり

【課題】

- ・都市課題に対する市民の共通認識を高め、共感を得られる都市計画マスタープランとする必要がある。
- ・用途地域指定の必要性について、課題認識の共有を図る必要性がある。

【方針】

- ・策定委員会やタウンミーティングでの意見を集約し、都市課題に対応した都市計画マスタープランとする。

②良好な市街地景観、田園景観、緑の景観の保全

【課題】

- ・まだまだ数多くの無許可広告等があり、人員を始めとする違反指導体制の構築が必要となる。
- ・景観を維持、形成していく意識の高まりを誘導する必要がある。
- ・更なる景観の配慮と公共施設の整備コストのバランスを取る必要がある。
- ・近年では太陽光発電など未利用地を活用した事業が進んでおり、良好な景観の形成を図るため周辺環境に配慮した整備を推奨する必要がある。

【方針】

- ・関係機関と協力し、継続して周知活動を行っていくことで地域に調和した屋外広告物とする。
- ・引き続き、定期的なパトロールにより簡易広告物の撤去を行い秩序ある景観を形成していく。
- ・関係機関と協力し、継続して適正な運用を行っていくことで地域に調和した大規模開発事業とする。
- ・継続して景観条例の通知制度を厳格に適用し、周囲の景観に配慮した公共施設としていく。

③住環境整備の総合的・計画的な推進

【課題】

- ・民間による事業活動であるため、市が直接的に関与は難しい側面がある。
- ・中心市街地土地区画整理事業の休止地区においては、防災対策や活性化対策などについての今後の方向性の検討が必要。

【方針】

- ・民間事業者による開発活動などと協調した住環境の改善策を検討していく。

④都市活動の拠点となるエリアの充実

【課題】

- ・都市拠点、地域拠点での集約的整備の具体策が決まっていないので検討が必要。

【方針】

- ・シビックゾーンを始めとする都市拠点と地域拠点に必要な施設、もしくは必要な施設を誘致するための施策を検討していく。

⑤特定機能の集積をいかすエリアの形成

【課題】

・近隣住民の十分な理解を得る必要があるとともに、都市計画変更手続きの実施に時間を要する。

【方針】

・地域の活性化を促し、職住近接のまちづくりを推進することで持続可能な産業活動の後押しとする。

⑥地籍調査事業の推進

【課題】

・進捗率(R2 年度末)が全国平均 52%、和歌山県 50.0%に対し、橋本市は 42.53%。進捗率向上のためには班体制(人員)の増加が必要。

【方針】

・現状の班体制下においては、今後年間の調査面積は同程度となり進捗率はあまり伸びない。今後 6 班体制がとれるように要望している。

★共通

・土地利用について人口減少、少子高齢化、環境意識の高まり、開発地域のオールドニュータウン化や市街地の防災機能、住居環境の改善を図る土地利用計画の転換(都市機能の集約化)が必要です。また、シビックゾーンの整備や、それに伴う日常生活サービス、各種行政サービスを高める地域づくりが必要です。

施策項目14 道路

国・県の動向
・国は、2040年の日本社会を念頭に、道路政策を通じて実現を目指す社会像、その実現に向けた中長期的な政策の方向性を提案する「2040年、道路の景色が変わる」を令和2(2020)年2月に公表しました。「日本全国どこにいても、誰もが自由に移動、交流、社会参加できる社会」「世界と人・モノ・サービスが行き交うことで活力を生み出す社会」「国土の災害脆弱性とインフラ老朽化を克服した安全安心して暮らせる社会」の姿を示しています。 ・県内の高速道路の供用率は平成28(2016)年度末で80%と概ね全国平均に到達しましたが、近畿自動車道紀勢線については、未だミッシングリンク(高速道路ネットワークにおいて、未整備のため途中で途切れている区間)が存在しています。
市の現状と課題
・国道・県道の改良等については関係機関に整備を進めていただくように要望を行っています。市道については舗装修繕等を進めています。 ・5年に1回の点検が義務づけられている主要な道路構造物(橋梁、トンネル等)については令和2年度から二巡目の点検を実施しています。
関連する基礎調査データ
・道路は国道24号と370号が東西方向に、国道371号が南北方向に通っています。市内では京奈和自動車道が通っており、インターチェンジが3箇所を設置されています。 ・都市計画道路における幹線道路の改良率は、51.7%と和歌山県とほぼ同程度の割合となっています。概成率は38.8%と、和歌山県及び和歌山市より高くなっています。 ・交通量は平成17(2005)年をピークに減少傾向で推移していましたが、平成22(2010)年以降は、両国道とも横ばいで推移しています。
関連するアンケート結果
・市民対象調査によると、橋本市が行っている政策のうち「道路の計画的な点検・修繕」について重要度は37施策中5位と高い一方、満足度は37施策中32位と平均値を下回っています。 ・定住意向で『住み続けたくない』(「どちらかといえば住み続けたくない」と「住み続けたくない」の合算値)と回答した人のうち、橋本市が行っている政策について、重要度が最も高いのは「上下水道の整備」で、次いで「危機管理・災害対策事業」、「道路の計画的な点検・修繕」となっています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、道路の拡幅・改修や路面の道路標示の塗り直しなどを要望する意見がみられました。 ・小中学生対象調査によると、道路が整備されているについては、「どちらかといえばそう思う」が43.4%と最も高く、次いで「そう思う」が34.5%、「どちらかといえばそう思わない」が16.9%となっています。
取組成果
①都市を支える道路網の体系的整備 ・国道371号バイパスの整備促進に取り組み、和歌山県側については、柱本から市協間の5.5kmが全線4車線で供用し、府県間トンネルの本体工事についても令和元(2019)年10月に完了しました。 ・あやの台北部の工業団地内において、都市計画道路の整備に着手しました。 ②環境に優しい安全で魅力的な道路空間の整備 ・防災・安全交付金等を活用し、主要幹線道路等の舗装修繕、防護柵等の道路整備を進めています。 ③道路施設の長寿命化 ・道路メンテナンス事業補助金を活用し道路構造物(橋梁・トンネル・大型カルバート)の二巡目の点検及び修繕事業を進めています。 ④歩道や自転車道の整備 ・歩行者の安全性等を確保するため、歩道の整備を行いました。県による市内のサイクリングロード事業は完了しています。
施策評価の結果
・道路施設の老朽化が深刻な問題となっていることから、国・県の補助金、交付金や起債を最大限活用し安全・

安心な道路施設の維持管理を計画的に進めます。(総合評価:C)

施策の課題

①都市を支える道路網の体系的整備

【課題】

- ・国道 371 号バイパスは大阪府側の未供用区間を含め、2020年代前半での1日でも早い全線供用に向け、今後、促進協議会で要望活動について検討が必要である。
- ・社会情勢の変化を踏まえ必要性の高い路線について、適時適切に再検証する必要がある。
- ・国道・県道の改良等については、用地等の問題で実施困難な所があり、今後事業を要望していく上で課題となっています。市道の舗装修繕等については、限られた予算の中で要望に対応することが難しくなってきたり、調査等により安全性・緊急性を考慮し優先順位をつけて効率的に進める必要があります。

【方針】

- ・国道371号バイパス全線の早期供用について和歌山県から大阪府に対し働きかけを求める。
- ・新たな工業団地である、あやの台北部用地開発に伴い都市計画道路の整備に取り組む。

②環境に優しい安全で魅力的な道路空間の整備

【課題】

- ・修繕が必要な箇所が市内に多数存在し、地元からの要望を消化するには至っていない状況である。

【方針】

- ・国・県の補助金等を活用するなど、道路の維持修繕の予算を拡充することが必要である。

③道路施設の長寿命化

【課題】

- ・5年毎の点検費用が高む上、修繕が必要な橋梁等については早急に対応しなければ修繕費用が膨らむ一方である。
- ・5年に1回の点検が義務づけられている主要な道路構造物(橋梁、トンネル等)については一巡目の点検で損傷の激しい橋梁(44 橋)は早急に修繕を進めて行く必要があることから予算等の確保が必要です。

【方針】

- ・国・県の補助金等を活用し、安全・安心で計画的な道路維持管理に努める。

④歩道や自転車道の整備

【課題】

- ・幅員が狭い道路における歩行者の安全確保対策が必要である。

【方針】

- ・県や関係機関と協力し、歩行者や自転車での移動の安全性と快適性の確保に努める。今後、県のサイクリングロード事業の新たな計画がある場合は協力に努めていく。

施策項目15 上下水道

国・県の動向
・上下水道は高度経済成長期を中心に整備され、普及率は飛躍的に上がりましたが、50 年以上経過し、老朽化が顕著になってきています。また、人口減少に伴う料金収入の大幅減少、施設の災害対策に伴う更新需要の増大、水道職員の減少に伴う技術基盤の脆弱化等急速に厳しさを増しています。 ・県は令和元(2019)年 6 月に「和歌山県水道ビジョン」を策定し、水道の「将来のあるべき姿」の実現に向けて、「持続」・「安全」・「強靱」の観点から6つの基本目標を設定し、今後取り組むべき方策等を提案しています。
市の現状と課題
・本市水道事業においては、人口減少や節水意識の高まりによる有収水量の減少が続いており、高度経済成長期以降に急速に整備された施設や管路の老朽化に伴う改築更新費の増大が見込まれています。そのため、令和 2 年度に料金改定を行い財源確保を図っています。 ・本市の公共下水道事業は令和元年度より公営企業会計に移行しており、これまで以上に適正な事業運営が求められています。そのため、収支均衡を目的として、建設事業費の抑制などを行うとともに、令和 2 年 4 月に料金改定を行っています。
関連する基礎調査データ
・上水道の年間総配水量はほぼ横ばいで推移している一方、年間総有収水量は微減傾向で推移しており、併せて有収率も低下傾向で推移しています。 ・下水道普及率については、本市は県内では上位にあるものの、全国平均を大きく下回っています。
関連するアンケート結果
・市民対象調査によると、橋本市が行っている政策のうち「上下水道の整備」について重要度は 37 施策中 8 位と高い一方、満足度は 37 施策中 28 位と平均値を下回っています。 ・定住意向で『住み続けたくない』(「どちらかといえば住み続けたくない」と「住み続けたくない」の合算値)と回答した人のうち、橋本市が行っている政策について、重要度が最も高いのは「上下水道の整備」で、次いで「危機管理・災害対策事業」、「道路の計画的な点検・修繕」となっています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「水道料金が高い」「下水道が整備されていないと、よそから人がやってこない」といった趣旨の意見が複数みられました。
取組成果
①良質な水資源の安定供給 ・施設の規模の最適化と統廃合を行い、老朽施設の更新や水道水の質的向上、耐震化に取り組み、令和 2 年度に料金改定を実施し財源確保に努めました。 ②災害への備え ・災害時の応急給水活動に関する市民への情報提供や事前の広報活動について検討を進めました。 ③下水道整備の促進 ・接続意向の高い地域での整備を進め、普及率の向上に努めるとともに、下水道への接続を促進する目的で啓発文書の発送を行った。また、収支均衡を目的として令和 2 年度に料金改定を実施し、適正な事業運営に努めました。 ④汚水処理施設・汚水処理サービスの適切な維持管理 ・サービスレベルを維持するためストックマネジメント計画を作成し、施設の適切な維持管理に努めました。 ⑤農業集落排水の普及促進 ・施設の適切な維持管理を行うとともに、将来の事業運営を見据え、公共下水道への統合検討に着手しました。
施策評価の結果
・集合処理と個別処理の最適な役割分担を図り、将来にわたり快適で持続可能な汚水処理事業として展開していきます。(総合評価:A)
施策の課題
①良質な水資源の安定供給

【課題】

・水資源の安定供給のため引き続き、安定供給のため施設の規模の最適化と統廃合を行い、老朽施設の更新や水道水の質的向上、耐震化に取り組むことが必要です。

【方針】

・安心しておいしく飲める水を安定供給していくため、施設の規模の最適化と統廃合を行い、老朽施設の更新や水道水の質的向上、耐震化に取り組み、健全経営に努め市民負担の軽減を図っていきます。

②災害への備え

【課題】

・引き続き、災害時の市民への情報提供や事前の広報活動の充実を図る。また、計画的な応急給水用資機材の確保を行います。

【方針】

・防災・減災に関心が高いことに対応し、災害時の応急給水活動に関する市民への情報提供や事前の広報活動の充実を図り、受援体制についての検討を進めます。

③下水道整備の促進

【課題】

・事業の早期完了といった方針転換を余儀なくされるなか、更なる事業の効率化が求められる。

【方針】

・集合処理と個別処理の役割分担の最適化を図ることで、下水道処理区域の見直しを行う。また、既整備区域における公共下水道接続への啓発活動の充実に努めます。

④汚水処理施設・汚水処理サービスの適切な維持管理

【課題】

・引き続き、効率的な施設の維持管理を行う必要がある。
・国から示された 10 年程度を目途に汚水処理事業を概成させる、いわゆる「10 年概成の方針」に基づき、下水道処理区域についても実行可能な区域を決定していく必要があります。

【方針】

・安定的なサービスを提供できるよう施設の老朽化について計画的な点検調査・改築更新を実施することでリスクの軽減と費用の削減や平準化を図っていく。

⑤農業集落排水の普及促進

【課題】

・利用者の減少や施設の老朽化に伴う維持管理・更新費用の増加が懸念されるなか、令和 6 年度には公営企業会計への移行が義務付けられている。

【方針】

・持続可能な事業運営が成り立つよう、広域化・共同化の観点から農業集落排水の公共下水道への統合を検討し計画的に進める。

★共通

・橋本市水道ビジョン 2027 に合わせ、将来にわたる安定的なサービスを提供するため、中長期的な視点から組織や事業の効率化、計画的な改築更新を行い、経営の健全化・安定化に取り組むことが重要となります。

政策5 豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり

施策項目16 自然環境

国・県の動向
・わたしたちの暮らしは物質的な豊かさと便利さを手に入れ、生活水準が向上した一方で、人口の都市部への集中、開発や環境汚染、里地里山の管理不足による荒廃、海洋プラスチックごみ、気候変動問題等の形で持続可能性があらうくなっています。 ・県は、地域の特性と創造性を活かし、地域が主体となって自然との触れ合いの場の整備や自然環境の保全及び再生を推進するために、自然環境整備交付金を活用して達成すべき目標と、目標を実現するために必要な事業を取りまとめた「和歌山県自然環境整備計画」を策定しています。
市の現状と課題
・自然保護団体等との連携強化やボランティアの育成などの市民協働の取り組みは、コロナ禍の中、会議やイベントの開催が著しく制限され、例年行ってきた伊都・橋本地球温暖化対策協議会との意見交換会も実施できず、社協主催のボランティア体験フェアが中止となるなど、様々な取り組みが停滞しました。
関連する基礎調査データ
・本市は、市域を縁取る金剛生駒紀泉国定公園、高野山町石道玉川峡県立自然公園などをはじめとする豊かな森林、紀の川をはじめとする河川、これらの自然資源に恵まれた環境を有しています。
関連するアンケート結果
・市民対象調査によると、橋本市が行っている政策のうち「自然環境保護の取組」について満足度は 37 施策中 7 位と平均値を上回り、重要度は 37 施策中 23 位と平均値を下回っています。 ・市民対象調査によると、住み続けたいと思う理由については、「家や土地を持っているから」が 59.8%と最も高く、次いで「住み慣れていて愛着があるから」が 58.6%、「水や緑などの自然環境がよいから」が 51.4%となっています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「緑が多くて空気がきれいであるため、そこを活かせるようなまちづくりが出来ると素敵だと思う」「森林を残した地域の発展を望む」「木々の多い、昔ながらの町に戻ってほしい」といった意見がみられました。 ・小中学生対象調査では、住み続けたいと思う理由については、「家族や友達がいるから」が 74.2%と最も高く、次いで「生まれ育ったところだから」が 67.3%、「自然が豊かだから」が 55.8%となっています。 ・また、橋本市について、ふだんの暮らしで感じていることについて、『思う(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合算)』をみると、「自然が豊かである」が 96.2%、「犯罪や事故が少ない」が 86.9%、「ご近所同士のつながりがある」が 83.2%となっています。 ・まちなみや景色がきれいであるについては、「どちらかといえばそう思う」が 41.5%と最も高く、次いで「そう思う」が 40.0%、「どちらかといえばそう思わない」が 14.8%となっています。 ・これからの橋本市がどのような「まち」であってほしいと思うかについて、「特に思う」が最も高いのは、「犯罪や交通事故の少ない安全なまち」の 75.6%で、次いで「環境にやさしいまち」74.1%、「水や緑が豊かなまち」73.5%、「買い物などふだんの生活に便利なまち」73.0%となっています。
取組成果
①自然への親しみや学びを支援、啓発する ・学校教育・生涯学習における環境学習などを推進すると共に、環境保全ボランティアの育成など市民協働に取り組みました。 ②動植物の生息・生育環境を保全する ・自然環境に関する情報を庁内で共有し、体制の強化に努め、河川などの水辺空間の保全に努めると共に外来生物に関する正しい知識の周知に努めました。 ③自然公園の保全と情報共有 ・自然公園の保全活動に努めると共に関係者との連携・協力により自然公園等に関する情報共有に努めました。
施策評価の結果
・今後も各取組みを強化・継続していきます。(総合評価:C)

施策の課題**①自然への親しみや学びを支援、啓発する****【課題】**

・コロナ禍によるイベントや活動に制限があり、その取り組み方も変容する必要があります。

【方針】

・引き続き学校教育・生涯学習における環境学習などを推進します。また、環境保全に関わるボランティアの育成など、市民協働の取り組みを推進します。

②動植物の生息・生育環境を保全する**【課題】**

・行政側に専門の職員がいないため、現地調査等を市民団体等のボランティアに頼らざるを得ない。

【方針】

・引き続き自然環境や動植物に関する情報の収集に努め、庁内での連携体制の強化を図ります。また、生物に関する正しい知識の普及に努めます。

③自然公園の保全と情報共有**【課題】**

国定公園ならびに県立自然公園については県自然環境室所管事務であり、普段からの情報共有が困難。

【方針】

引き続き県、市、自然保護団体、市民等と連携・協力し、自然公園等に関する情報共有に努めます。

★共通

・コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、自然保護団体等との連携強化やボランティアの育成などの市民協働の取り組みを再開していく必要があります。

施策項目17 循環型社会

国・県の動向
・国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）で、産業革命前からの気温上昇幅を 1.5℃に抑える目標に向かって世界が努力することが令和 3（2021）年 11 月、正式に合意されました。 ・政府は令和 2（2020）年 10 月、「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。また、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出削減について平成 25（2013）年度比 46％減という新たな目標を掲げました。「第6次エネルギー基本計画」（令和 3（2021）年 10 月）では、2030 年度のエネルギー構成比について再生可能エネルギー36～38％（従来計画では 22～24％）、原子力 20～22％、水素・アンモニア1％、火力 41％（同 56％）としました。
市の現状と課題
・区・自治会や衛生自治会等との連携強化などの市民協働の取り組みは、コロナ禍の中、会議やイベントの開催が著しく制限され、例年行ってきた陶磁器リサイクル市もほとんど実施できず、衛生自治会大会が中止となるなど、様々な取り組みが停滞しました。
関連する基礎調査データ
・市内のごみの総排出量は横ばいで推移しています。内訳をみても、どの項目もほぼ横ばいで推移しています。一人一日あたりのごみ排出量を比較すると、合計は県平均より少なく、生活系ごみは伊都圏域も含めて少ない値となっている一方、事業系ごみの排出量は和歌山県、伊都圏域よりも多い値となっています。 ・温室効果ガス排出量については、平成 28（2016）年度をピークに近年は減少傾向となっています。内訳として、民生部門における排出量が減少している一方で、産業部門における排出量が増加傾向にあります。近隣市と比較すると、産業部門・民生部門・一般廃棄物において平均を上回る値となっています。なお、類似自治体と比較した場合、すべての部門において平均を下回る値となっています。 ・リサイクル率の推移をみると年々減少傾向にありますが、令和元年度は 17.0％で和歌山県平均（12.2％）を上回っています。
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「ごみの減量・リサイクルの取組」について満足度は 37 施策中 20 位と平均値を下回り、重要度は 37 施策中 11 位と平均値を上回っています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「生ごみは処理できないため、なるべく週2回収しに来てほしい」という趣旨の複数意見のほか、「ゴミの分別にもっと力を入れても良いと思う」などの意見がみられました。 ・小中学生対象調査によると、これからの橋本市がどのような「まち」であってほしいと思うかについて、「特に思う」が最も高いのは、「犯罪や交通事故の少ない安全なまち」の 75.6％で、次いで「環境にやさしいまち」74.1％、「水や緑が豊かなまち」73.5％、「買い物などふだんの生活に便利なまち」73.0％となっています。
取組成果
①廃棄物の減量およびリサイクル・再生利用・発生排出の抑制の推進 ・生ごみ堆肥化・減量化を進め、持続可能な循環型社会の形成を推進すると共に陶磁器リサイクル交換会の普及に努め、最終処分場の延命を図りました。 ②効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行 非効率な収集形態を見直すと共に可燃ごみ収集の全市週1回化をめざし、分別した資源ごみなどの排出品目・収集場所を増やして、資源化推進に努めました。 ③区・自治会、衛生自治会等との連携 ・ステーション収集体制を維持すると共に、区・自治会が行うごみステーションの維持管理を支援しました。 ④事業系ごみの減量化・資源化促進 ・事業系ごみの減量化・資源化に対する啓発を行いつつ、事業者への排出指導や意識啓発に努めました。また、事業系ごみ指定袋導入の検討を行いました。
施策評価の結果
・今後も各取組みを強化・継続していきます。（総合評価：C）
施策の課題

①廃棄物の減量およびリサイクル・再生利用・発生排出の抑制の推進

【課題】

- ・ごみの減量、リサイクル等を推進するため、陶磁器リサイクル交換会のいっそうの普及促進をはかる必要があります。
- ・生ごみ堆肥化・減量化をすすめることで、焼却するごみを減らし、持続可能な循環型社会の形成をより一層推進する必要があります。

【方針】

- ・生ごみ堆肥化・減量化を引き続きすすめ、焼却ごみを減らし、リユース・リサイクル等を増やすことで、持続可能な循環型社会の形成を推進します。

②効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行

【課題】

- ・今後、直営収集職員の減少が予想されることから、それに適した収集体制への移行が必要です。

【方針】

- ・非効率な収集形態を見直すとともに効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行を進めます。

③区・自治会、衛生自治会等との連携

【課題】

- ・ステーション収集体制の維持のため、区・自治会が行うごみステーションの維持管理を引き続き支援する必要があります。
- ・コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、区・自治会や衛生自治会等との連携強化などの市民協働の取り組みを再開していく必要があります。

【方針】

- ・ステーションの収集体制を維持すると共にごみ出し困難者等への支援体制づくりに努めます。

④事業系ごみの減量化・資源化促進

【課題】

- ・家庭系ごみと事業系ごみの分別に違いがあることを小規模事業所などに啓発する必要があります。
- ・ごみや環境に対する意識啓発を行い、可燃ごみに含まれている容器包装や古紙類の分別を促し、ごみ減量化を推進する必要があります。

【方針】

- ・事業系ごみの減量化・資源化に対する啓発を行います。

施策項目18 環境衛生

国・県の動向
・汚水処理施設には、下水道や農業集落排水施設等の管渠により汚水を集め処理する集合処理方式と、各戸に合併処理浄化槽を設置し汚水进行处理する個別処理があり、これらの汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進める必要があります。 ・全国各都道府県の汚水処理人口普及率で、和歌山県は全国ワースト2となっています。平成 29(2017)年 3 月に、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、和歌山県全県域汚水適正処理構想を見直しました。令和 8(2026)年度末汚水処理人口普及率目標 80%の達成に向け、市町村との連携を深め、効率的・効果的な汚水処理施設の整備を推進します。 ・県は「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」(令和 2(2020)年 4 月施行)に基づいて「わかやまごみゼロ活動」などを展開しています。
市の現状と課題
・環境に配慮する意識が高まり良好な生活環境が保全されつつありますが、その一方でいまだ河川や山林等への不法投棄が後を絶ちません。 ・令和 3 年(2021)年 4 月から令和 9 年(2027)3 月までの期間において、汲み取り便所及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に限り、水洗化の特例措置として市独自の上乗せ補助金を実施し、水環境の保全を促進しています。 ・水質保全センターや浄化槽清掃業者等と連携しながら、浄化槽の適正な維持管理(清掃・保守点検・水質検査)の周知徹底と啓発を行っているが、清掃及び検査実施率は低迷しています。 ・橋本保健所に持ち込まれる野良猫の数も以前より減少傾向にあるものの、市内各地での野良猫に対する苦情は継続して寄せられています。(注:なお、本項の目標に設定している「橋本保健所への猫の持込数」については、橋本保健所での集計方法の変更(管内市町ごとの集計の取りやめ)により、伊都・橋本管内の全数となったため、長計制定時の値との継続性は失われています。)
関連する基礎調査データ
・平成 25(2013)年度以降、公害苦情件数は減少傾向で推移していましたが、平成 29(2017)年度より増加に転じ、平成 30(2018)年度は 210 件の苦情が報告されています。近年、典型7公害による苦情件数はありません。 ・単独処理浄化槽の設置基数は年間約 0.7%減少傾向にあります。
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「生活環境汚染対策の推進」について満足度は 37 施策中 22 位、重要度は 37 施策中 17 位となっています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、野焼きに対する不満が複数みられました。
取組成果
①水質・大気・騒音・振動等環境汚染対策の推進 ・県、地域住民との連携により、事業活動に伴う生活環境への影響把握や、事業所に対する指導・啓発を行い、良好な生活環境の保全に努めました。 ②環境衛生の充実(環境美化・し尿・生活排水・衛生対策等) ・浄化槽の関係事業者等と連携しながら合併処理浄化槽の普及啓発及び浄化槽維持管理の啓発指導を進めました。 ・市独自の水洗化特例措置により、汲み取り便所及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換件数は前年度と比較すると約 1.8 倍増となりました。 ③人と動物の共生社会づくり ・地域の生活環境保全と猫の殺処分数の削減を図るため、県や市民団体などと連携しながら、啓発活動を推進し、人と動物が共生できる地域づくりに努めました。 ④廃棄物の不法投棄等による環境汚染の防止 ・年々増加傾向にある不法投棄を環境監視員によるパトロール強化等により、生活環境の保全に努めました。
施策評価の結果

・今後も各取組みを強化・継続していきます。(総合評価:C)

施策の課題

①水質・大気・騒音・振動等環境汚染対策の推進

【課題】

・事業活動から生じる生活環境に影響を及ぼす恐れのある環境負荷について、その原因、汚染源の特定等が困難な場合も多く、適切な指導、啓発につながらないケースもある。

【方針】

・引き続き、県、保健所、地域住民等との連携、協力関係を維持しながら、良好な生活環境の保全に努める。

②環境衛生の充実(環境美化・し尿・生活排水・衛生対策等)

【課題】

・単独浄化槽の正確な設置基数が把握できていない。

【方針】

・これまでの広報や郵送等による公共下水道や合併浄化槽への変更を推奨する啓発から、ブロック単位での個別訪問等による啓発強化を図るとともに、浄化槽台帳の整備に努める。

③人と動物の共生社会づくり

【課題】

・地域の生活環境保全と猫の殺処分率の削減を図るため、県や市民団体などと連携しながら、猫の不妊去勢手術や啓発活動を推進しましたが、住民の皆さんに活動への理解が浸透していない。

【方針】

・今後も引き続き住民の理解を得ながら不妊去勢手術に取り組み、多彩な広報・啓発活動を展開していく。

④廃棄物の不法投棄等による環境汚染の防止

【課題】

・本市の良好な生活環境を守るため、引き続き、不法投棄の未然防止に取り組む必要があります。

【方針】

・引き続き環境監視員による環境パトロールを強化し、生活環境の保全に努める。

施策項目19 住宅環境

国・県の動向
・「住生活基本法に基づく「住生活基本計画(全国計画)」(令和 3～12 年度)では、ライフスタイルに合わせて人生で何度も住替えが可能となるような住宅循環システムの構築を進めるとともに、住宅政策と福祉政策の一体的対応によるセーフティネット機能の強化や、地域で多様な世代が支え合う地域共生社会の実現を通じ、すべての人々が住宅を確保して安心して暮らせる社会を目指す必要があるとしています。
市の現状と課題
・「橋本市空家等対策計画に基づき、空家の現地調査や所有者調査を随時実施しており、改善が必要な空家については、空家所有者に対し問題解決に向けた文書を送付するなど、積極的に助言等を行っています。 ・南海トラフ地震の発生が予想される中、耐震化率の向上が極めて重要ですが、現状は目標値に対して僅かに達成できていません。市民に対してその重要性等を広く周知すべく市内全地区を対象に個別訪問を実施していますが、近年の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため個別訪問が困難となっています。 ・橋本市営住宅長寿命化計画に基づき、管理継続を決定している市営住宅について、順次長寿命化工事を実施しています。また、空住戸については、平成 30 年度から令和 2 年度間で計 41 戸分の募集を行うなど、安定した住宅の供給に努めています。
関連する基礎調査データ
・橋本市空家等対策計画によると、平成 30(2018)年3月 31 日時点において、空家等に該当するものが 1,361 件、また、特定空家等に該当するものが 594 件、そのうち前面道路や隣接地に対し悪影響を及ぼしていると判断したものが 229 件ありました。
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「住環境(耐震化促進、空家対策)」について満足度は 37 施策中 27 位、重要度は 37 施策中 28 位といずれも平均値を下回っています。 ・橋本市やお住まいの地域の住み心地については、『住みやすい(「大変住みやすい」と「まあまあ住みやすい」の合算)』が 70.4%と、『住みにくい(「どちらかというと住みにくい」と「大変住みにくい」の合算)』の 11.2%を上回っています。年齢別にみると、20 歳代、40 歳代では『住みやすい』がその他の年齢と比べて高くなっています。地区別にみると、山田地区では『住みにくい』がその他の地区と比べて高くなっています。 ・今後も橋本市に住み続けたいかについては、『住み続けたい(「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」の合算)』が 71.7%と、『住み続けたくない(「どちらかといえば住み続けたくない」と「住み続けたくない」の合算)』の 9.2%を上回っています。年齢別にみると、20 歳代では『住み続けたい』がその他の年齢と比べて低くなっています。 ・住み続けたいと思う理由については、「家や土地を持っているから」が 59.8%と最も高く、次いで「住み慣れていて愛着があるから」が 58.6%、「水や緑などの自然環境がよいから」が 51.4%となっています。 ・住み続けたくないと思う理由については、「買い物や日常生活が不便だから」が 56.0%と最も高く、次いで「通勤・通学など、交通が不便だから」が 50.0%、「飲食店や娯楽施設が少ないから」が 44.0%となっています。年齢別にみると、30 歳代、50 歳代では「住環境がよくないから」が、50 歳代では「親・兄弟姉妹などが近くにいないから」が、60 歳以上では「物価が高いから」が、その他の年齢と比べて高くなっています。 ・また、橋本市のまちづくりに関する自由記述では、空き家、耕作放棄地等の増加による住環境の悪化への懸念が複数みられました。 ・小中学生対象調査によると、将来大人になっても橋本市に住み続けたいと思うかについては、『住み続けたい(「住み続けたい」と「できれば住み続けたい」の合算)』が 41.7%と、『住み続けたくない(「あまり住み続けたくない」と「住み続けたくない」の合算)』の 18.1%を上回っています。 ・住み続けたいと思う理由については、「家族や友達がいるから」が 74.2%と最も高く、次いで「生まれ育ったところだから」が 67.3%、「自然が豊かだから」が 55.8%となっています。 ・住み続けたくないと思う理由については、「都会で生活したいから」が 57.6%と最も高く、次いで「大学や働ける場所があまりないから」が 41.0%、「交通(バスや電車)が不便だから」「買い物などふだんの生活に不便だから」が 33.3%となっています。
取組成果
①良好な住宅地・住宅の供給促進 ・都市計画法やまちづくり条例を活用し、地域と調和した建築物となるよう指導するとともに、安全安心な宅

地の供給となるよう民間事業者に対し指導を行いました。

- ・平成 30 年度から令和 2 年度の間で 5 団地 74 戸の市営住宅長寿命化工事を完了しました。

②良好な住環境の保全と創造

- ・耐震化促進の更なる充実を図るため、平成 30 年度に「耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施に対する補助金」制度を導入しました。
- ・平成 30 年度から令和 2 年度の間で耐震診断 135 件・木造耐震補強設計審査 34 件・木造耐震改修工事 1 件・耐震補強設計と工事の総合的支援 51 件について補助金を交付しました。
- ・平成 30 年度から令和 2 年度の間で耐震診断 135 件・木造耐震補強設計審査 34 件・木造耐震改修工事 1 件・耐震補強設計と工事の総合的支援 51 件について補助金を交付しました。
- ・耐震化促進の更なる充実を図るため、平成 30 年度に「耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施に対する補助金」制度を導入しました。
- ・住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取り組みとして戸別訪問を実施したほか、ダイレクトメールによる啓発などを実施しました。

③空家等の再生等有効活用の推進

- ・平成 30 年度から令和 2 年度の間で 47 件の特定空家の所有者に対して助言文書等を送付しました。平成 30 年度以前から問題となっている特定空家も含めて 48 件に除却や修繕等の改善がありました。
- ・平成 27 年度より毎年「橋本市空家等対策推進セミナー」及び「空家相談会」を開催しています。令和 2 年度からは空家の利活用を促進することを目的として、橋本市独自の空家バンク制度を構築しました。計 19 件の物件登録を行ったところ 11 件の契約(賃貸 3 件、売却 8 件)につながりました。

施策評価の結果

- ・良好な住宅地・住宅の供給促進について、現在市営住宅の長寿命化工事は計画通り進捗出来ており、空住戸についても年間約 14 戸の新規入居者募集を行っていることから、良好な住宅を安定して供給出来ています。後期計画に向けても同様に長寿命化工事及び、新規入居者募集を実施していきます。
- ・良好な住環境の保全と創造については、令和 2 年度時点において耐震化率の上昇は見られますが、その伸び率は緩やかで、中間目標値の達成に向けて、更に耐震改修の必要性の意識の向上を図る必要があります。後期計画に向けても引き続き個別訪問をメインに、耐震化の重要性や補助金交付制度の説明等を行い、1 件でも多く耐震化が行われるよう努めます。
- ・空家等の再生等有効活用の推進については、周辺の生活環境に悪影響を与えている特定空家の所有者に対し改善に向けた助言文書の送付や、電話及び、臨戸訪問による指導を実施しています。また、毎年空家セミナー相談会を開催するなど相談体制の強化に努めているだけでなく、令和 2 年度からは空家の利活用の促進を目的として橋本市独自の空家バンク制度を設けており、現在様々な空家物件の情報を掲載し利活用希望者を募っています。こうした取組については、後期計画に向けても引き続き実施していきますが、新たな取り組みとして、空家発生予防プロジェクトを発足し、地域と連携をとりながら、空家の発生を事前に防ぐことの重要性や、本市における空家対策の取り組みについて、出前講座等を活用して地域住民に周知し、1 件でも多くの空家問題が解決されるよう努めます。(総合評価:B)

施策の課題

①良好な住宅地・住宅の供給促進

【課題】

- ・急激に進む社会環境の変化(人口減少・少子高齢化・空家の増加等)や社会ニーズに対応した、良好な住宅地・住宅の供給促進をしていく必要がある。
- ・市営住宅は施設の老朽化が進んでおり、緊急修繕の必要な事案が増加している。今後、長寿命化工事の実施を前倒しする必要性が生じることも考えられる。

【方針】

- ・継続した取組が必要なので、継続して取組を行い良好な住宅地・住宅の供給を促進していく。
- ・管理継続を決定している市営住宅については、市営住宅長寿命化計画に基づき予防的保管理を進める。令和 3 年度 2 団地 14 戸、令和 4 年度 2 団地 11 戸、令和 5 年度で 2 団地 10 戸の合計 4 団地 35 戸分の屋外改修工事を実施する計画。

②良好な住環境の保全と創造

【課題】

- ・目標とする耐震化率に対して若干の遅れが生じていることから、令和 3 年 4 月に「橋本市耐震化促進計画」の見直しが必要となった。
- ・近い将来大規模地震の発生が予想されており、耐震化率の向上は急務である。
- ・戸別訪問による啓発は対象件数が膨大であるため、完了までには相当の期間を要する。
- ・住宅耐震化促進事業及び耐震改修サポート事業のさらなる充実を図る必要があります。コロナウイルス感染症の感染状況に応じて個別訪問を実施し、市民に耐震化の重要性について周知していく必要があります。

【方針】

- ・年度ごとに「橋本市耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、「橋本市耐震改修促進計画」に定めた目標の達成を目指す。
- ・耐震診断、耐震設計審査及び耐震補強設計と工事の総合的支援の確実な実施を推進する。
- ・引き続き耐震化に関する啓発のため戸別訪問による啓発を進める。令和 3 年度から令和 5 年度で 9 地区を対象に実施する計画。

③空家等の再生等有効活用の推進

【課題】

- ・助言文書の送付などの効果で除却や修繕等の改善につながっている一方で、新たな特定空家が発生しており、総数としての減少数は少ない。
- ・全国的に高齢化が進むにつれて空家問題も増加傾向にあり、本市も例外ではない。今後は空家の発生を未然に防ぐ手段を重点的に考えていく必要がある。

【方針】

- ・近隣に悪影響を及ぼす特定空家の所有者に対し、適切な管理が行われるよう助言・指導を行う。
- ・新たな空家を発生させないための取り組みとして「空家発生予防プロジェクト」を発足する。当面の取り組みとしてモデル地区を選定し、出前講座の開催などを通じて市民の意識向上につなげる。

★共通

- ・高齢化の進展に伴う空家の増加は全国的にみても問題となっており、これからは「新たな空家を発生させない」ための取り組みが重要となっています。空家等の適切な管理及び利活用に関して提供可能な情報を充実させるとともに、市民からの相談の受付体制を充実します。
- ・橋本市営住宅の空住戸については、募集戸数に比べて入居戸数が少ないことが課題となっています。

施策項目20 公園・緑地

国・県の動向
・新型コロナウイルス感染症の流行により、在宅勤務・テレワークの急速な進展、自宅での活動時間の増加と共に、公園などの屋外空間は、過密を避けながら様々な活動を行うことができる場として利用ニーズが高まりました。 ・県内では、国立公園 2 か所、国定公園 2 か所、県立自然公園 10 か所の合計 14 か所が自然公園に指定されているほか、紀三井寺公園や和歌公園などの県営都市公園があります。
市の現状と課題
・安全・安心して公園・緑地を利用できるよう施設については、平成 22 年に策定した公園施設長寿命化計画を見直し、計画的な修繕、更新、バリアフリー化の検討が必要です。遊具については日常点検(年6回)を行っています。 ・本市の一人当たりの都市公園面積は16m²となっており国で定めている10m²を超えています。
関連する基礎調査データ
・本市の都市公園1人あたりの整備面積は、和歌山県、伊都圏域と比較しても高い水準にあり、平成 31 (2019)年3月末時点で 16.㎡/人となっています。
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「公園・緑地の維持管理」について満足度は 37 施策中 16 位と平均値を上回り、重要度は 37 施策中 25 位と平均値を下回っています。 ・重要度においては女性が男性を上回っており、その差が大きい項目は「公園・緑地の維持管理」「地域における支え合いの仕組み」「障がい者にとっての暮らしやすさ」「地域・家庭・学校・行政の連携」「生涯学習の推進」となっています。 ・また、橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「子ども達が遊べるような公園を増やしてほしい」という女性の意見が複数みられました。 ・小中学生対象調査によると、橋本市について、ふだんの暮らしで感じていることについて、『思わない(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合算)』をみると、「まちににぎわいや活気がある」が 39.1%と最も高く、次いで「歴史や伝統が感じられる」が 38.2%、「公園などの遊び場が充実している」が 31.6%となっています。
取組成果
①公園緑地の整備の充実 ・公園緑地の維持管理について、利用する市民が維持管理について一定の役割を担う「アダプト制度」等の導入を行いました。 ②水と緑のネットワーク整備 ・市民との協働による田原川の清掃活動を継続実施したことで、良好な自然環境が維持形成され、ホタルが復活し市民の憩いの場として活用されています。
施策評価の結果
・アダプト制度を導入し7団体の参加があります。今後更なる市民、企業、行政の協働による都市緑化活動の推進に取り組みます。(総合評価:C)
策の課題
①公園緑地の整備の充実 【課題】 ・杉村やすらぎ広場については隣接する杉村公園と併せて運営や維持管理について詳細な検討が必要である。 ・専門技術者と協力して行う安全点検は予算要求を行っているものの予算確保が難しい。 ・アダプト団体の登録数を増やすため、継続してPR活動(HP、広報等)を行う。 ・安全・安心して公園・緑地を利用できるよう施設については、平成 22 年に策定した公園施設長寿命化計画を見直し、計画的な修繕、更新、バリアフリー化の検討が必要。遊具については老朽化が進んでいる中、国の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、専門技術者の点検が必要。

- ・本市の都市公園について利用状況を踏まえ廃止や利用方法の検討が今後必要。

【方針】

- ・公園施設の老朽化に伴い適正な維持管理、計画的な修繕、更新、利用状況を踏まえ廃止や利用方法の検討が今後必要である。また、施設の利便性を高め、イベント等を官民連携で行い地域の活性化を図る必要がある。
- ・予算部局と継続して協議を重ね予算の確保を行い、誰もが安心して利用できる公園とする。
- ・アダプト登録団体を増やし、アダプト制度等のボランティア活動により水辺、公園、緑地の清掃活動を促進していく。

②水と緑のネットワーク整備

【課題】

- ・公園や緑地、河川等に生息する動植物に配慮した環境を守り、保全や維持管理に努める必要がある。

【方針】

- ・広報やイベントなど緑に関する情報提供により、市民の緑化意識の高揚を図り水辺、公園、緑地のネットワークを形成・維持する。

政策6 住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり

施策項目21 健康・医療

国・県の動向
・国は「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本 21(第二次))」で、健康寿命の延伸と健康格差の縮小や主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防など5つの方向性に基づく 53 の目標項目を設定しています。計画期間は当初予定より 1 年延長して令和 5(2023)年度末までとなっています。 ・和歌山県の平均寿命、健康寿命は全国の低位にあり、がんや心疾患などの死亡率も高く、高齢化が全国に先んじて進行しています。県は平成 30(2018)年 3 月に「第三次和歌山県健康増進計画中間見直し」をまとめ、「運動」「食生活」「喫煙対策」などの取組をさらに強化するため、健康長寿わかやま県民運動を推進しています。
市の現状と課題
・市民一人一人が健康の維持・増進に積極的に取り組むため、ライフステージに着目しながら生涯にわたって必要な知識や情報の普及・啓発活動を行っています。特に運動、食生活、喫煙、こころの健康、健診・検診、口腔衛生等に関して、講習会の開催や市報・保健福祉センター1階ロビーにおいて展示や掲示による情報発信を行っています。 ・生活習慣病の早期発見・早期治療に向けて身体及び口腔ケアのための各種健診の実施やがん精度管理の充実に向けて取り組むとともに集団健診については、市民への周知方法の工夫や受診しやすい日程を考慮した土日開催等により、受診率向上に努めています。
関連する基礎調査データ
・健診受診率は特定健康診査、後期高齢者健康診査ともに微増傾向で推移しています。がん検診受診率は横ばいもしくは微減傾向で推移しているものがほとんどですが、胃がん検診は増加しています。受診率を比較すると、どの健診・検診においても和歌山県の値を上回っており、特に特定健康診査、乳がん検診の受診率が高くなっています。 ・医療施設数の推移をみると、平成 30(2018)年時点で市内の医療施設は病院が3か所、一般診療所が 64 か所、歯科診療所が 34 か所となっており、どの医療施設数も横ばいで推移しています。病床数については、病院における一般病床や一般診療所の病床数は減少していますが、病院の療養病床数は増加しています。人口千人あたりの病床数を県や伊都圏域と比較すると、伊都圏域平均を上回る一方で、県平均を下回る値となっています。
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「健康づくり支援と医療体制」について満足度は 37 施策中 1 位、重要度は 37 施策中 3 位といずれも上位になっています。 ・ちなみに満足度では「健康づくり支援と医療体制」に次いで、「消防・救急」、「妊娠・出産・育児環境」となっています。重要度では「危機管理・災害対策事業」が最も高く、次いで「消防・救急」、「雇用、就労、労働環境の整備」「健康づくり支援と医療体制」となっています。 ・また、コロナ禍を通じた、生き方や考え方の変化については、「健康が何より大切だと思うようになった」が 76.8%と最も高くなっています。 ・協働のまちづくりにおいて協働で特に取り組むべき分野については、「健康・福祉」が 54.7%と最も高くなっています。
取組成果
①健康づくりの支援体制の充実 ・健康づくりを効果的に推進するため健康推進員の養成や生活習慣の改善の推進(運動・栄養食生活・休養こころの健康、健診・検診、たばこ、飲酒、口腔ケア)に努めライフステージに着目し、特性や必要性、健康課題等に応じた働きかけを行い、生涯を通じた健康づくりを推進しています。健康づくりについての広報掲載や、商工会・商工会議所・JA 等と連携し会員への検診の推進に努め健康管理につながることができました。 ②疾病の早期発見体制の充実 ・特定健診・がん検診など受診環境の充実を図り、受診しやすい体制を整備するため、ポスターやのぼり等で啓発し、集団健診実施日を平日だけでなく、休日も設定し受診者増加に努めています。未受診者には、AI を使った受診勧奨通知や電話架電による受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めました。また、がん検診受診

者のうち精密検査の必要な方への受診勧奨を図り、がんの精密検査受診率向上に努めています。

③母子保健・医療の充実

- ・高額な費用負担が発生する不妊治療、未熟児養育医療及び自立支援医療の治療費について助成することで、妊娠出産を望む家庭や子育て世代の経済的負担の軽減を図っています。
- ・子どもの健康を守るための予防接種について、医療機関や他市町村とも連携し、スムーズな接種に繋がるように努めています。さらに、母子保健事業における健康づくりは、すべてのライフステージの土台を作る大切な時期を担うことから、歯科および栄養分野の健康教室を、学校と連携し学童期にまで広げて実施しています。

④市民病院の機能・医療体制の充実

- ・入退院支援室を設置し、病床の効率的な運用を図るとともに、患者の入院から退院まで円滑に安心して医療を受けられるよう、1人ひとりの状況を身体的、社会的、精神的背景からしっかりと把握し、入院中の一貫した支援を管理しています。
- ・「大リーガー医育成プロジェクト」により 5 名の医師が入職し、留学又は留学する権利を取得しています。

⑤市民病院の救急医療体制の確保

- ・救急医常勤 1 名を中心として救急医療体制を整備しています。

施策評価の結果

- ・いきいきとした生活を送るためには健康な心や体はその基盤となるものです。人生100年時代においては、生涯にわたり心身の向上と健康増進を意識して健康寿命を延伸していくことが大切です。幼少期から高齢期にわたりあらゆる機会を捉え、年齢に応じた健康教室を開催し、健康への意識付けを推進していきます。
- ・限られた医療資源を有効に活用し、医療を効果的に提供するため、病院同士の連携及び病院と診療所の連携を強化し、切れ目なく医療を提供できるよう推進します。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、重症患者等の病床確保をはじめ、地域の医療提供体制を確保するよう努めます。(総合評価:C)

外部評価の結果・意見

【施策の進捗状況: A (良い)】

- ・内部評価では C (一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある)となっているが、新型コロナウイルス感染症の中、健康なまちづくりに向け取組みを行っている。市民満足度は高い。

【協働の適切性: B (一部見直しの余地あり)】

- ・総合計画の取組みの方向で団体や地域、市民の内容も書き込むことが重要。市民のパワーを活かせるように。
- ・健康推進員についての明記があってもよいのでは。

【施策方針の適正性: A (適正である)】

【施策や事業に対する意見・アドバイス】

- ・子どもの予防接種の種類が増えているため、スケジュールや情報提供のフォローをしてほしい。
- ・子育て環境や、医療面など活用し、医療観光に取り組みないか(観光)。
- ・市民の健康づくりはスポーツ、社会体育関係との連携で進められるのでは。

施策の課題

①健康づくりの支援体制の充実

【課題】

- ・市民一人ひとりが健康を意識し、家族や近所・地域の健康づくりの輪を広げる活動を推進するため、健康推進員の活動を活性化する。また、生活習慣の改善にむけて情報発信、相談・指導の機会を中年層だけでなく、高齢期へも機会を拡大させる必要があります。
- ・あらゆる世代に食育の重要性を普及啓発し、健康づくりと地産地消・食文化の継承に引き続き取り組む必要があります。
- ・かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等の必要性について周知を図るとともに3師会を含む関係機関と連携し健康づくりの気運を高め、市民の健康維持、増進に努めていく必要があります。

【方針】

- ・高齢化率の上昇に伴う医療や介護を必要とする人が増加するため、中年層から高齢期にかけてさらに健康保持増進に努めるような指導の機会を増やし、健康寿命の延伸に努めます。

②疾病の早期発見体制の充実

【課題】

- ・特定健診未受診者を少なくするため、対象者のこれまでの健診履歴や通院歴など健康意識に焦点を当て受診勧奨するなど未受診者対策を効果的に実施する。また、がん検診の意義を周知するとともに精密検査受診率向上を図るため、計画的に対策を講じる必要があります。
- ・がん検診受診率を向上させ、がんの早期発見・治療につなげる必要があります。

【方針】

- ・生活習慣病の中でも、とりわけ高血圧、糖尿病、脂質異常症を予防するため、食生活の改善や運動習慣の定着、たばこ対策等に重点を置いた取組を推進するとともに、重症化予防について関係機関と連携を取りながら対策を講じます。がん検診、特定健診については受診勧奨と併せて、事後の指導の充実をはかり生活習慣病予防やがんの早期発見及び体制整備を行ないます。

③母子保健・医療の充実

【課題】

- ・不妊治療費の助成は行っているものの、対象者は43歳未満となっており、妊娠を望んでも治療を受けない市民もいると考えられます。定期予防接種の種類が増えており、接種スケジュールを立てるのが困難となっています。

【方針】

- ・令和 4 年度より、不妊治療は保険適用となったが対象は43歳未満となっており、対象外となった方が何らかの助成を受けられるよう、国に働きかけを行います。予防接種について、分かりやすい情報発信を引き続き実施していくとともに、医療機関との連携をさらに深め、接種漏れがないように管理及び確認を徹底して行きます。

④市民病院の機能・医療体制の充実

【課題】

- ・地域がん診療連携拠点病院ではあるが、乳腺・呼吸器外科などの常勤医がいないことにより、肺がん患者が他の病院へ流出しています。また、常勤医がいないことから、入院患者を受け入れられない診療科もあります。
- ・和歌山県地域医療構想(平成 28 年 5 月策定)を踏まえ、『治す医療』から『治し、支える医療』への転換を図るとともに、患者の病状に応じた切れ目のない質の高い医療体制の構築が求められています。

【方針】

- ・和歌山県立医科大学への医師派遣の依頼を引き続き行うとともに、診療科目の偏在により、医師の確保が困難な診療科目においては、「臨床研究支援プログラム」「大リーガー医育成プロジェクト」を積極的にPRするなど、医師の確保に努めていきます。
- ・専門・認定看護師の育成を引き続き実施し、質の高い看護ケアの提供を行っていきます。
- ・地域医療連携室を中心に、地元医師会や医療・介護の関連機関と密に、顔の見える関係づくり、信頼と安心できる医療の充実に努めていきます。

⑤市民病院の救急医療体制の確保

【課題】

- ・診療科目の偏在のために、救急受入ができないことがあります。
- ・地域の医療については、救急医療や小児医療等の充実に努める必要があります。

【方針】

- ・地域の二次救急を担う病院として、安心・安全の医療を提供していくために、救急医の増員に努め、救急医療体制の充実に努めていきます。

施策項目22 社会保障

国・県の動向
・令和 4(2022)年から団塊の世代が 75 歳以上になり始め、令和 7(2025)年には団塊の世代すべてが後期高齢者になります。国は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、保険料賦課限度額の引上げなど能力に応じた負担の在り方なども含め、医療、介護、年金、少子化対策を始めとする社会保障全般の総合的な検討を進めています。 ・長期化するコロナ禍においては、収入が減少し生活に困窮する人に対して、生活福祉資金の特例貸付や再貸付、さらに再貸付の利用が終わった人に対する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給などの生活支援が行われました。
市の現状と課題
・国民健康保険制度については、制度改革により平成 30 年度から国民健康保険の財政運営主体が和歌山県に移行し県が財政責任を負うこととなり、令和 9 年度の県下統一保険料(税)導入に向け、激変緩和措置を導入しながら取り組みを進めています。 ・介護保険制度については、現在の本市の高齢化率は全国の平均値を上回っており、令和 3 年 9 月末現在で 33%を超えています。急速に高齢化が進む中、要介護・要支援認定者や認知症高齢者のさらなる増加、またそれに伴う介護給付費の増加、介護保険料の上昇が見込まれます。 ・長期化する新型コロナウイルス感染症の影響については、医療機関の受診控えや特定健診等の保健事業の推進についても影響を受けています。
関連する基礎調査データ
・国民健康保険加入状況はほぼ横ばいで推移していましたが、平成 27(2015)年度より減少に転じています。国民年金の被保険者数は年々減少しており、平成 29(2017)年度には 11,962 人となっています。 ・生活保護世帯、人員の推移をみると、被保護世帯は横ばいで推移していますが、被保護人員は減少傾向にあります。また、令和元(2019)年度の人口千人あたりの被保護人員を和歌山県及び伊都圏域と比較すると、伊都圏域平均とは同程度の値となっており、和歌山県平均を大きく下回っています。
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「社会保障制度の適正な運用」について満足度は 37 施策中 16 位、重要度は 37 施策中 6 位といずれも平均値を上回っています。 ・また、コロナ禍における収入については、「変わっていない」が 62.4%と最も高く、次いで「少し減った・少し縮小した」が 15.6%、「減った・活動が縮小した」が 13.7%となっています。年齢別にみると、40～50 歳代では「減った」が、その他の年齢と比べて高くなっています。 ・過去1年間の間に、経済的な理由で購入できなかった(払えなかった)ことで、「ときどきあった」「よくあった」は、家族が必要とする食料(6.3%、1.8%)、家族が必要とする衣服(7.1%、2.1%)、生理用品(2.6%、0.3%)、各種料金(電気、ガス、水道、電話代)(3.9%、2.4%)、家賃・住宅ローン(2.4%、1.4%)、所得税や住民税(4.5%、2.5%)となっています。
取組成果
①国民健康保険制度の適正な運用 ・広報やホームページにより、国民健康保健制度の周知に取り組みました。また、令和 R9 年度の県下統一保険料(税)の導入に向けて平成 30 年度より取り組み、令和 2 年度に県の示す標準税率の導入のため資産割を廃止しました。それに伴う激変緩和措置として基金を計画的に活用しながら、税率改定を実施しました。 - 被保険者の健康維持のための保健事業(特定健診等)については、新型コロナウイルス感染症対策のため事業を縮小せざるを得ない状況があり、目標が達成できませんでした。特定健診については、令和3年度以降、受診の機会を確保し、疾病の早期発見、早期治療につなげるため、集団検診の回数をコロナ禍前と同じ回数に戻し、コロナ対策を講じながら進めている。 ・令和4年度から、新たに重複投薬・多剤服薬者に対し、服薬指導を実施し、適正受診・適正服薬につなげ、医療費の適正化を図った。 ②後期高齢者医療制度の適正な運用 ・広報やホームページにより、後期高齢者医療制度の周知に取り組みました。また、年齢到達者には、パンフレットやチラシによる制度の案内及び未納を防ぐために口座振替の利用の推進を図りました。

- ・被保険者の健康増進のため、橋本市後期高齢者医療制度脳ドック健診助成事業を実施しました。
- ・令和4年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体化にとりくみ、長期間に亘り健康診査及び医療未受診の健康不明者に対し、保健師と看護師が個別での家庭訪問を実施し、健康状態の確認と健診の啓発を行いました。また、集いの場への参加促進として、コロナ禍により休会していた地域ふれあいサロンに対し、再開への支援を行い、4団体が再開につなげ、また、再開には至らなかった1団体については、地区公民館でフレイル予防の健康講座を開催し、通いの場への参加の重要性を啓発しました。

③国民年金制度の適正な運用

- ・広報やホームページにより、国民年金制度の周知に取り組みました。資格取得時等における納付督促、口座振替、前納の促進等により納付率が向上しました。免除制度の周知により未加入や未納者を防ぎ、加入者が年金を受給できるよう促進できました。
- ・また、付加年金制度を督促することにより、受給年金額の増加を促進できました。

④介護保険制度の適正な運用

- ・広報やホームページ、事業者への集団指導等を通じ制度やサービスの周知に取り組みました。
- ・認定調査員について、毎年現任研修を受講するとともに、ミーティング等を通じ情報共有等を行ないました。
- ・第8期介護保険事業計画策定時に市民や事業者に対しアンケート調査を実施し、ニーズ等の把握を行ない計画に反映しました。
- ・給付費通知の送付やケアプラン点検等、介護給付の適正化に取り組みました。

⑤生活困窮者の自立の促進

- ・生活保護に至る前の段階での自立支援を図るため、生活困窮者の相談に応じ、原因や問題の整理、住居確保給付金の支給等を行いました。

施策評価の結果

- ・人生100年時代の到来を見据えながら、国の「全世代型社会保障改革の方針」に沿った、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、保険料賦課限度額の引上げなど能力に応じた負担の在り方なども含め、医療、介護、年金、少子高齢化対策等を始めとする社会保障全般の安定的な制度運営に取り組みます。**(総合評価:C)**

外部評価の結果・意見

【施策の進捗状況: A (良い)】

- ・国の制度、枠組みでの取組みが多く、取組みとしてはできている。

【協働の適切性: B (一部見直しの余地あり)】

- ・市民協働の取り組みの方向性を具体的に記載していく。教育プログラムとの連携が重要。

【施策方針の適正性: A (適正である)】

- ・国の制度、枠組みでの取組みが主になる。

【施策や事業に対する意見・アドバイス】

- ・団塊世代の高齢化対応が必要。

施策の課題

①国民健康保険制度の適正な運用

【課題】

- ・令和9年度の県下統一保険料(税)の導入に向け、本市は令和6年度に県下統一料金に揃える計画で国保税率改定を実施しており、国保加入者への周知と理解を求める必要があります。また、収納率の向上とデータヘルス計画に基づく保険事業の推進など、保険財政の安定化と医療費の適正化により持続可能な医療保険制度にしていく必要があります。
- ・コロナ禍での国民健康保険保健事業(特定健診等)の実施が課題となっています。
- ・特定健診未受診者を少なくするため、対象者のこれまでの健診歴や通院歴など健康意識に焦点を当て受診勧奨するなど未受診者対策を効果的に実施する必要があります。

【方針】

- ・国民健康保険制度について、広報やホームページ等により周知・説明に努めるとともに、引続き医療費の適

正化、国保税の適正賦課と収納率の向上による国保財政の健全運営を進める。また、令和 9 年度県下統一保険料(税)の導入に向けて税率改定を実施し、安定的な国保制度運用に努める。被保険者の健康の維持増進のため、データヘルス計画に基づく保険事業を積極的に展開し、保険財政の安定化と医療費の適正化により持続可能な医療保険制度の運営に取り組みます。

②後期高齢者医療制度の適正な運用

【課題】

- ・後期高齢者医療制度については、令和4年度から団塊の世代が 75 歳以上になり始め、令和 7 年度には団塊の世代すべてが後期高齢者になるため、給付と負担のバランスなど、全世代で社会保障制度を支えていくための制度改革に対して、しっかりと周知する必要があります。

【方針】

- ・令和4年度から団塊の世代が 75 歳以上になり始め、令和 7 年度には団塊の世代すべてが後期高齢者になります。それに伴い全世代対応型の社会保障制度の構築のための改革が検討されており、また、新たな事業として高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を積極的に展開し、後期高齢者の健康の維持増進に繋げ、保険財政の安定化と医療費の適正化により持続可能な医療保険制度の運営に取り組みます。

③国民年金制度の適正な運用

【課題】

- ・国民年金制度は、制度への不安などにより、保険料未納者や未加入者の増加などの問題を抱えています。また、年金の加入や免除申請、年金受給者に係る手続きなど、制度に関する情報を市民に詳しく周知する必要があります。

【方針】

- ・国民年金制度は、世代を超えて安定的に運営されることが必要であるため、制度への不安が解消できるよう、引き続き国民年金制度に関する情報の周知に努め、未加入や未納を防ぎ、加入者が年金を受給できるよう促進します。

④介護保険制度の適正な運用

【課題】

- ・周知にあたっては、制度の複雑さから「分かりにくい」といったご意見もある。
- ・高齢化の進展に伴う認定調査件数の増加に対応するための認定調査員の確保。
- ・新型コロナウイルスの影響により、事業所への実地指導が計画通り実施できなかった。

【方針】

- ・当初にたてた 10 年後の目標値の達成に向け、これまで成果のあった取り組みについても次年度以降引き続き取り組むとともに、課題のあった取り組みについては、例えば周知にあっては見せ方・伝え方の工夫の検討、また実地指導にあってはリモートや文書など実施方法の検討など、課題解決に努めていき、成果が挙げられるように取り組みます。

⑤生活困窮者の自立の促進

【課題】

- ・自ら声に出して発信できない人の支援を図っていくことが必要である。

【方針】

- ・ハローワークと連携を図りながら、対象者の特性に合わせ就労支援員、自立支援相談員による就労支援を行い生活困窮者の自立を支援します。民生委員児童委員や地域の関係機関等と更に連携を深め、自ら声を出して発信できない人の把握、支援に努めます。

★共通

- ・長期化する新型コロナウイルス感染症の影響については、医療機関の受診控えや特定健診等の保健事業の

【資料 3】

推進についても影響を受けており、コロナ禍での適切な医療受診や健診受診率をどのように向上させるかが課題となっています。

- ・少子高齢化が進む中、社会保障制度については、全世代対応型の持続可能な制度構築が求められており、制度改革に対して市民の理解と協力が必要となります。

施策項目23 地域福祉

国・県の動向
・高齢の親と無職独身や障害がある 50 代の子が同居することによる「8050 問題」や介護と育児に同時に直面する世帯の「ダブルケア問題」、大人が担うような家事や病気や障害がある家族の介護を 18 歳未満の子どもが日常的に行っている「ヤングケアラー問題」など、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になってきました。 ・令和 3(2021)年 4 月に施行された改正社会福祉法では、市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の創設などについて規定しています。 ・「和歌山県地域福祉推進計画改定版」(令和 2～6 年度)では、地域共生社会の実現を目指し、多様化・複雑化する地域の生活課題に対応するための市町村における包括的な支援体制の構築推進についてまとめています。
市の現状と課題
・核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化等により、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズ等が変化する中で、特にひとり親家庭では、育児や家事の負担も大きく、経済的な援助ばかりではなく、育児相談や家事援助等、自立に向けた生活支援を必要としています。 ・子育て家庭が自立した生活を送ることができるよう、母子・父子自立支援員による就労相談や支援等の実施、母子寡婦福祉連合会やハローワークとの連携を図り、相談体制や情報提供の充実を図ってきています。
関連する基礎調査データ
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「地域における支え合いの仕組み」について満足度は 37 施策中 14 位、重要度は 37 施策中 13 位といずれも平均値を上回っています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「公園に子どももおらず、高齢者に町で会う事も少ない中、地域の繋がりは薄くなりつつあるが、大掛かりな対策よりもまずはお互いに声を掛け合う所から始めることが大切だと感じる」という意見がありました。 ・「第 3 次橋本市地域福祉計画策定のための市民アンケート結果報告書(令和 3 年 3 月)」によると、福祉のどの分野に関心があるかについてみると、「高齢者の福祉」が 70.6%と最も高く、次いで「保健・医療の福祉」が 70.2%、「地域の福祉」が 25.5%となっています。 ・近所付き合いについてみると、「会えばあいさつする程度の付き合いである」が 48.7%と最も高く、次いで「ある程度親しく付き合っている」が 36.8%、「家族ぐるみでとても親しく付き合っている」が 7.4%となっています。 ・地域活動やボランティア活動をしたことがあるかについてみると、「ある」が 39.3%、「ない」が 58.0%となっています。
取組成果
①地域における支え合いの仕組みづくり ・母子・父子自立支援員による就労のための支援を行い、母子寡婦福祉連合会やハローワークとの連携のもと、ひとり親家庭の経済的安定と自立を促進しました。 ・高齢者・障がい者・子育て世帯の見守り等地域に根差した活動を行う民生委員児童委員と連携し、安全に安心して生活できる地域づくりに取り組みました。 ②地域福祉の担い手の育成 ・地域福祉に関する功労者表彰を行い、今後の地域福祉活動の一層の推進を図りました。 ③地域福祉団体・NPO等への支援と連携の強化 ・社会福祉協議会と連携し、地域福祉に取り組む各種団体への支援を行い、民生委員児童委員の相談体制などの充実に取り組みました。 ④権利の養護と制度の周知 ・民生委員児童委員やケアマネージャーに対し、公証役場や法務局の専門職による研修会を実施し、制度の正しい理解と周知を図りました。

施策評価の結果 ・現状で効果が見られるが、これからも地域住民が役割を持ち、住民同士が支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、重層的な支援体制の整備を進めていく必要があります。 ・行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、連携し、適切に協働することが必要です。さらなる取組みの充実に努めます。<u>(総合評価:C)</u>
外部評価の結果・意見 <u>【施策の進捗状況:B(やや良い)】</u> ・新型コロナウイルスの影響もあるが、概ね順調。 <u>【協働の適切性:B(一部見直しの余地あり)】</u> ・協働の取組の方向が抽象的で分かりにくいいため、具体的に示したほうが良い。 <u>【施策方針の適正性:B(一部見直しの余地あり)】</u> ・ボランティア育成、福祉教育の充実が必要。 <u>【施策や事業に対する意見・アドバイス】</u> ・民生委員児童委員の担い手不足が課題。民生委員児童委員の活動内容等が認知されることが重要。市民アンケート時に民生委員児童委員の活動内容等を知っているかを聞いてもよいのでは。 ・担い手に関して、エリアマネジメント組織の活用検討。
施策の課題 ①地域における支え合いの仕組みづくり 【課題】 ・子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズ等が変化する中で、様々な視点から、ひとり親家庭の生活の安定を図る必要があります。 ・支援を必要とする人に必要とする支援が届くよう、地域におけるニーズを把握できる仕組みづくりが必要です。 ・ひとり親家庭では、育児や家事の負担も大きく、経済的な援助ばかりではなく、育児相談や家事援助等、自立に向けた生活支援を強化する必要があります。 【方針】 ・母子寡婦福祉連合会やハローワークと連携を図りながら、育児相談や就労支援等により、自立的で安定した生活基盤を確保できるよう、支援の充実に努めます。 ・何らかの支援を必要としている高齢者・障がい者・ひとり親家庭等が安心して生活できるよう、地域における支え合いのネットワークづくりに努めます。 ②地域福祉の担い手の育成 【課題】 ・高齢化や価値観の多様化など地域社会のつながりの希薄化から、地域福祉の担い手となる人が不足しており、今後の担い手の確保を図る必要があります。 ・地域福祉の担い手であるボランティアの高齢化、担い手不足が進んでいます。地域における支え合いの体制づくりが必要です。 ・民生委員児童委員の活動内容についての啓発を進め、なり手の確保を図る必要があります。 【方針】 ・地域住民の自主的活動を促進するため、広報や啓発活動、教育の場などを通じて、地域福祉に対する理解や関心を高めます。 ③地域福祉団体・NPO等への支援と連携の強化 【課題】 ・市民・地域福祉団体・行政等が一体となって、地域の課題を認識・共有しながら地域の課題解決に向けた取組

みが求められています。

【方針】

- ・市民・地域福祉団体・行政等が一体となって、地域福祉に取り組むため、社会福祉協議会や地域福祉団体・NPO 法人等へ支援と連携に努めます。
- ・子育て家庭が自立した生活を送ることができるよう、母子・父子自立支援員による就労相談や支援等の実施、母子寡婦福祉連合会やハローワークとの連携を図り、相談体制や情報提供の充実を図り、今後も様々な視点から、ひとり親家庭の生活の安定を図ることが必要です。
- ・生活支援の担い手の養成や、地域の求めるニーズと生活支援のマッチングを創るため、日常生活圏域で活動する生活支援コーディネーターを引き続き育成する必要があります。
- ・地域における支え合いの仕組みに繋げるため、民生委員児童委員等による高齢者・子育て世帯などに対する見守り活動を引き続き支援する必要があります。
- ・地域包括支援センターと子育て世代包括支援センターなどとの連携を強化し、制度や分野の垣根を超えた、誰でも気軽に相談できる相談体制を充実する必要があります。

④権利の養護と制度の周知

【課題】

- ・成年後見制度の内容を知らない人が約 6 割いることから、まずは広報・啓発、相談の受付を充実させ、利用者支援、後見人等への支援と段階的に進めていく必要があります。

【方針】

- ・「第3次橋本市地域福祉計画」(令和 4～8 年度)と一体的に「橋本市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、まずは成年後見制度についての正しい理解と利用するメリットを分かりやすく周知し、利用促進に取り組みます。支援の必要な人が早期に適切な制度利用につながるよう中核機関の設置に向けて取り組みます。

★共通

- ・地域において様々な問題を抱える世帯の困窮の理由は複雑多岐にわたるため、多職種及び関係機関が連携・協働して個々の世帯に継続的に向き合い、それぞれの事情に応じた適切な支援を行う相談・支援体制を充実させる必要があります。

施策項目24 高齢者福祉

国・県の動向
・介護ニーズについては、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加するなど、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まっています。特に、認知症への対応については、地域ごとに、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを確立するとともに、早期からの適切な診断や対応等を行うことが求められています。 ・平成 28(2016)年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。同法に基づき平成 29(2017 年)3 月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築などについて盛り込んでいます。 ・また、令和元(2019)年6月に認知症施策推進関係閣僚会議で取りまとめた「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進しています。 ・「わかやま長寿プラン 2021」(令和 3～5 年度)では、2040 年には県民の5人に2人が高齢者になると想定されることを踏まえ、「住み慣れた地域でみんなが支え合う社会づくり」、「生きがいを持ち、健康で自立した生活を送れる社会づくり(80 歳現役社会の実現)」、「安全・安心に暮らせる社会づくり」、「高齢者の尊厳を保持するための環境づくり」、「高齢化に対応した社会環境づくり」の5つの基本方針を掲げています。
市の現状と課題
・本市において平成 29 年には 30.9%であった高齢化率が令和 3 年 3 月末時点では 33.4%と進んでおり、今後は要介護認定者や認知症高齢者の更なる増加が見込まれます。 ・本市では高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進と、介護保険サービスの質の向上、認知症施策の推進等、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりに取り組んでいます。
関連する基礎調査データ
・高齢者人口の割合の推移を近隣地域及び類似自治体と比較すると、2005 年から 2020 年にかけて、本市では 20.5%から 33.2%と 12.7 ポイント上昇しており、高齢化の進行は近隣地域の平均より遅く類似自治体の平均より速くなっています。また、年齢別の人口を割合に換算し、全国及び和歌山県の人口構造と比較すると、本市は特に 60 歳代の総人口に占める割合が全国・和歌山県と比較して高くなっています。 ・高齢者単独世帯の割合は上昇しており、令和2(2020)年時点では全世帯の 14.1%を占め、近隣地域及び類似自治体の平均(13.3%、12.3%)を上回っています。 ・要支援・要介護認定者数は令和元(2019)年度までは減少傾向で推移していましたが、令和2年度には再び上昇に転じ、令和2年度末時点で 4,031 人となっています。一方で、令和元(2019)年度の近隣地域及び類似自治体平均との比較では、総人口に占める要介護(要支援)認定率及び 65 歳以上人口に占める要介護(要支援)認定率は近隣地域平均と同程度ですが、類似自治体の平均を上回っています。
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「高齢者にとっての暮らしやすさ」について重要度は 37 施策中 17 位と平均値を上回っている一方、満足度は 37 施策中 28 位と平均値を下回っています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「橋本市全体に言えば、住みやすい町だと思う。でも高齢者になると車の運転できなければ買い物や送り迎え出来なくなる」に代表される移動に関する不安が複数みられました。
取組成果
①地域における支え合いの仕組みづくり ・10圏域すべてに第2層協議体が設立され、各協議体に生活支援コーディネーターを置き、情報交換や研修、交流を行い、地域の支援体制の強化を図ることができました。生活支援コーディネーター育成は全国規模研修会の参加や市内コーディネーター交流会を開催しています。生活支援コーディネーター数は 42 人となっています。 ②世代間交流の促進 ・世代間交流を実施する老人クラブ等に対し補助金を出すことで促進に努めました。 ③高齢者の権利擁護や相談体制の充実 ・高齢者虐待の相談があった場合の速やかな対応及び権利擁護、成年後見人制度の利用の推進等、個々のケ

ースに応じ支援を実施することができました。8050 問題、ヤングケアラー、精神的な問題を抱えている家庭の相談も庁内での重層的支援体制で実施することができました。

④高齢者の生活支援の充実

- ・高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるように、認知症高齢者等個人賠償保険事業を開始し、生活支援の充実に努めました。買い物支援の取り組みとして民間企業による移動販売を誘致し、支援につながることができました。

⑤介護予防等高齢者の健康維持の促進

- ・「介護予防教室」として、口腔機能向上、フレイル予防、いきいき百歳体操等の様々なメニューを実施するとともに、薬剤師会、警察、市民病院等の関係機関と連携し高齢者のニーズに沿った教室を実施しました。
- ・令和4年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体化にとりくみ、長期間に亘り健康診査及び医療未受診の健康不明者に対し、保健師と看護師が個別での家庭訪問を実施し、健康状態の確認と健診の啓発を行いました。また、集いの場への参加促進として、コロナ禍により休会していた地域ふれあいサロンに対し、再開への支援を行い、4団体が再開につなげ、また、再開には至らなかった1団体については、地区公民館でフレイル予防の健康講座を開催し、通いの場への参加の重要性を啓発しました。

施策評価の結果

- ・高齢者のニーズや状態に応じたサービスや支え合いが切れ目なく包括的に提供できる体制が重要なため、介護予防・日常生活支援総合事業を活用し、地域の関係団体のネットワーク化を図り、地域住民の助け合いや関係団体による地域共生社会の実現につなげていきます。また、生活支援体制整備事業における 日常生活圏域(10 圏域)ごとの地域課題を分析して具体的な解決や支援につながる取組を進めていきます。

(総合評価:B)

外部評価の結果・意見

【施策の進捗状況:A(良い)】

- ・成果と課題が明確。
- ・第2層協議は、10 圏域中で 9 圏域で設立するなど、進捗は良好。

【協働の適切性:A(適切である)】

- ・適切である。

【施策方針の適正性:A(適正である)】

- ・適正である。

【施策や事業に対する意見・アドバイス】

- ・重層的支援は関係団体等の連携が重要。
- ・地域により課題が異なるので、課題等把握する必要がある。

施策の課題

①地域における支え合いの仕組みづくり

【課題】

- ・10圏域すべての第2層協議体において、高齢者の生活課題をアンケート調査などで明らかにし、実態に即した対策やボランティアによるサービスの創設を行い、地域力の向上を講じる必要がある。

【方針】

- ・生活課題である移動支援、買い物支援、通いの場づくりを住民主体あるいは、民間企業等と連携し、支援体制の整備を図っていく。さらに、高齢者だけでなく、障がいを持っているなど、だれでも利用できるような共生社会をめざした生活支援組織になるよう後方支援を継続していく。

②世代間交流の促進

【課題】

- ・コロナ禍で世代間だけではなく、様々な交流の場を開設することが困難になってきている。そのため例年開かれていた3世代交流等の世代間交流が行われない。

【方針】

・コロナ禍においても、世代間交流の場を設けようとする団体に対し感染対策や実施方法の検討について相談を受け付ける。引き続き高齢者が、豊かな知識や経験をいかし、地域における子育て支援等の活動に参加することで、高齢者自身が役割を持って取り組むことにより介護予防や生きがいづくりにつながられる仕組みづくりを進めます。

③高齢者の権利擁護や相談体制の充実

【課題】

- ・市内の高齢者及び障がい者の権利擁護について地域や関係機関との連携を行う地域連携ネットワークの構築が必要であり、その中核機関の設置が出来ていない。
- ・いわゆる「2025 年問題」や「2040 年問題」という中長期的な問題にも対応できるよう、保険者の機能強化および地域での支援を支える人材の確保等にも積極的に取り組む必要があります。
- ・**重層的支援を進めるために、関係団体等の連携を一層強化する必要があります。**

【方針】

- ・中核機関は権利擁護に係る「広報・相談・後見制度利用促進・後見人支援」の役割を持つ必要がある。次年度以降については中核機関を設置し「広報・相談」の業務から始め、体制を整え、その後は残りの2つの役割も担う。

④高齢者の生活支援の充実

【課題】

- ・更なる高齢者の生活支援の充実を図るため、社会福祉協議会、すべての市民及び各団体と役割を分担し、更なる協働体制の充実が必要となる。

【方針】

- ・第 2 層協議体、社会福祉協議会、民間事業との協働をととして、高齢者の生活支援の充実に努めます。
- ・住民主体の生活支援サービスを充実させ、軽微な困りごとを地域で解消できる仕組みづくりや高齢者世帯への見守り、買い物支援等を充実させ高齢者の生活支援の充実に努めます。

⑤介護予防等高齢者の健康維持の促進

【課題】

- ・令和 7 年には団塊の世代全てが 75 歳以上の後期高齢者となり、今まで以上に介護や手助け・支援を必要とする高齢者が増加すると予測されます。年齢が高くなるにつれ要介護認定率は上昇することから、介護予防や健康づくり施策の充実・推進が必要です。
- ・要介護認定者や認知症高齢者の更なる増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者への対応を地域全体で取り組む必要があります。
- ・介護予防体操・地域ふれあいサロン・老人クラブなど地域住民主体の取り組みを推進するため、運営支援など、多様なニーズに合わせた支援の充実を引き続き図る必要があります。
- ・後期高齢者の医療費は増加傾向にあり、疾病別では筋骨格筋系の疾患が最も多くなっています。また、要介護認定率も全国平均より高い傾向にあり、健康寿命の延伸が重要となっています。そのため、フレイル、プレフレイルの高齢者を早期発見し、必要な支援に繋げていく事が求められます。

【方針】

- ・介護予防事業を各地域で行い、多くの住民が参加することにより、個人的に行うよりも継続性が増し、効果も大きくなります。また地域交流の場として住民同士の繋がりが再構築されたり、お互いの見守りにつながる等、様々な効果があらわれています。今後は、実施していない地域で重点的に取り組むことにより、介護予防事業を市内全域に拡大します。
- ・フレイル、プレフレイル予防対策として、地域ふれあいサロンでの健康教育や個別指導を更に充実します。また、健康不明者に対して個別アプローチを図り、フレイル、プレフレイルの高齢者を早期に発見し、必要な支援に繋げていきます。

★共通

- ・地域ごとにきめ細かく課題を把握し、対応することが必要です。

施策項目25 障がい者福祉

国・県の動向
・障害者権利条約の批准や「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」「障害者雇用促進法」「障害者虐待防止法」など国内法の整備をはじめとする障害者に関する様々な制度の改正等を通じて、障害者の地域生活を支える仕組みの構築や障害福祉サービス等の充実が図られてきました。 ・県は、平成 30(2018)年 4 月に令和 5(2023)年度までの 6 年間を計画期間とする「紀の国障害者プラン 2018」を策定しました。プランを構成する計画のうち「和歌山県障害福祉計画・和歌山県障害児福祉計画」については、令和 3(2021)年度を始期とする「第 6 期和歌山県障害福祉計画・第 2 期和歌山県障害児福祉計画」を策定し、総合的な障害者施策を進めています。
市の現状と課題
・「障害者総合支援法」および「児童福祉法」に基づく障がい福祉サービスの利用が増え、障がい者の社会参加が進んでいます。 ・令和 3 年度を始期とする「第 6 期橋本市障がい福祉計画・第 2 期橋本市障がい児福祉計画」を策定し、障がい児者施策を計画的に進めています。
関連する基礎調査データ
・障害者手帳所持者数はほぼ横ばいで推移していましたが、令和 2(2020)年度に増加に転じ、4,140 人となっています。内訳をみると、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「障がい者にとっての暮らしやすさ」について満足度は 37 施策中 26 位と平均値をやや下回り、重要度は 37 施策中 20 位と平均値をやや上回っています。 ・重要度において女性が男性を上回り、その差が大きい項目としては「公園・緑地の維持管理」「地域における支え合いの仕組み」に次いで、「障がい者にとっての暮らしやすさ」となっています。 ・また、橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「障がい児・者のことも考えてほしい。就職グループホーム、親が居なくなった後のことも不安」という意見の一方、「転入してきたが、高齢者福祉、障がい者福祉の動きが丁寧で早いと感じる」という意見もありました。
取組成果
①自立と社会参加の促進 ・相談支援専門員や手話通訳者等を配置し、障がいのある人からの様々な相談に対応できる体制の整備を図りました。 ・障がいサービスの利用や就労支援により障がい者の社会参加が進んでいます。 ②啓発・交流の促進 ・コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮のうえ、障がいに関する研修会、講習会を開催し、障がいに関する市民の正しい理解と認識に努めました。ただし、令和 2 年度はコロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止としました。 ③地域での支援の充実 ・障がい福祉サービス利用申請時の「サービス利用計画」等の作成やサービス支給決定時の連絡調整を行い、地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるようにサービスの充実を図りました。 ・橋本・伊都障がい者相談支援センター、橋本・伊都基幹相談支援センターにおいて、障がいのある人の様々な相談に応じました。 ・災害時要配慮者登録制度を周知啓発し、障がい者・高齢者の同意に基づき発災時における支援について情報共有を行いました。
施策評価の結果
・「すべての人が、お互いを尊重いきいきと安心して暮らせるまち 橋本」を基本理念とし、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら共に生きる社会をめざします。(総合評価:C)
外部評価の結果・意見

【施策の進捗状況：B（やや良い）】

・新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、障がいに関する啓発・交流は重要なので、ポストコロナ対策が必要。

【協働の適切性：B（一部見直しの余地あり）】

・企業での障がい者雇用など理解が重要。

【施策方針の適正性：B（一部見直しの余地あり）】

・施策方針の適正性を見るための指標が必要。

【施策や事業に対する意見・アドバイス】

- ・障がいの内容や、個々の能力を見極め、支援することが重要。
- ・IT 関連の技術支援。

施策の課題

①自立と社会参加の促進

【課題】

・障がいのある人が社会の一員として尊重され、自己決定をし、その考えを表明・行動するための支援体制づくりをしていく必要があります。意思表示が困難な場合には、その人の権利が損なわれることのないように権利擁護の推進に取り組む必要があります。

【方針】

・地域で安心した生活を継続できるよう、障がいのある人が必要とする情報を適切に提供し、自立と社会参加を促します。関係機関と連携を密にし、地域で必要とする支援の検討を進めていきます。

②啓発・交流の促進

【課題】

・障がいのある人に対し、配慮はするが、特別視しない共に生きるノーマライゼーションに向けた取り組みを進める必要があります。

【方針】

・地域で共に暮らす障がいのある人と障がいのない人との互いの心の隔たりをなくすため、障がいへの正しい理解を深めるための講演会等を通じて、啓発活動を行います。また、障がい者が地域の様々な場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。

③地域での支援の充実

【課題】

・相談内容の多岐化に伴い、相談支援専門員だけでは解決が難しい問題が増えており、より一層の他機関との連携が必要です。

【方針】

・特定相談支援事業者が担う計画相談支援、委託相談支援事業者が担う一般的な相談支援、またこの 2 つのスーパーバイズの役割を持つ基幹相談センターが担う相談支援の 3 つの重層的な支援で、地域の体制を整えていきます。

・障がい者施設や事業所、民生委員児童委員、地域住民からの連絡・通報など、様々な機関が連携し、地域で課題を抱える障がいのある人の早期発見と状況把握を図ります。

★共通

・第6期橋本市障がい福祉計画・第2期橋本市障がい児福祉計画を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざします。

政策7 一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり

施策項目26 人権・平和

国・県の動向
・情報化の進展の中で部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、2016 年(平成 28)年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。この法律では、初めて「部落差別」という文言が法律名に使われるとともに、現在でも部落差別が存在することを明記し、国や地方公共団体が部落差別を解消するため、相談体制の充実を図ることや、必要な教育・啓発を行うことが記されました。 ・また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が社会的関心を集め、平成 28(2016)年 6 月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。 ・県では「和歌山県人権施策基本方針(第二次改訂版)」に基づき、人権施策を総合的に推進しています。
市の現状と課題
・「基本的人権の尊重」や「平和社会の実現と維持」は、国際社会における共通の原理であり、日本国憲法や世界人権宣言の理念とするところです。しかしながら、今なお、人種、民族、国籍、信条、性別などによる人権に関する多くの課題が存在し、紛争や貧困などにより、多くの人々の生命や身体が危険にさらされています。
関連する基礎調査データ
・人権施策・分野別施策の推進、令和7年度までの推進行動の目標の目標値の設定一覧表、住民アンケート調査結果などを盛り込んだ「橋本市人権施策基本方針」(第二次改訂版)を令和3年3月に公表しました。
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「人権尊重と平和学習の推進」について満足度は 37 施策中 20 位と平均値をやや上回り、重要度は 37 施策中 27 位と平均値をやや下回っています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「周辺の町と比べれば大阪に近く、開放的で良い面がある。しかし近隣では田舎特有の精神論文化が強く、それがいじめ社会や職場につながる」「自分自身 LGBTQ の当事者だが、雇用や公共施設において、今までたくさん嫌な思いをしてきた」といった意見がありました。
取組成果
①人権啓発活動の推進 ・人権擁護委員や人権啓発推進委員と共に街頭啓発や学校校門前啓発、各イベント会場での人権啓発活動を行いました。 ・人権擁護委員及び人権啓発推進委員の自己研鑽のため、研修事業を行いました。 ②人権施策を推進するための仕組みの充実 ・人権尊重の社会づくり審議会を開催して、橋本市人権施策基本方針を令和3年3月に改訂しました。 ・令和元年度からはしもと出前講座を開設して、各団体等の人権施策についてアウトリーチを行いました。 ③人権尊重のための教育・啓発と平和学習の推進 ・各地区公民館や小中学校において人権教育事業を実施しています。 ④人権擁護のための関係機関・団体等の連携の充実 ・橋本人権擁護委員協議会橋本市部会の特設人権相談を支援しました。 ・各種相談内容に応じ、国・県や関係各課室とも連携し、対応しました。
施策評価の結果
・橋本市人権施策基本方針に基づいて、様々な人権課題について啓発を実施していきます。 ・令和3年4月に施行した「橋本市部落差別の解消を推進する条例」に基づいて、部落差別のない社会を目指します。(総合評価:C)
施策の課題
①人権啓発活動の推進 【課題】 ・啓発物資の配布により人権啓発活動を行っているが、啓発する場所や内容が限定的になっている。

- ・人権侵害の予防と早期発見、相談・支援・援助の活動のため、当事者組織・支援のための組織・支援する専門的機関(福祉・医療・教育機関など)との連携を更に強化する必要がある。

【方針】

- ・多様な業種での各イベントに人権啓発活動ができるようにする。
- ・研修事業は、関係各課室の職員に講師を依頼するなど、できるだけ、費用をかけず幅広い分野について研修できるように努めていく。

②人権施策を推進するための仕組みの充実**【課題】**

- ・人権出前講座の利用が少ない。

【方針】

- ・行動計画の進捗状況を毎年、人権尊重の社会づくり審議会を開催して、施策を積極的に推進する。
- ・人権出前講座の周知を行い、企業や各団体に対して人権啓発活動を実施する。
- ・文化センターでの相談事業を推進する。

③人権尊重のための教育・啓発と平和学習の推進**【課題】**

- ・各地区において、人権教育事業の取組方法に差があり、予算配分に疑問が出てきている。
- ・平和学習の取り組みが少なかった。
- ・人権問題の解決には、市民一人ひとりが、生涯を通して人権尊重の思想に触れることが重要であり、あらゆる段階での教育や啓発が必要です。

【方針】

- ・各地区の人権教育を、学校、地域、公民館などが一体的に取り組むよう促進する。

④人権擁護のための関係機関・団体等の連携の充実**【課題】**

- ・相談内容も多様化しており、関係機関との連携がさらに重要となっている。

【方針】

- ・人権擁護委員と人権啓発推進委員との交流を促進して、人権啓発活動の充実及び人権侵害に係る問題解決に努める。

★共通

- ・情報化社会の進展や社会構造の変化などによって生じた人権侵害や社会的弱者への虐待、性的少数者への差別などあらたな社会問題への対応が必要となっています。

施策項目27 男女共同参画

国・県の動向		
・世界経済フォーラムが令和3(2021)年 3 月に発表した、各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数で、日本の順位は 156 か国中 120 位(前は 153 か国中 121 位)と、先進国の中で最低レベルにとどまっています。 ・コロナ禍に伴うステイホーム、在宅ワーク、学校休校等の影響は、サービス業、とりわけ飲食・宿泊業等を直撃し、女性の非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化しました。同時に経済的・精神的 DV(配偶者暴力)、ひとり親世帯、女性・女児の窮状、女性の貧困等がコロナ下で可視化され、改めて男女共同参画の進展状況について疑問の声が上がるようになりました。 ・令和 2(2020)年 12 月に策定された国の「第 5 次男女共同参画基本計画」では、効果的な計画の推進を図るため、4 つの政策領域「Ⅰあらゆる分野における女性の参画拡大」、「Ⅱ安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「Ⅳ推進体制の整備・強化」が示されています。 ・県は「男女共同参画を総合的・計画的に推進するための和歌山県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「和歌山県男女共同参画基本計画」を策定し、固定的性別役割分担意識の払拭のための啓発、各分野での女性の登用促進等の施策を展開しています。		
市の現状と課題		
・男女平等を実現し、固定的な性別役割分担意識の解消することを目指した教育、学習、啓発を推進しています。また、令和 2 年度に橋本市男女共同参画に関する市民・事業所意識調査を行い、令和3年度に第3次男女共同参画計画を策定中です。		
関連する基礎調査データ		
◇令和 2 年 4 月 1 日現在の女性参画状況は以下のとおりです。		
	橋本市	県平均
公務員(市区町村)管理職に占める女性の割合	17.9%	21.1%
審議会 委員に占める女性の割合	22.7%	23.7%
自治会長に占める女性の割合	7.3%	7.2%
防災会議委員に占める女性の割合	8.2%	7.1%
出典:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」		
関連するアンケート結果		
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「男女共同参画の推進に」について満足度は 37 施策中 27 位、重要度は 37 施策中 26 位でいずれも平均値をやや下回っています。 ・「男女共同参画に関する市民意識・実態調査及び事業所実態調査」を令和 2 年 12 月に実施しているようですが、調査報告書等は見当たりません		
取組成果		
①人権の尊重と男女共同参画に向けた意識づくり ・女性電話相談は、性別役割分担意識等に起因する女性特有の相談ができる窓口として、女性自身の持つ力を引き出し、自分で問題を解決する援助の一つになっています。		
②男女のエンパワーメントへの支援 ・令和 3 年にエンパワーメントとワークライフバランスの講演会を実施し、54 名(定員 60 名)の参加がありました。		
③ワーク・ライフ・バランスの推進 ・職員の育児休暇は、年々増加傾向になりました。また、令和 3 年にエンパワーメントとワークライフバランスの講演会を実施し、54 名の参加がありました。		
④あらゆる分野における男女共同参画の推進 ・審議会の女性割合や審議会ゼロの割合、管理職の女性の割合の少しであるが、増加を図りました。		
⑤配偶者等からのあらゆる暴力の根絶 ・DV 防止連携のために市の関係各課による研修会を行いました。また、DV 被害者への支援を関係各課で連携し支援しました。デート DV 防止授業の実施の学校数などを増加させました。		
施策評価の結果		

・第3次男女共同参画計画に基づき、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成するため男女共同参画に関する認識を深められるよう様々な機会を設けます。また、女性が意思決定・方針決定過程へ参画できるように環境整備を進めます。

(総合評価:C)

施策の課題

①人権の尊重と男女共同参画に向けた意識づくり

【課題】

- ・相談員のスキルアップのための事例検討会や相談件数の増加のため女性電話相談事業の周知等を図ることが課題。
- ・固定的な性別役割分担意識や慣行の継続的な意識改革や性的少数者に対する理解を深めるための教育、啓発により偏見や差別をなくすとともに、環境整備、法整備を含め、社会生活上の不利益を解消することが必要です。

【方針】

- ・新規の女性電話相談員には、事例検討会への積極的な参加をしてもらいスキルアップにつなげる。相談件数の増加を図るため、様々な講演会や研修会などで女性電話相談事業の周知を図る。

②男女のエンパワーメントへの支援

【課題】

- ・それぞれの生きる意欲や生活する意欲を高め、経済的な自立や生活の自立に向けての力を育んでいくための講演内容の選定が課題。
- ・各種審議会及び委員会における女性委員の割合を高めるとともに、コミュニティ活動等へ女性が参画しやすい環境を整え、市政や地域社会に女性の意見を十分反映させる必要があります。

【方針】

- ・エンパワーメントとは何かを市民に周知し、ワークライフバランスとエンパワーメントを両立できる講演会の開催を定期的に開催する。

③ワーク・ライフ・バランスの推進

【課題】

- ・職員の育児休暇取得向上が課題。また、市民向けにワークライフバランスの研修、講演会を開催し、啓発に努める。
- ・起業、在宅ワーク、家事及び子育てといった各個人の希望に沿った様々なテーマでの女性の自己実現や活躍に向けた支援を行う必要があります。

【方針】

- ・職員の育児休暇取得向上を促し、市民向けにワークライフバランスの研修、講演会を開催し、啓発に努める。

④あらゆる分野における男女共同参画の推進

【課題】

- ・各割合の数値は少し増加しているが目標には、達していないため、審議会委員の女性委員の確保などが課題。

【方針】

- ・審議会などの女性委員については、関係各課へ公募枠などを設けるなどの工夫や検討を求め、個別に女性委員への登用を求めていく。

⑤配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

【課題】

- ・更なる関係各課の連携を強化し、相談や支援等に繋げる。また、デート DV 防止授業の実施学校数等を増加

させる。

【方針】

- ・関係各課の連携強化を図るため、連携会議を引き続き行う。また、デート DV 防止授業の中学校への実施数の増加を図る。

政策8 妊娠・出産、子育てから教育まで切れ目のない支援とそれを支える社会づくり

施策項目28 出産・子育て環境

国・県の動向
- 我が国の合計特殊出生率は、平成 17(2005)年に 1.26 となり、その後、緩やかな上昇傾向でしたが、ここ数年微減傾向となっており、令和 2(2020)年も 1.34 と依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続しています。 「少子化社会対策大綱」(令和2年5月閣議決定)では、「希望出生率 1.8」の実現に向けて、男性が育児休業を取得しやすい環境の整備、結婚支援、不妊治療への保険適用、産後ケア事業の推進、「新子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」の着実な実施、病児保育サービスの推進、地域での子育て相互援助の推進、子育てサービスの多様化の推進・情報の一元的提供、虐待や貧困など様々な課題に対応する包括的な子育て家庭支援体制、ひとり親世帯など困難を抱えた世帯に対する支援などの施策の必要性を示しています。 - 県は「紀州っ子健やかプラン 2020」(令和 2～6 年度)を策定して、「未来を拓く子どもを育てる環境づくり」を推進しています。
市の現状と課題
- 妊婦の妊娠届出時に保健師との面談を実施することで産前からの気がかり妊婦の掘り起こしを行い、サポートを行うとともに、妊・産婦向けの教室を実施し出産前準備や育児支援を実施しています。また令和3年度より産後ケア事業を実施し、出産後の育児不安が特に強い、家族等の支援が十分得られない者を対象に宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型により育児支援を実施しています。 - 子育てのニーズが多様化する中で、子育てをしている家庭が地域で孤立したり、不安を抱えたりしないよう、関係各課や関係機関と連携し、必要に応じて相談へつなぐなど、保護者の不安や負担の軽減に取り組んでいます。
関連する基礎調査データ
- 本市の合計特殊出生率は平成 15～19 年にかけて 1.22 まで落ち込んだものの、それ以降は上昇傾向に転じ、平成 25～29 年時点で 1.32 となっていますが、各年ともに国・県の平均値を下回る値で推移しています。なお、平成 25～29 年時点の本市の合計特殊出生率は、県下 30 市町村のなかで最も低くなっています。 - 本市における0～14 歳人口は減少傾向で推移しています。令和3年には 6,842 人で、この 10 年間で約 1,600 人の減少となっています。0～14 歳人口の増減率をみると、すべての年齢層で減少が続いており、特に0～2歳及び9～11 歳の減少が進んでいます。年少人口の割合の推移を比較すると、2005 年から2020 年にかけて、本市では 14.4%から 11.5%へと 2.9 ポイント減少しており、少子化の進行は近隣地域の平均より遅く及び類似自治体の平均より速くなっています。 - 公立保育所数は減少傾向にある一方で、私立保育所数は平成 27(2015)年以降増加傾向にあります。入所児童数も保育所数に比例して推移しています。 - 保育所数を比較すると、公立保育所数は近隣市平均及び類似自治体平均を下回る一方、私立保育所数は近隣市・類似自治体ともに平均値を上回っており、保育所数総数も平均より高い値となっています。また、人口一万人あたり保育所数も近隣市・類似自治体平均より高くなっています。 - 認定こども園は平成 28(2016)年に3園開園し、令和元(2019)年には4園となっています。利用児童数は 400 人台で推移しており、令和元(2019)年には 464 人となっています。 - 幼稚園は公立・私立ともに減少しており、公立幼稚園は令和元(2019)年に3園、私立幼稚園は平成 28(2016)年に0園となりました。園児数は平成 27(2015)年以降増加傾向にありましたが、令和元(2019)年に再度減少に転じています。
関連するアンケート結果
- 市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「妊娠・出産・育児環境」について満足度は 37 施策中 3 位、重要度は 37 施策中 8 位でいずれも平均値を上回っています。 - 橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「橋本市に限ったことではないが、不妊治療の助成金が少ないと思う」「私の住んでいる地域は、児童館や公園・こども食堂・学童がない。施設面で不公平さが解消されるとよい」という意見の一方、「子育てで市が助けてくれるんだということがとても心強かった。乳幼児医療や、のびのび教室、発達相談など、これからも充実させて不安なご家庭を助けてほしい」という全体の満足度の高さを裏付けるような意見もありました。

取組成果
①母子保健事業の充実 ・妊娠届出時に必ず保健師との面談を行い、気がかり妊婦の早期発見につなげ、産院等関係機関と連携を取って支援を行いました。産後についても、新生児訪問や教室、健診などで支援の途切れることがないよう育児のサポートに努めました。早期からの支援が定着しつつあることで、虐待防止に寄与しています。 ②保育施設及び多様な保育サービスの充実 ・令和元年度に学文路さつきこども園が開園、同園に子育て支援センターが1か所増加し、仲間づくりの機会、遊び場の情報提供及び子育て相談を行い、子育て支援の充実を図っています。 ・令和3年度には、山田さつきこども園が開園しました。さらに、岸上保育園の閉園に伴い、公立園の0歳児保育を継続するため、紀見保育園を改修し、0歳児保育を実施しています。 ③安心して子育てできる支援体制の充実 ・平成 29 年度より、子育て世代包括支援センターを設置し、相談窓口を明確にし、妊娠早期から 18 歳までの切れ目のない支援体制の構築に努めてきました。また、令和元年度からは、子育て世代包括支援センターを単独の課として位置づけることにより、保健・医療・福祉・教育の連携による支援体制を強化し、早期支援に繋げています。さらに、令和3年度より虐待予防の観点から『産後ケア事業』を立ち上げ、支援の充実を図ってきました。 ・学童保育については、市内全体で学童保育の利用者数が増加していますが、待機児童を出すことなく運営できています。また、令和 3 年度は新規で民間の学童保育運営団体が1団体増加となりました ・乳幼児がいる世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的として、2 歳未満の乳幼児がいる世帯に対し、紙おむつ用ごみ袋の無料配布を実施しており、令和 3 年度において 369 世帯に対し無料配布を行った。また、希望があった世帯には紙おむつごみの戸別収集を実施しており、23 世帯の利用があった。
施策評価の結果
・子育て世代包括支援センターと子育て支援センターとで連携しながら、地域を始めとした関係各機関と共に、妊娠から子育てまで切れ目のない支援ができる仕組みづくりを行っていきます。(総合評価:B)
外部評価の結果・意見
【施策の進捗状況:A (良い)】 ・妊娠から 18 歳まで切れ目のない支援が他市と比べても優位、先進性を有して取り組んでいる。 【協働の適切性:A (適切である)】 ・適切と考える。 【施策方針の適正性:A (適正である)】 ・子育て環境が良いので、住みたくなる町をもっと市内、市外に周知・PR すべき。 【施策や事業に対する意見・アドバイス】 ・子育て支援センターを北部に設置するなど充実を図ってほしい。
施策の課題
①母子保健事業の充実 【課題】 ・妊娠期からの切れ目のないサポートを目指し事業を実施しているが、市の事業だけでは関わりを持つのが難しい母子もあり、どのように支援の必要な方々を早期に発見し、支援に繋げるかが課題となる。 【方針】 ・関係機関や関係団体等との連携はもちろん大切であるが、今後は、民生委員や身近な市民を含めた様々な機関との連携を強化し、気づいたらすぐに知らせてもらえるような支援体制の構築に努める。 ②保育施設及び多様な保育サービスの充実 【課題】 ・交流の場等へつながりにくい親子の参加をどのように促していくかが課題となっている。 ・少子化や就労する保護者の増加により、交流の場などの活動に参加する人が減少していることから、参加者

を増加させていくとともに、交流の場等へつながりにくい親子の参加をどのように促していくかという課題に取り組む必要があります。

- ・子育て支援センターと地区公民館や児童館等が連携し、地域の同世代の親や、世代を超えた人々が交流する機会を設け、地域のつながりを育て、地域コミュニティづくりを推進する必要があります。

【方針】

- ・子育て家庭が地域で孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、子育て支援センター等がそれぞれの機能を発揮し、連携を強化するとともに、身近な地域における子育て支援センターの拡充に努める。また、ホームページ「子育て情報サイト はぴもと」や LINE 配信など様々な媒体を通じた情報発信を推進し、交流の場等へつながりにくい親子の参加を促していく。

北部地域については、橋本市の教育・保育の現状、今後の公立園の果たすべき役割等を充分検討し、(仮称)紀見こども園の整備計画に取り組んでいく。

③安心して子育てできる支援体制の充実

【課題】

- ・転入の家庭については情報や関わりが少なく支援が途絶えてしまう恐れがある。産後ケア事業については事業の認知度が低く、必要な者すべてが利用できていない可能性がある。

(学童保育)市内全体で児童数は減少しているものの、学童保育の利用者数は増加している。今後、待機児童を出さないように運営団体と協議を行いつつ、対策を講じていく必要がある。

- ・安心して利用できる学童保育の支援・整備に努める必要があります。
- ・紙おむつごみの福祉収集について、支援対象世帯への周知徹底が求められる。

【方針】

- ・子育て世代包括支援センターと子育て支援センターとが更なる連携を行い支援の必要な家庭の掘り起こしを行う。また、地域の支援者を増やし、安心して子育てできる地域づくりに努める。産後ケア事業の事業の周知を市ホームページ及び、健診や相談等で必要な者に行っていく。
- ・(学童保育)地域ごとの利用者数の推移を確認し、学童保育の実施場所について、関係各所と協議をし、老朽化の進む施設については、建て直しも検討していく。
- ・現在利用の少ない紙おむつごみの福祉収集について、広報やホームページで周知するだけでなく、紙おむつの無料配布時に併せて本制度の説明も行うなど、関係部局と連携をとりながら進めていく。

施策項目29 子ども・家庭

国・県の動向
・平成 28（2016）年には「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、すべての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化するとともに、児童虐待の防止、対応等の取組みの強化を図っています。 ・相次ぐ虐待死事件を受けて、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が一部を除き令和2（2020）年4月から施行されました。改正法では、親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが明記されるとともに、児童相談所の体制強化、DV 対策との連携強化等についても定められています。 ・また、子どもの貧困率が全国的に高い水準にあることから、令和元（2019）年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、子どもの現在および将来が生まれ育った環境で左右されないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成されるための対策を市町村に求めています。 ・県は「子どもを虐待から守る条例」を制定しているほか、「和歌山県子ども虐待防止基本計画」（令和元～6 年度）を策定し、市町村や関係機関と一丸となって虐待防止策の推進に取り組んでいます。
市の現状と課題
・妊娠期から子育て期に至る切れ目のない支援をする中で、妊娠早期から支援の必要な家庭が年々増えてきています。 ・核家族化や共働き家庭の増加による地域における人間関係の希薄化や、子育ての伝承力の低下、価値観の多様化等による家族形態の変化などにより、一人で悩みを抱え、虐待やDV等、養育困難に陥る家庭も増加しています。
関連する基礎調査データ
・「橋本市子どもの生活に関する実態調査」（平成 31 年 1～2 月実施）によると、世帯の生活水準の目安となる「困窮度」の考え方をもとに調査結果を整理すると、相対的貧困にある世帯が就学前児童では 9.8%、小学生児童では 11.3%となっています。
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「子ども家庭支援」について満足度は 37 施策中 10 位、重要度は 37 施策中 7 位でいずれも平均値を上回っています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「子育てしやすい街であると感じている。中でも医療費の無償化については大変助かっている」という意見の一方、「高校生まで医療費の無償化を期待する」という意見も複数みられました。
取組成果
①発達に心配のある子どもへの総合的かつ継続的な支援の推進 ・発達に支援を要する子どもとその家族のニーズを把握し、保健師・発達相談員・園／学校の職員などが密な連携を取りながら、支援を行ってきました。また、発達相談という限られた場面だけでなく、発達について学ぶ研修会等を実施することで、子どもにより適切な対応ができるような機会を保障しました。 ②児童虐待防止の推進 ・家庭児童相談員を常時配置し、様々な子育てサークル等に出向き相談しやすい体制を整えました。また、子ども家庭総合支援拠点令和 3 年 4 月に設置し、相談体制を強化、さらに各所属や関係機関との連携をみつにし、早期支援に結びつけた。教育福祉連携会議は、情報連携や支援体制の相談・現状報告を毎週 1 回実施しました。 ・教職員向けにヤングケアラーの説明会及びアンケート調査を実施。分析等を行い今後必要な支援や啓発等の計画をする。 ③児童の健康保持・増進及び子育て家庭の経済的負担の軽減 ・乳幼児医療、子ども医療費助成など児童の健康の保持・増進及びに向けた経済的支援、児童扶養手当の給付、ひとり親家庭医療助成事業など生活基盤を確保するための支援及び母子・父子自立支援員による就労支援など子育て家庭への各種支援を実施しました。（令和4年 10 月診療分からは、医療費の助成対象を高校生まで拡大し制度の充実を図った。） ・令和4年度からは、「第二子保育料無償化」（所得制限有）まで枠を拡げ、子育て世帯の就業と子育ての両立

を支援する環境を整えることができた。
施策評価の結果
・社会保障制度の拡充を国や県へ強く要請していくとともに、支援者個々の相談・支援能力の向上に努めながら地域資源を発掘し、総合的かつ継続的な支援の充実に努めます。 (総合評価:B)
外部評価の結果・意見
【施策の進捗状況:A(良い)】 ・子ども家庭総合支援拠点機能を持つなど子育て支援の充実に努めている。 【協働の適切性:A(適切である)】 ・児童虐待防止は地域や地元の見守りが重要なため、啓発をしていく必要がある。 ・協働の役割について具体的に記載しては。 【施策方針の適正性:B(一部見直しの余地あり)】 ・地域の協力が重要なため、啓発などに力をいれては。 【施策や事業に対する意見・アドバイス】 ・ヤングケアラーについては認知や啓発が重要となっている。学校の先生への研修も必要。 ・子育てサークルも活動をしているので、協働の役割に記載しては。 ・市民も子育て期が終われば子育て環境等の情報がとりにくい。
施策の課題
①発達に心配のある子どもへの総合的かつ継続的な支援の推進 【課題】 ・学童期の発達相談事業が、必要な時期に必要なタイミングで実施できる体制を構築する。 【方針】 ・子どもに対するあらゆる相談に関係機関と連携し、早期発見・早期支援ができる体制を整え総合的な支援の充実に努める。
②児童虐待防止の推進 【課題】 ・啓発や見守りなどを行政と共に支援してくれる地域資源の発掘が必要である。 ・ヤングケアラーについての啓発と実態把握に努めるとともに、教職員の研修等を通じて、課題解決に取り組む必要があります。 ・市民向けにヤングケアラーの啓発及び研修を行い、課題解決に向けた必要な支援を行政と共に支援してくれる地域資源やサービスの構築が必要である。
【方針】 ・課題の多い家庭が増加しているため、児童虐待防止の観点からも、高齢者・障がい分野と共に連携し、重層的支援体制の構築に努める。また、介護やきょうだいの世話が必要な家族等をケアするために、心身の健康を損ない、精神的に追いつめられ孤立しがちな『ヤングケアラー』支援のための啓発や実態調査等を行い、課題解決のための仕組みづくりを構築する。
③子育て家庭の経済的負担の軽減 【課題】 ・子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズ等が変化する中で、今後も様々な視点から、子育て家庭の生活の安定を図る必要がある。 ・子育て家庭の経済的負担の軽減に向けて、安定した就労につなげるために受給できる手当や給付金、貸付け等の制度の紹介や、未就労の親に対し、求職活動の支援や資格取得、講座情報の提供など、就労支援の取り組みを推進する必要があります。
【方針】

【資料 3】

- ・子育て家庭におけるさらなる経済的な負担の軽減のため、関連する社会保障制度の拡充を国や県へ強く要請するとともに、各種支援の充実に努める。

★共通

- ・子どもの心身の発達という点でも健診後のフォロー体制を充実し、保護者の気持ちに寄り添い、親子に丁寧な対応、必要な支援が求められます。すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、安心して子どもを産み育てることができるよう、今後も関係各課、関係機関と連携し、しっかりサポートする必要があります。

施策項目30 地域・家庭・学校・行政の連携

国・県の動向
・近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、家庭、学校、行政及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりと子どもが安心して暮らせる環境づくりを目指す必要があります。 ・地域学校協働活動は、平成 29(2017)年 3 月の社会教育法の改正により、法律に位置付けられました。改正後の社会教育法において、教育委員会は地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する際には、地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、普及啓発活動などの措置を講じることとされています。 ・県内ほぼすべての公立学校(小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校)に学校運営協議会が設置されており、「地域とともにある学校」として地域との連携を深めています。さらに「学校運営協議会」と「共育コミュニティ(地域学校協働活動)」が一体となった「きのくにコミュニティスクール」として学校・家庭・地域が抱えるさまざまな課題の解決に向けて活動を行っています。
市の現状と課題
・平成31年4月段階で、すべての市立小中学校に学校運営協議会を設置し、地域の方々の声を反映した学校運営を行っています。また、共育コミュニティとの連携をとおして、地域の方々による学校支援が実現しています。 ・地域の力を学校に、学校の学びを地域に広げる活動を行っています。共育コミュニティ本部の中での情報共有はできています。 ・いじめや不登校、DVや虐待など様々な問題が複雑化・困難化する中で、関係課・関係機関の支援体制が充実してきていますが、相談件数は年々増加しています。
関連する基礎調査データ
・学校・家庭・地域が一体となって、子どもの豊かな育ちや学びを支える中で、子どもも大人も共に育ち育てあい、人と人とのつながりをより深め、暮らしやすく活力のある地域づくりを目指すために、市内には7つの共育コミュニティ本部があります。各本部には「共育コーディネーター」がおり、地域と学校の間に立ち、様々な活動の企画や調整を図っています。(橋本市 HP 2019 年 7 月更新)
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「地域・家庭・学校・行政の連携」について満足度は 37 施策中 8 位、重要度は 37 施策中 16 位でいずれも平均値を上回っています。 ・重要度において女性が男性を上回っており、その差が大きい項目としては「公園・緑地の維持管理」「地域における支え合いの仕組み」「障がい者にとっての暮らしやすさ」に次いで、「地域・家庭・学校・行政の連携」となっています。
取組成果
①地域・家庭・学校の連携を育む ・すべての市立小中学校に学校運営協議会を設置し、地域の方々にも学校運営に参画いただき、コミュニティスクールとして運営しています。 ②共育コミュニティの推進 ・市内全ての中学校区(橋本中央中学校統合前)に、それぞれ共育コミュニティ本部を設置できています。 ③教育福祉の連携 ・学校プラットフォーム化を推進しているが、実施校の増加には至っていない状況。実施校においては、多職種連携会議を定期的に実施することにより、関係各課や関係機関と情報共有や課題解決に向けた連携をし、支援体制の充実を行った。 ・「こども食堂」実施団体が令和 3 年度で 5 か所から7か所に増加し、社会福祉協議と連携を開始した。(令和 4 年度は新たに2か所設立に向け実施団体と協議中) ・家庭教育支援チーム(ハスティア)を教育委員会から健康福祉部(家庭教育支援室)に移管し、教育福祉の連携を強化した。
施策評価の結果
・学校運営協議会を設置したコミュニティスクールの仕組みと共育コミュニティ事業が連携を一層深め、学校という場所を核として子どもを仲立ちにした地域連携意識の醸成、よりよい教育の実現を目指します。

・様々な問題が複雑化・困難化する中、相談件数は年々増加しており、関係課・関係機関の支援体制の更なる充実、連携強化を進めます。(総合評価:C)

外部評価の結果・意見

【施策の進捗状況:B(やや良い)】

・共育コミュニティは全中学校区で設置できている。

【協働の適切性:B(一部見直しの余地あり)】

・共育コミュニティ等は地域によっても特色が異なるため、教育計画等の中で目標を示したほうが良い。

【施策方針の適正性:A(適正である)】

・適正と考える。

【施策や事業に対する意見・アドバイス】

・保護者が参画しやすい環境づくりが必要。

・教職員は学校運営もあるため、共育コミュニティ等の運営体制を確保する必要がある。

・地域での担い手としてエリアマネジメント組織も検討してはどうか。

施策の課題

①地域・家庭・学校の連携を育む

【課題】

・共育コミュニティを要とし、地域との連携を更に深めます。

・共育コミュニティ本部の中での情報共有はできていますが、課題解決のために、共育コミュニティと学校運営協議会との連携をより一層深めていく必要があります。

【方針】

・学校運営協議会制度をとおして地域の声を学校教育に反映するとともに、共育コミュニティとの連携を更に強め、地域との協働により社会総掛かりでよりよい教育の実現を目指します。

②共育コミュニティの推進

【課題】

・共育コミュニティについての情報発信を行い、子どもを支援する地域住民の参画を拡充し、持続可能なものとします。

・地域活動の担い手として民間主体のエリアマネジメント組織の促進や支援についてのあり方について検討する必要があります。

【方針】

・課題解決のための情報発信を行います。また共育コミュニティの活動を従前どおり行うのではなく、活動の目的を整理し、地域や子どもに応じた活動によりよくしていきます。

③教育福祉の連携

【課題】

・全校に拡充したいが、仕組みが浸透するのに時間を要するため、思うように広げられない状況がある。

・いじめや不登校、DVや虐待など様々な問題が複雑化・困難化する中で、支援体制の強化が必要となっています。

・放課後ふれあいルームや共育コミュニティ、家庭教育支援チームなどの地域の資源が学校運営に有効的に働くための仕組みとして、学校プラットフォーム化の推進に努めます。

・「こども食堂」を実施する団体を支援し、子どもが安心して過ごせる家庭以外の居場所づくりを促進する必要があります。

【方針】

・学校プラットフォーム化推進のため、引続き啓発するとともに、取り組みやすい方法について検討していきます。

・こども食堂を市内全域に拡充するため、引き続き啓発に努めます。

施策項目31 学校教育

国・県の動向
・人工知能(AI)、ビッグデータ、Internet of Things(IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代に対応した学校教育のあり方が求められる時代背景のもと、新学習指導要領が小学校では令和2(2020)年度から、中学校では令和3(2021)年度から全面实施されました。 ・令和3(2021)年1月には中央教育審議会が『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」を答申し、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」の方向性を打ち出しました。 ・また、新型コロナウイルス感染症への対応として、文部科学省の要請に基づき多くの学校において、臨時休業の措置がとられた一方、遠隔・オンライン教育を含む ICT の活用について注目が集まりました。 ・「第3期和歌山県教育振興基本計画」(2018年度～2022年度)では、「未来を拓く『知・徳・体』をバランスよく備えた人づくり」「信頼される質の高い教育環境づくり」「子供たちの成長を支えるコミュニティづくり」などの基本的方向を示しています。
市の現状と課題
・教科指導では学力向上に向け、子どもの主体的な学びを大切に授業改善、特別活動では人権教育、態度教育を重点目標に、基本的な生活習慣の確立、いじめのない学校づくりをめざした取組みを進めています。また、よりよい教育環境を提供できるよう、計画的な整備を進めています。 ・新学習指導要領の理念のもと、子どもたちに確かな学力を定着させるため授業改善に取り組んでいます。 ・GIGAスクール構想、個別最適な学びの提供等、新しい教育課題にも対応するため、教員の資質向上に努めています。
関連する基礎調査データ
・小学校数は横ばいで推移していますが、児童数は減少傾向にあります。児童数は令和元(2019)年に3,000人を切り、令和2(2020)年時点で2,947人となっています。 ・小学校数と教員数を比較すると、小学校数は近隣市・類似自治体平均よりも多く、人口1万人あたり小学校数も多くなっています。また、教員数については近隣市平均よりは多く、類似自治体よりは少ない値となっていますが、児童数が類似自治体平均よりも少ないことより、教員一人あたりの児童数は近隣市・類似自治体平均より少なくなっています。 ・中学校数は平成28(2016)年に統廃合により2校減少し、8校となりました。生徒数は小学校の児童数と同様に減少傾向にあり、令和2(2020)年には1,573人となっています。 ・中学校数と教員数を比較すると、中学校数は近隣市・類似自治体平均よりも多く、人口1万人あたり中学校数も多くなっています。また、教員数についても近隣市・類似自治体平均よりも多い値となっています。生徒数が類似自治体平均より少ないことも加わって、教員一人あたりの生徒数は近隣市・類似自治体平均より少なくなっています。 ・高等学校数は、平成27(2015)年に統合で1校増えましたが、その後平成28(2016)年3月に閉校となったため、4校となっています。生徒数は小・中学校と同様に減少傾向にあり、令和元(2020)年には1,592人となっています。 ・高等学校数と教員数を比較すると、高等学校数は近隣市・類似自治体平均よりも多く、人口1万人あたり高等学校数も多くなっています。また、教員数についても近隣市・類似自治体平均よりも多い値となっています。生徒数が類似自治体平均より少ないことも加わって、教員一人あたりの生徒数は近隣市・類似自治体平均より少なくなっています。
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「安全・安心な学校教育環境」について満足度は37施策中6位、重要度は37施策中8位でいずれも平均値を上回っています。 ・小中学生対象調査によると、教育施設(学校や図書館など)が充実しているかについては、「どちらかといえばそう思う」が44.8%と最も高く、次いで「そう思う」が36.0%、「どちらかといえばそう思わない」が14.5%となっています。
取組成果
①豊かな心を育てる
・計画的・系統的な人権教育、道徳教育を実施し、豊かな人権感覚、道徳性を持った児童・生徒の育成に努めて

います。いじめのない学校づくりに向け、積極的ないじめ認知に取り組み、早期発見・解消に取り組んでいます。

②多様な学びと健やかな体を育む

・学力向上に向けた教員研修等を通じて授業改善を進めることができました。学校図書館司書や地域人材の協力を得て、学校図書館の整備を進めることができました。

③安全で良好な教育環境の確保

・学校施設の計画的な改修、通学路安全点検、学習環境の整備に取り組むとともに、就学援助等の支援を行っています。

④幼児教育・保育の充実

・多様化する保育ニーズに柔軟に対応できるよう、公私連携方式による幼保連携型認定こども園の整備を行いました。また、保健師と園職員等が連携し、必要な家庭への子育て相談等を充実させました。発達相談員と乳幼児保育担当の市職員が各園を訪問、園職員と協議し、配慮を必要としている子どもを含めてのよりよい保育・教育の実践につなげました。

⑤特別支援教育の充実

・保護者との連携を密にし児童生徒の実態を把握した学級運営を行うとともに、個に応じた方法・内容で学習を進められる環境づくりを進めることができました。

⑥ふるさと教育の充実

・「ふるさと橋本学」を作成し、各中学校区で作成した指導計画に基づいた学習を展開しています。

施策評価の結果

・学校、地域、行政等の関係機関が連携し、安全で安心な学校づくりという基盤構築に引き続き取り組みます。また、幼児期から義務教育終了段階までの将来を担う子どもたちに対して多様な学びが提供できるよう、教員の指導力向上、環境整備等に引き続き取り組みます。**(総合評価:C)**

外部評価の結果・意見

【施策の進捗状況:B (やや良い)】

・概ね順調である。

【協働の適切性:B (一部見直しの余地あり)】

・地域で担う部分の内容を明確にし、連携の充実を図る必要がある。

・協働の役割分担を具体化する必要がある。

【施策方針の適正性:A (適正である)】

・ICT化が進んでいるので、学校の授業や教育環境も対応が必要である。

【施策や事業に対する意見・アドバイス】

・こどもを主体とした保護者・学校・地域との対話を促進する必要がある。

施策の課題

①豊かな心を育てる

【課題】

・子どもたちを取り巻く環境はそれぞれ異なるだけでなく、日々変化し続けています。家庭とも連携を図りながら、取組を充実させていくことが求められます。

・不登校やいじめなど諸問題が複雑化していることから、体験活動や道徳教育、キャリア教育を通じて「豊かな心」を育むとともに、小・中学校間及び関係機関との連携や人的な配置を引き続き強化する必要があります。

【方針】

・豊かな人権感覚を持った児童・生徒の育成するため、教員自身が豊かな人権意識を持てるよう指導の充実を図るとともに、家庭との連携を深めます。また、いじめをなくすことはもとより、「いじめはこの学校でも起こりうる」との認識を持ち、引き続き未然防止、早期発見、早期解消に取り組みます。

②多様な学びと健やかな体を育む

【課題】

・授業改善は確実に進められているが、目標値として設定した全国学力調査の結果には到達できていません。GIGAスクール構想への対応等、新しい教育課題に対しても教員の資質向上に取り組む必要があります。

【方針】

- ・学習指導要領が目指す方向性についての理解を一層深め、授業改善を更に進めます。
- ・学校図書館司書や地域人材を活用して児童生徒の読書環境の充実に向けた取組を進めます。
- ・GIGAスクール構想への対応等、新しい教育課題に対する教員の資質向上に努めます。

③安全で良好な教育環境の確保

【課題】

- ・施設整備に関しては多額の費用を必要とすることから、計画的に事業を実施していく必要があります。
- ・少子化により児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んでいるため、引き続き、未来を担う子どもたちの望ましい教育環境を確保する必要があります。

【方針】

- ・就学援助に関しては、社会情勢の変動に基づき適宜見直しを行います。また、教育環境の整備に関しては、計画に基づき継続的に進めます。

④幼児教育・保育の充実

【課題】

- ・保育・教育に携わる機関や職員の公立・私立の枠を超えた連携を深め、保育・教育の質の向上に向けた取組を推進していくことが必要です。特に親子の愛着関係も要因の一つと考えられる配慮を必要としている子どもの姿について、関係機関と連携しながら適切な関わり方を検討し、保育・教育の工夫をしていくことが必要です。
- ・保育所・幼稚園の統廃合や延長保育、預かり保育等の幼児教育・保育の無償化により、保護者の就労意向の変化や幼児期の教育・保育の選択等、子育て家庭のニーズがより多様化していることに対応するため、施設整備の必要性や利用者の増加に伴う保育者の負担の増加といった課題が生じており、取り組む必要があります。

【方針】

- ・無償化等の影響を考慮し、保育所や認定こども園、幼稚園への需要に対して、定員の拡充や保育者の確保等、必要な供給量を確保します。引き続き児童発達支援の充実を図るとともに、質の高い保育・教育の提供や地域の子育て支援機能の維持・確保を図り、保育所、認定こども園、幼稚園の連携や就学前教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

⑤特別支援教育の充実

【課題】

- ・個に応じた指導を充実させるため、より専門的な知識をもった教員の育成が課題です。

【方針】

- ・より専門的な知識をもった教員が特別支援学級を担当できるよう、研修の充実を図るとともに、免許取得の推進を行います。特別支援教育支援員の配置を進め、一人一人の実態に即した指導ができる体制整備を進めます。

⑥ふるさと教育の充実

【課題】

- ・より効果的な学習を進められるよう、ふるさと教育と他の教育課程との関連性を、今一度整理する必要があります。

【方針】

- ・ふるさと教育の充実を図るため、今後、ESDの視点から総合的な学習の時間を中心に教科横断的に指導計画の見直しを行います。地域人材の協力を得ながら、児童生徒がふるさとに愛着をもてるよう学習を展開し

ます。

★共通

- ・①豊かな心を育てる、②多様な学びと健やかな体を育む、③ふるさと教育の充実の目標に向け、関係機関が連携した家庭支援の推進、読書活動の推進に向けた環境整備、食の大切さについての学びの推進、ふるさと橋本学の活用によるふるさと教育の推進などに引き続き取り組む必要があります。
- ・子どもたちにきめ細かな指導をしていくためにも、すべての教職員が心身共に健康で、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることが重要です。

政策9 生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり

施策項目32 生涯学習

国・県の動向 ・「人生100年時代」の到来に対応し、すべての人が生涯学習を通じて、すべてのライフステージにおいて学び続け、学んだことを活かして活躍できる社会の構築が求められています。また、感染症対策や防災等に関して必要な知識を得る、「命を守る」生涯学習や社会教育の重要性が強く認識されるようになってきました。 ・生涯学習や社会教育を通じた「人づくり」や「つながりづくり」は、地域を活性化し、住民が主体的に課題を発見し共有し解決していく持続的な「地域づくり」につながっていく意義を持つものであるという認識が広がっています。 ・県は生涯学習・社会教育推進に資するよう、「和歌山県の生涯学習」と各市町村の取り組み等のデータをまとめた「和歌山県の生涯学習〈資料編〉」を作成し、生涯学習における施策の重点と具体的取組を示しています。
市の現状と課題 ・「第2期橋本市教育大綱」や「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」が施行され、市民と行政が力を合わせて元気なまちをつくるため、協働の取り組みをさらに進めることとなりました。これらに加え、グローバル化の進展や情報技術の発達などの社会情勢の変化を反映させるため、令和2年度に「橋本市生涯学習推進計画」の中間見直しを行いました。市民の多くの方々が連携し、人と人がつながりながら、共に学びあいのできるまちづくりに向けて取り組むこととしています。 ・公民館では、世代別による事業を企画しています。事業の振り返りを重視して内容を充実させ、より多くの方に学びの機会を提供するようにしています。 ・図書館では各種読書会や図書館講座等を開催し、生涯学習活動の支援に努めています。
関連する基礎調査データ ・図書館の利用状況をみると、蔵書数及び前年度貸出冊数、館外貸出登録者数すべてにおいて増加傾向にあります。令和2(2020)年の館外貸出登録者数は、平成25(2013)年の約1.3倍に増加しています。
関連するアンケート結果 ・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「生涯学習の推進」について満足度は37施策中8位で平均値を上回っており、重要度は37施策中31位で平均値を下回っています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、図書館の蔵書の充実や新設を求める意見がみられました。
取組成果 ①生涯学習推進体制の充実 ・市内全ての中学校区(橋本中央中学校統合前)に育コミュニティを立ち上げており、共育コーディネーターを中心に地域の活性化を推進しています。 ②生涯学習活動の推進 ・コロナ禍以前は、まなびの日や公民館まつり等が生涯学習活動を発表する機会や各団体が交流する場となっていました。 ③図書サービスの充実 ・色々な年代の方の各種ニーズを考慮した選書を行い、本館・移動図書館共に季節や行事毎のコーナー作りもし、利用人数・貸出冊数の増に繋がっています。 ④公民館活動の充実 ・令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、活動機会が制約されたが、公民館で活動しているサークルが、地域や学校へボランティアに出向き、日頃の成果を発揮することができました。
施策評価の結果 ・共育コミュニティ等、地域との協働を推進することで、生涯学習を推進していきます。図書館や公民館といった社会教育施設を活用し、生涯学習を支援していき、コロナの中でも工夫した形で、学びの機会や発表する機会を創出します。(総合評価:C)
施策の課題 ①生涯学習推進体制の充実

【課題】

・共育コーディネーターの人材確保や共育コミュニティに関わりを持ってくれる地域住民の参画の拡充が課題となっています。

【方針】

・共育コーディネーターの人材確保や共育コミュニティに関わりを持ってくれる地域住民の参画の拡充が課題となっています。地域の人材の発掘や育成に努め、住民の参画を拡充させていきます。

②生涯学習活動の推進

【課題】

- ・コロナ禍の状況で活動が停滞しており、従来どおりの活動ができていませんが、ウィズコロナの中で工夫した生涯学習活動の推進をします。
- ・多様化するニーズに応じた学習内容を提供するため、ICT機器の活用など更なる工夫や充実を図る必要があります。

【方針】

・コロナ対策をしながら生涯学習活動を発表する機会を設け、持続可能な生涯学習活動を推進します。

③図書サービスの充実

【課題】

- ・誰でも見てわかるピクトサイン化などが不十分です。
- ・図書館は様々な年代の方の学べる場となるよう、更に工夫をする必要があります。また、情報収集の場としての図書館機能の充実を引き続き図る必要があります。

【方針】

・今後も安心してたくさんの方に利用して頂けるよう、より充実したサービスに努めます。

④公民館活動の充実

【課題】

- ・参加者が地域に主体的に参加する意識を持てるように内容を充実させる必要があります。
- ・公民館における事業については現役世代の参加が少なく、参加を促す情報発信等が重要で課題となっています。

【方針】

・事業参加やサークル活動を通じて地域に積極的に関わることができるよう支援をしていきます。

★共通

・人と人がつながり学びあえる場所づくりを推進し、子どもたちの育みを、家庭・学校・地域が連携しながら共に育ち合えるよう取り組んでいくことがより一層の課題となっています。

施策項目33 生涯スポーツ

国・県の動向
・平成 27(2015)年 10 月に発足したスポーツ庁は、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命としています。 ・東京オリンピック・パラリンピックのレガシー(遺産)として、スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる「スポーツ立国」の実現、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず活躍できるコミュニティの実現などを図る機運が高まりました。 ・県は、スポーツを通じてめざす社会とそれを実現するための基本方針や具体的な方策を示した「和歌山県スポーツ推進計画」(計画期間:平成 30(2018)年度から概ね 10 年間)を策定し、すべての県民一人一人が、それぞれのライフステージにおいて、関心・適性等に応じ、自主的・自発的にスポーツとふれあい、日常的にスポーツに親しむ、楽しむ、支えるなどの活動を通じて、生涯にわたり生活の質の向上が図れる社会の実現をめざしています。
市の現状と課題
・平成 26 年に橋本市スポーツ推進計画(計画期間:平成 26 年度から令和 5 年度)を策定し、市民一人ひとりが、体力や年齢、興味、目的に応じて、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指しています。 ・橋本市スポーツ推進計画の計画期間の折り返しとなる平成 30 年度に中間評価を行い、「成人の週 1 日以上のスポーツ実施率」や「社会体育施設利用者数」など指標項目を調査しました。
関連する基礎調査データ
・主なスポーツ施設は、体育施設が7か所、緑地・広場が4か所整備されています。
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「スポーツ施設、活動の振興」について満足度は 37 施策中 10 位で平均値を上回っており、重要度は 37 施策中 33 位で平均値を下回っています。 ・コロナ禍における運動・スポーツの機会については、「減った・活動が縮小した」が 39.8%と最も高く、次いで「変わっていない」が 25.9%、「少し減った・少し縮小した」が 24.0%となっています。年齢別にみると、20～30 歳代、75 歳以上では『減った(「少し減った・少し縮小した」と「減った・活動が縮小した」の合算)』が、その他の年齢と比べて低くなっています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、スポーツ施設の充実、ハイキングコースの案内、e スポーツへの偏見解消などを求める意見がみられました。 ・小中学生対象調査によると、スポーツ施設(グラウンドや体育館など)が充実しているかについては、「どちらかといえばそう思う」が 37.9%と最も高く、次いで「そう思う」が 34.8%、「どちらかといえばそう思わない」が 20.3%となっています。
取組成果
①生涯スポーツ活動の振興 ・橋本市体育協会や橋本市スポーツ少年団に所属する各団体への支援を行い、各競技種目の振興や団体間の交流推進に寄与しました。 ②スポーツ施設の充実 ・安全で利用しやすいスポーツ施設の提供のため、施設について十分な経験と知識を有している(公財)橋本市文化スポーツ振興公社へ管理運営を委託しています。 ③スポーツを活かした交流・イベントの推進 ・橋本市民総合体育大会や橋本マラソンなどを開催し、各競技種目の振興とともに参加者間の交流を図っています。
施策評価の結果
・橋本市民総合体育大会や橋本マラソンなどの大規模なスポーツイベントでは、ウィズコロナ時代を見据えた運営を行い、幅広い世代の人と人とのつながりを深め、世代を超えた交流を図ります。 ・スポーツ施設については、老朽化が目立ってきており、利用者が安全で安心して利用できるよう適切な維持管理に努める必要があります。(総合評価:C)
施策の課題

①生涯スポーツ活動の振興

【課題】

- ・昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により活動が一部制限されることがあります。
- ・市内小学校の児童数の減少に伴い橋本市スポーツ少年団に加入する団員も減っています。

【方針】

- ・幼児や小学生にスポーツをする楽しさを体験してもらい将来のスポーツ人口の増加につなげていきます。具体的には、スポーツ推進アドバイザー事業の中で幼児・児童向け体験会を開催し、子ども自身が体を動かすことの楽しさを発見すること目指します。
- ・橋本市体育協会などのスポーツ関係団体と連携を深めるとともに、高齢者、障がい者のスポーツ振興や健康づくりに関して、市の関係各課が連携を取るなど、スポーツをするための組織体制の構築を図っていく必要があります。

②スポーツ施設の充実

【課題】

- ・一部のスポーツ施設が老朽化しており、点検・整備が必要となっています。

【方針】

- ・スポーツを実施する環境を整備するため、各施設の点検を行い事後保全とならないよう、予防保全を心がける必要があります。また、スポーツ施設の中規模改修や体育館の長寿命化改修の実施にあたり、各施設の今後の方針を決める必要があります。

③スポーツを活かした交流・イベントの推進

【課題】

- ・各種イベントにおいては、コロナ禍の中の開催のための運営方法などの見直しが課題となっています。
- ・感染症対策に留意しながら、子どもから高齢者までが一緒になって楽しめるスポーツイベントを開催し、世代を超えた市民交流を図っていく必要があります。

【方針】

- ・ウィズコロナ時代のイベントの開催方法を検討するとともに、子どもから高齢者までが世代を超えて一緒になって楽しめるスポーツイベントの開催を目指し、市民交流を図っていきます。

★共通

- ・市民の運動習慣が定着するように、気軽に参加できるスポーツ教室を開催するなどのソフト面の充実とともに、安全で利用しやすいスポーツ施設となるよう既存施設の維持・管理を行っていく必要があります。

施策項目34 歴史遺産

国・県の動向
・文化財の保存と活用にあたっては、所有者や行政だけでなく、地域住民や市民団体等と協働してその取組を推進することが重要となっています。史跡、建造物や町並みの保存、民俗文化財の保存・継承等について活動を行っている NPO などの団体の活動も広がっています。 ・本県には数多くの文化財が存在し、国宝が 36 件で全国都道府県中第6位、重要文化財が 394 件で第7位となっています。しかし、人口減少と過疎化、少子・高齢化によって祭礼など伝統行事の存続が困難になるなど、文化財を取り巻く状況にも大きな影響が及ぶようになってきています。こうしたなか、総合的な文化財保護行政の推進のため、県は令和 3(2021)年 3 月に「和歌山県文化財保存活用大綱」を策定しました。
市の現状と課題
・令和 2 年 6 月には『葛城修験』が日本遺産に認定され、その構成文化財として橋本市内の文化財も認定されました。 ・本市出身の偉人の顕彰については、顕彰団体と連携したり、また大河ドラマに合わせてイベントを実施するなどし、その功績を広めてきました。
関連する基礎調査データ
・本市では地域の歴史性を反映して、多くの文化財が指定されています。また、名誉市民として数学者岡潔氏、日本人女性初のオリンピック金メダリスト前畑秀子氏らを顕彰しています。
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「歴史文化遺産の保全と活用」について満足度は 37 施策中 5 位で平均値を上回っており、重要度は 37 施策中 36 位で平均値を下回っています。 ・橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「歴史的な特徴を活かしたまちづくりを」「欧州の伝統ある小都市の政策や考え方をよく研究したうえでまちづくりを進めてほしい」という意見がありました。また、「数学者岡潔先生について広く市民に知ってもらいたい。市としてももう少し力を入れ広報などで宣伝してほしい」という名誉市民に関する意見もありました。 ・小中学生対象調査によると、橋本市について、ふだんの暮らしで感じていることについて、『思わない(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合算)』をみると、「まちににぎわいや活気がある」が 39.1%と最も高く、次いで「歴史や伝統が感じられる」が 38.2%、「公園などの遊び場が充実している」が 31.6%となっています。
取組成果
①世界遺産 高野参詣道 黒河道の保全と活用の推進 ・黒河道の保全整備について、月 1 回のパトロールや清掃業務などを委託しています。 ②文化財の保全と活用の推進 ・市が窓口となり、H30 には市指定文化財である学文路三叉路道標石の移設、R1 には古佐田山車の修繕、R2 には登録有形文化財の利生護国寺山門修繕、六郷極楽寺の防犯カメラの設置などを実施。R3には県指定文化財である陵山古墳の周辺フェンス修繕に取組み、文化財保全に努めてきました。 ③歴史的な環境や景観の保全 ・黒河道の景観の維持や安全な利用のため、台風や大雨により崩壊した路肩や法面について、県補助を受け H30、R2 に修繕を実施しました。 ④偉人の顕彰 ・郷土資料館にて名誉市民の資料を展示し、功績を広めている。また、大河ドラマに合わせ、イベントを実施したり、顕彰団体に補助し、活動を支援し連携して顕彰に取り組んでいます。岡潔博士顕彰のためガバメントクラウドファンディングなど利用し寄付金を募っています。
施策評価の結果
・名誉市民を顕彰する目的で設立された団体などと協働し、偉人顕彰に努め、広くその功績を伝えます。 ・関係者・団体とともに文化財の保存・活用に努め、その価値や本市の歴史を広く伝えることで、市民の郷土愛を育みます。(総合評価:C)
施策の課題

①世界遺産 高野参詣道 黒河道の保全と活用の推進

【課題】

- ・黒河道活用のために、観光担当課との情報共有や連携を深める必要があります。連携のなかで、本市のセールスポイントとして、より一層周知を図っていく必要があります。

【方針】

- ・業務委託を継続し黒河道の保全整備を図るとともに、観光担当課との連携を深め活用を図っていきます。

②文化財の保全と活用の推進

【課題】

- ・文化財の適切な保全及び更なる活用を図るためには、専門職員である学芸員の配置及び資質向上の機会が必要です。また、増加する文化財に対応する収蔵スペースの確保が必要です。
- ・文化財の保存・活用については、所有者等の文化財愛護意識を高め、その理解を得る必要があります。
- ・文化財の専門職員である学芸員の配置、文化財の保存修繕の予算措置等が課題です。計画的に文化財を保存活用するべく和歌山県文化財保存活用大綱をもとに本市における『文化財保存活用地域計画』の策定に向け検討を進める必要があります。

【方針】

- ・文化財の保存活用に関する基本的なアクションプランである『文化財保存活用地域計画』策定の検討を進め、効果的な文化財の保全と活用を推進します。
- ・文化財の保存活用の施設として、橋本市あさもよし歴史館、橋本市郷土資料館を運営してきましたが、老朽化が著しいため、紀見地区公民館との複合施設として新設する予定です。

③歴史的な環境や景観の保全

【課題】

- ・災害時に文化財の被害状況の早急な把握と対応に努める必要があります。

【方針】

- ・黒河道など歴史的な環境景観保全を継続して図っていきます。また、災害などにより環境や景観が損なわれた場合、観光担当課、県文化財担当課及び世界遺産文化センター等関係各所と連携し、早急に対応をしていきます。

④偉人の顕彰

【課題】

- ・今後も本市出身の偉人の業績を広く後世に伝え、市民の故郷への誇りと愛着を持てるよう、さらに顕彰をすすめる必要があります。

【方針】

- ・顕彰活動を行っている団体には引き続き支援をしていき、協働しながら顕彰を行っていきます。新設を予定している資料館には偉人の展示ゾーンを設け、継続してその功績を顕彰します。

施策項目35 文化芸術・国際交流

国・県の動向
・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から文化芸術関連の公演等の中止・延期や観客数の制限などきわめて大きな影響が出た一方、オンラインを活用した新たな事業の実施形態等の追求も行われました。また、コロナ禍に加え、国際社会における自国中心主義や内向き志向の強まりにより、国同士の交流や連携が停滞しかねない現下の状況において、特に対話や協働といった手法による国際文化交流を通じた日本と世界のつながりの維持・発展が求められています。 ・「第三期和歌山県文化芸術振興基本計画」(令和 3～7 年度)では、本県の文化芸術活動の一層の振興や人づくりに取り組むとともに、文化資源を活用した地域づくりを推進するための施策をまとめています。
市の現状と課題
・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の影響により、例年より内容変更・縮小はしましたが、市民総合文化祭や和歌山県美術展覧会橋本展を実施することができました。また、令和 3 年度は全国的な文化の祭典である国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭が和歌山県で開催され、本市でも様々な事業を開催し、文化芸術にふれる機会が充実しました。 ・新型コロナウイルス感染症により、国際交流は困難となっています。しかし新型コロナウイルス感染症は国際的な問題であり、対策等には国際的な対話や協働は不可欠であることが再認識されました。
関連する基礎調査データ
・姉妹都市 ロナ・パーク市(米国 カリフォルニア州) ・友好都市 泰安市(中国 山東省)
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「文化芸術活動・国際交流の推進」について満足度は 37 施策中 16 位で平均値を上回っていますが、重要度では 37 施策中 37 位と最も低くなっています。 ・コロナ禍で『減った(「少し減った・少し縮小した」と「減った・活動が縮小した」の合算)』(活動が縮小した)のものやことについては、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が 83.9%で最も高く、次いで「友人・知人との交流」が 77.8%、「文化芸術にふれる機会」が 65.2%となっています。
取組成果
①文化芸術活動に接する機会の充実 ・市民総合文化祭や和歌山県美術展覧会橋本展を開催し、文化芸術活動に接する機会を提供しています。また令和 3 年には全国的な文化の祭典である国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を開催しました。 ②市民の文化芸術活動の支援の充実 ・市の文化の発展に特に貢献した個人や団体へ表彰を実施しています。また、本市の文化向上に寄与するため各種文化団体により構成されている橋本市文化協会に補助し、その活動を支援しています。 ③国際交流の推進 ・国際親善協会と協働で、ホームステイやスピーチコンテストを実施し、国際交流をはかってきました。
施策評価の結果
・ウィズコロナの中で可能な国際交流を模索し、コロナの時代だからこと求められる国際交流を継続していきます。 ・ウィズコロナ時代において、橋本市民総合文化祭、和歌山県美術展覧会橋本展の持続可能な運営と充実を図り、引き続き多くの方に文化芸術活動に触れる機会を提供します。(総合評価:C)
施策の課題
①文化芸術活動に接する機会の充実 【課題】 ・市文化祭や県展橋本展の実行委員会の母体となっている文化協会構成員の高齢化により、年々準備片付の負担が大きくなっています。開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症の対策を講じる必要があります。 ・本市の文化芸術の機会提供を支える文化協会構成員の高齢化による開催運営の負担が増えていること、文化芸術分野の活性化のため関心のある層を広げること等が課題となっており、取り組みが必要です。 【方針】

- ・文化協会と連携しコロナ対策や準備の負担軽減を図るなど、市文化祭や県展橋本展の持続可能な開催の形を検討しながら、継続して文化芸術活動の機会を提供します。

②市民の文化芸術活動の支援の充実

【課題】

- ・少しでも多くの市民が芸術活動に興味関心を持つきっかけになるように、また多くの市民に展示会等に来てもらえるように、展示会等の活動をさらにPRする必要があります。

【方針】

- ・文化協会へ継続して支援を行うとともに、広く文化芸術活動を行っている個人や団体についても支援や顕彰を行っていきます。

③国際交流の推進

【課題】

- ・コロナ禍であるが、国際親善協会と協力し、可能な国際交流を行っていく必要があります。
- ・国際交流については、新型コロナウイルスの感染状況を勘案しつつ、世界とのつながりの重要性に鑑み、維持発展していくことが必要です。

【方針】

- ・インターネットを使った国際交流や市内在住の外国人の方との交流等、実現可能なものから国際交流を継続していきます。

★共通

- ・年齢や障がいの有無に関わらず、各分野の文化活動を行う市民団体の発表、情報発信を支援し、芸術文化に親しむ機会づくりに引き続き努める必要があります。

施策項目36 青少年健全育成

国・県の動向
・平成 27(2015)年には選挙権年齢が 18 歳へと引き下げられ、令和 4(2022)年には成年年齢が 18 歳へと引き下げられます。一方、飲酒、喫煙が可能となる年齢等、成年年齢が引き下げられてもそのままとなるものや、今後の適用年齢等について現時点では結論が得られていないものもあります。若者に関する制度的扱いが 18 歳、19 歳、20 歳等でそれぞれ異なることとなる中、これらの制度改革によって期待される効果(自立した活動の促進等)を最大限にし、懸念される影響(消費者被害の発生等)を最小限にとどめられるよう対策することが求められています。 ・県は、青少年健全育成条例について社会環境の変化に応じた改正を行っており、近年では青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を図った「有害環境や有害情報から青少年を守るための規定の改正」(平成 30 年 4 月施行)、「自撮り画像(児童ポルノ相当)要求行為の禁止規定の新設」(平成 31 年 4 月施行)などを行っています。
市の現状と課題
・学校や関係機関と連携した対応がなされ、青少年の非行問題は減少傾向にあります。しかしその反面、SNS 等によるネット上のトラブルが増加・悪質化の傾向が強まっています。
関連する基礎調査データ
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「青少年健全育成」について満足度は 37 施策中 14 位で平均値を上回っていますが、重要度では 37 施策中 29 位と平均値を下回っています。
取組成果
①青少年の健全育成活動の充実・交流の促進 ・各関係機関との連携が進むことにより、青少年の非行問題数は減少傾向にあります。 ②立ち直り支援の充実 ・学校生活や家庭での生活態度について、学校と情報交換しながら改善点を見出し指導することで少年自身の安定を図ることができました。 ③環境浄化活動の実施 ・インターネット普及の影響で年々有害図書は減少しています。コンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケ店へ立ち入り調査し、健全育成に関するチラシ等を配布しました。 ④青少年の健全育成に関わる人材の育成 ・登下校の見守り等、青少年の健全育成に取り組んでいます。ジュニアリーダー研修等の参加者が、青年リーダーとして活躍しています。
施策評価の結果
・学校や関係機関と連携した対応ができている。近年ではSNS等によるネット上のトラブルが増加・悪質化しており、啓発パンフレットの配布や研修等を充実させる必要があります。 ・青少年の健全育成を継続的にすすめることができます。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が停滞したため、コロナとともにある取り組みをしていく必要があります。(総合評価:C)
施策の課題
①青少年の健全育成活動の充実・交流の促進 【課題】 ・ネット上のトラブルが増加しています。また低年齢化してきています。ネットモラルの普及の取り組みがより一層必要です。 ・児童生徒に対してSNSの使用上のマナーやモラルの向上のため啓発パンフレットの配布や研修等を充実させる必要があります。 【方針】 ・青少年非行を未然防止するため、学校警察青少年センター連絡協議会等との情報共有をより一層推進します。子どもの健やかな成長に向けて「橋本市スマホ宣言」を推進します。

②立ち直り支援の充実

【課題】

- ・子どもの置かれている家庭環境等を鑑み保護者を含めた面談や指導を継続して行う必要があります。
- ・要保護対策児童等の支援について、子育て世代包括支援センター、学校警察青少年センター連絡協議会等と情報共有して子どものサインを見逃さず虐待等の早期発見に努める必要があります。

【方針】

- ・子育て世代包括支援センター、警察、教育相談センターと連携して、青少年の心情を吐露することのできる場を提供し、精神的な安定を図る居場所作りに努めます。

③環境浄化活動の実施

【課題】

- ・インターネット普及の影響で年々有害図書は減少しています。「ヤギの箱」の場所の変更、撤去を検討していく必要があります。

【方針】

- ・コンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケ店への立ち入り調査を実施し、健全育成に関するチラシ等の配布を継続していきます。

④青少年の健全育成に関わる人材の育成

【課題】

- ・さらに青年リーダーの参加者を募り、コロナ禍であっても活躍できる場を提供していく必要があります。
- ・青少年参加型事業においては、参加者が固定化傾向にあるため、それらを解消する事業展開の必要があります。

【方針】

- ・市内の高等学校での青年リーダーの説明会の機会を増やし、青年リーダーの増員を図ります。青年リーダーが中心となり事業を運営することで、将来の青年リーダーの育成を図ります。

施策項目37 地域コミュニティ

国・県の動向
・過疎化や高齢化、核家族化や個人の価値観の多様化などによって、地域を支える人材が不足し、住民同士のつながりが希薄になることで、地域コミュニティの機能が弱まる地域が増えています。具体的には、高齢化・独居化による孤独死の増加、地域で守り育てる子育て機能の低下、地域防災機能の低下、病院や買い物に行くバスの減少など生活環境の悪化、地域防犯機能の低下、祭りや年中行事の継続困難による地域文化の衰退、行政からの情報伝達など連絡調整機能の低下、若年層の減少による地域産業の衰退などが課題になっています。 ・「NPO」と「協働」について正しく理解し、共通認識を持ったうえで協働を進めていく必要があることから、県は職員の手引きとなる「NPO との協働推進ガイドライン」を策定しています。
市の現状と課題
・これまで、地域内における意思決定やイベントなどの自治・共助活動、まちづくりなどの地域活動は、地縁組織である区・自治会が中心となっていて行われてきました。しかし、人口減少や高齢化、地縁団体への全国的な加入率の低下による構成員の減少や、環境変化によって、人と人とのつながりの希薄化や、地域課題の複雑・多様化、地域活動の担い手不足などにより、地域の運営が成り立たなくなっている地域が増えてきています。
関連する基礎調査データ
・市では、「協働のまちづくり」に取り組むための基本的な考え方やルールなどを定めた「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」(通称はぐくむ条例)を平成 31(2019)年4月に制定しました。条例が実効性のある条例であり続けるよう育てていくため、この条例の検証や見直しを検討する「橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会(通称はぐくむ委員会)」を設置しました。
関連するアンケート結果
・市民意識調査によると、橋本市が行っている政策のうち「地域コミュニティ・協働のまちづくり推進」について満足度は 37 施策中 13 位で平均値を上回っていますが、重要度では 37 施策中 35 位と平均値を下回っています。 ・コロナ禍で『減った(「少し減った・少し縮小した」と「減った・活動が縮小した」の合算)』(活動が縮小した)ものやことについては、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が 83.9%で最も高く、次いで「友人・知人との交流」が 77.8%、「文化芸術にふれる機会」が 65.2%となっています。 ・コロナ禍における近所づきあいについては、「変わっていない」が 55.6%と最も高く、次いで「少し減った・少し縮小した」が 23.1%、「減った・活動が縮小した」が 18.1%となっています。年齢別にみると、30 歳代、60～64 歳では『減った』がその他の年齢と比べて高くなっています。 ・「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」については、「名前も内容も知らない」が 64.3%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が 25.2%、「名前も内容も知っている」が 6.2%となっています。年齢別にみると、65～74 歳では「名前も内容も知っている」が、その他の年齢と比べて高くなっています。 ・協働のまちづくりについては、「『協働』の意味や効果、範囲がわかりにくいので、なんともいえない」が 37.1%と最も高く、次いで「『協働』はまちづくりに必要だが、押し付けにならないように慎重に進めるべき」が 31.1%、「住みよいまちをつくるために『協働』を積極的に推進、充実していくことが望ましい」が 22.3%となっています。 ・また、橋本市のまちづくりに関する自由記述では、「今は自分たちの生活でいっぱいなので地域との交流、ボランティア自治会等は、正直しんどい」という意見がある一方、「『節度ある』お節介が自然とできる町だと思う。若い人が関わってほしくない気持ちもよくわかる。しかし、それだけでは災害時に困る。子ども達に繋がりを教え、シミュレーションすることが必要だと思う」という意見もありました。 ・小中学生対象調査によると、ご近所同士のつながりがあるについては、「そう思う」が 47.5%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 35.7%、「どちらかといえばそう思わない」が 11.5%となっています。
取組成果
①市民活動の支援
・橋本市内で地域の課題等の解決に向けて行う活動を支援するため、市内に活動拠点のある NPO 法人、橋本市サポートセンターに利用登録しているボランティア団体等での活用を考え橋本市地域づくり活動交付金を創設しました。

②協働のまちづくりの推進

- ・地域運営組織検討懇話会及び庁内検討委員会において、地域運営組織設立に向けての方針及び地域割り(案)を決定しました。

③地域コミュニティの活性化

- ・市内の地縁組織が身近な地域課題を自主的に解決し、また、自らの判断と創意工夫により持続可能でよりよい地域社会の実現に資するための活動を支援し、住民自治の進行及び市民と行政による協働のまちづくりの推進を目的に、持続可能な地域コミュニティ発展交付金(通称:SDGs交付金)を新設しました。

施策評価の結果

- ・「協働によるまちづくり」実現のためには、「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」の理念醸成が必要不可欠です。まずは、区、自治会をはじめ市民の皆さんへの条例周知に取り組みます。
- ・区長会と第 2 層協議体の地区割りをベースに橋本市全地域 10 地区で、R10 の第 3 次長期総合計画スタートに合わせて福祉を中心とした地域運営組織設立を目指します。**(総合評価:C)**

施策の課題**①市民活動の支援****【課題】**

- ・地域づくり活動交付金は、現行の要綱が、現実的に活用しにくい制度となっていることから、補助金交付要綱の見直しを行う必要があります。
- ・市民やボランティア団体、NPO 等の活動をより一層活発化させるため、市民活動サポートセンターを中心とした支援体制を推進する必要があります。

【方針】

- ・区長会と第 2 層協議体の地区割りをベースに橋本市全地域 10 地区で、令和 10 年の第 3 次長期総合計画スタートに合わせて福祉を中心とした地域運営組織設立を目指します。また、第 3 次長期総合計画では地域別計画を策定するとともに、それを基にした一括交付金の交付につなげたい。

②協働のまちづくりの推進**【課題】**

- ・地域懇談会を実施し「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」を周知することで、地域の方々に協働によるまちづくりの重要性を理解してもらい、地域運営組織設立に向けての機運を高める必要があります。
- ・意見交換、情報交換の場に多くの市民参加はありますが、若年層・女性の参加が少なく、今後は市内在住外国人を含めた、幅広い年齢層が参加できる体制づくりを検討する必要があります。

【方針】

- ・区長会と第 2 層協議体の地区割りをベースに橋本市全地域 10 地区で、令和 10 年の第 3 次長期総合計画スタートに合わせて福祉を中心とした地域運営組織設立を目指します。また、第 3 次長期総合計画では地域別計画を策定するとともに、それを基にした一括交付金の交付につなげたい。

③地域コミュニティの活性化**【課題】**

- ・将来のまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにした「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」を平成 31 年 4 月に施行しているが、条例の認知度がまだまだ低く市民への周知が必要です。

【方針】

- ・区長会と第 2 層協議体の地区割りをベースに橋本市全地域 10 地区で、R10 の第 3 次長期総合計画スタートに合わせて福祉を中心とした地域運営組織設立を目指す。また、第 3 次長期総合計画では地域別計画を策定するとともに、それを基にした一括交付金の交付につなげたい。

★共通

- ・長期化する厳しい財政状況の下では、行政がこれまでと同様にサービスを維持、提供していくことは年々困難な状況になっており、市民と行政がそれぞれの役割分担を明確にし、「市民が主体となっていてしなけれ

【資料 3】

ならないこと(自助)」、「市民同士で協力してしなければならないこと(共助)」、「行政が主体となっていなければならないこと(公助)」等を整理し、市民と行政が相互理解したうえで協働のまちづくりを行う「新しい仕組み」を構築していく必要があります。